山 鹿 市 議 会 会 議 録

平 成 24年 （ 第 4 回 ） 9 月 定 例 会

山　鹿　市　議　会

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	９月　４日	火	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
２	９月　５日	水	休　　会	
３	９月　６日	木	休　会　（発言通告締切午後５時まで）	
４	９月　７日	金	休　　会	
５	９月　８日	（土）		
６	９月　９日	（日）		
７	９月　10日	月		
８	９月　11日	火	質疑・一般質問	
９	９月　12日	水	質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 委 員 会 付 託	
１０	９月　13日	木	本会議なし	福祉厚生
１１	９月　14日	金		経済観光
１２	９月　15日	（土）	休　　会 （敬老の日）	
１３	９月　16日	（日）		
１４	９月　17日	月		
１５	９月　18日	火	本会議なし	建設環境
１６	９月　19日	水		総務文教
１７	９月　20日	木		議会運営
１８	９月　21日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会

目　次

第１号（９月４日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　議案第59号～議案第72号
認定第１号～認定第13号
報告第５号～報告第９号 …… 8

９．提案理由の説明 …… 9

（１）議案第59号（本多総務部長） …… 10

（２）議案第60号（幸村環境部長） …… 10

（３）議案第61号（宮本水道局長） …… 11

（４）議案第62号（本多総務部長） …… 11

（５）議案第63号（本多総務部長） …… 12

（６）議案第64号（本多総務部長） …… 12

（７）議案第65号（本多総務部長） …… 13

（８）議案第66号（有働市民福祉部長） …… 16

（９）議案第67号（有働市民福祉部長） …… 16

(10) 議案第68号（荒木市民医療センター事務部長） …… 16

(11) 議案第69号（三森商工観光部長） …… 17

(12) 議案第70号（本多総務部長） …… 18

(13) 議案第71号（池田副市長） …… 18

(14) 議案第72号（池田副市長） …… 18

(15) 認定第１号（本多総務部長） …… 19

(16) 認定第２号（川崎市民福祉部次長） …… 20

(17) 認定第３号（川崎市民福祉部次長） …… 20

(18) 認定第４号（幸村環境部長） …… 20

(19) 認定第５号（川崎市民福祉部次長） …… 21
(20) 認定第６号（宮本水道局長） …… 22
(21) 認定第７号（池田農林部次長） …… 22
(22) 認定第８号（池田農林部次長） …… 22
(23) 認定第９号（池田農林部次長） …… 23
(24) 認定第10号（池田農林部次長） …… 23
(25) 認定第11号（宮本水道局長） …… 24
(26) 認定第12号（荒木市民医療センター事務部長） …… 24
(27) 認定第13号（幸村環境部長） …… 26
(28) 報告第５号（本多総務部長） …… 26
(29) 報告第６号（荒木市民医療センター事務部長） …… 27
(30) 報告第７号（戸次総務部次長） …… 27
(31) 報告第８号（冨田農林部長） …… 29
(32) 報告第９号（冨田農林部長） …… 29
10．散　会 …… 30

第２号（９月11日）

１．議事日程 …… 33
２．本日の会議に付した事件 …… 34
３．出席議員 …… 34
４．説明のため出席した者 …… 35
５．事務局職員出席者 …… 36
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 37
（１）古荘　克郎議員一般質問 …… 37
○中嶋市長答弁 …… 39
（２）永田　健議員一般質問 …… 40
○冨田農林部長答弁 …… 41
（３）永田　健議員一般質問 …… 43
（４）高野　誠二議員一般質問 …… 43
○杉本教育長答弁 …… 44
（５）高野　誠二議員一般質問 …… 46
○杉本教育長答弁 …… 47
（６）高野　誠二議員一般質問 …… 47
○杉本教育長答弁 …… 48

（７）堀　茂幸議員関連質問 …… 49
○杉本教育長答弁 …… 49
○中嶋市長答弁 …… 50
（８）永田　紘二議員関連質問 …… 51
○杉本教育長答弁 …… 52
（９）太田黒　鐵郎議員一般質問 …… 53
○中嶋市長答弁 …… 54
(10) 太田黒　鐵郎議員一般質問 …… 54
○三森商工観光部長答弁 …… 57
○中嶋市長答弁 …… 58
○杉本教育長答弁 …… 60
○川野首席教育審議員答弁 …… 62
○米加田会計管理者答弁 …… 62
(11) 太田黒　鐵郎議員一般質問 …… 63
○本多総務部長答弁 …… 65
(12) 太田黒　鐵郎議員一般質問 …… 66
○本多総務部長答弁 …… 68
○荒木市民医療センター事務部長答弁 …… 69
(13) 原　徹議員質疑・一般質問 …… 70
○有働市民福祉部長答弁 …… 73
○幸村環境部長答弁 …… 74
○中嶋市長答弁 …… 75
(14) 原　徹議員質疑・一般質問 …… 76
○有働市民福祉部長答弁 …… 80
(15) 原　徹議員質疑・一般質問 …… 81
(16) 森　久雄議員一般質問 …… 82
○戸次総務部次長答弁 …… 83
(17) 森　久雄議員一般質問 …… 85
○戸次総務部次長答弁 …… 86
(18) 福本　義文議員一般質問 …… 87
○寺崎教育部次長答弁 …… 89
(19) 福本　義文議員一般質問 …… 91
○寺崎教育部次長答弁 …… 92

(20) 福本　義文議員一般質問 …… 93
○中嶋市長答弁 …… 94
(21) 福本　義文議員一般質問 …… 95
○三森商工観光部長答弁 …… 96
(22) 福本　義文議員一般質問 …… 97
○三森商工観光部長答弁 …… 98
(23) 福本　義文議員一般質問 …… 99
○中嶋市長答弁 …… 100
(24) 芹川　正美議員一般質問 …… 102
○本多総務部長答弁 …… 103
(25) 芹川　正美議員一般質問 …… 103
○本多総務部長答弁 …… 104
(26) 芹川　正美議員一般質問 …… 105
○本多総務部長答弁 …… 105
(27) 芹川　正美議員一般質問 …… 106
７．散　会 …… 106

第３号（９月12日）

１．議事日程 …… 109
２．本日の会議に付した事件 …… 110
３．出席議員 …… 110
４．説明のため出席した者 …… 111
５．事務局職員出席者 …… 112
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 113
（１）冨丸　洋一郎議員一般質問 …… 113
○本多総務部長答弁 …… 118
○冨田農林部長答弁 …… 119
○緒方建設部長答弁 …… 120
○中嶋市長答弁 …… 120
○冨田農林部長答弁 …… 121
（２）冨丸　洋一郎議員一般質問 …… 122
（３）藤本　芳雄議員一般質問 …… 122
○戸次総務部次長答弁 …… 123

（４）藤本　芳雄議員一般質問 …… 124
○戸次総務部次長答弁 …… 125
（５）藤本　芳雄議員一般質問 …… 125
○川野首席教育審議員答弁 …… 126
（６）藤本　芳雄議員一般質問 …… 127
○川野首席教育審議員答弁 …… 128
（７）森川　昭彦議員一般質問 …… 129
○本多総務部長答弁 …… 131
○寺崎教育部次長答弁 …… 132
○中嶋市長答弁 …… 133
（８）森川　昭彦議員一般質問 …… 134
（９）吉本　政幸議員一般質問 …… 135
○冨田農林部長答弁 …… 136
(10) 吉本　政幸議員一般質問 …… 137
○冨田農林部長答弁 …… 138
(11) 吉本　政幸議員一般質問 …… 139
○冨田農林部長答弁 …… 140
(12) 稲葉　昇議員一般質問 …… 141
○三森商工観光部長答弁 …… 141
(13) 稲葉　昇議員一般質問 …… 142
○三森商工観光部長答弁 …… 143
(14) 稲葉　昇議員一般質問 …… 144
(15) 北原　昭三議員一般質問 …… 145
○戸次総務部次長答弁 …… 147
○有働市民福祉部長答弁 …… 147
○本多総務部長答弁 …… 148
(16) 北原　昭三議員一般質問 …… 149
○緒方建設部長答弁 …… 150
○有働市民福祉部長答弁 …… 150
(17) 北原　昭三議員一般質問 …… 151
(18) 川野　功議員質疑 …… 152
○三森商工観光部長答弁 …… 153
(19) 川野　功議員一般質問 …… 154
○本多総務部長答弁 …… 155

(20) 川野　功議員一般質問 …… 156
○本多総務部長答弁 …… 156
(21) 川野　功議員一般質問 …… 157
○戸次総務部次長答弁 …… 158
(22) 川野　功議員一般質問 …… 158
○戸次総務部次長答弁 …… 159
(23) 川野　功議員一般質問 …… 160
７．日程第２　委員会付託 …… 161
８．散　会 …… 161

第４号（９月21日）

１．議事日程 …… 165
２．本日の会議に付した事件 …… 166
３．出席議員 …… 167
４．説明のため出席した者 …… 168
５．事務局職員出席者 …… 169
６．日程第１　議案第59号～議案第72号
認定第１号～認定第13号
陳情第14号 …… 170
７．各常任委員長の報告 …… 171
（１）福祉厚生常任委員長報告 …… 171
（２）経済観光常任委員長報告 …… 172
（３）建設環境常任委員長報告 …… 173
（４）総務文教常任委員長報告 …… 174
８．質　疑 …… 176
（１）丸山　寛治議員質疑 …… 177
９．討　論 …… 178
10．採　決 …… 178
11．日程追加　日程第２　議案第73号 …… 181
12．提案理由の説明 …… 181
（１）議案第73号（本多総務部長） …… 181
13．質　疑 …… 182
（１）森　久雄議員質疑 …… 182
○本多総務部長答弁 …… 183

14. 討　論 …… 183
15. 採　決 …… 183
16. 閉　会 …… 184

９月４日（火曜日）

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成24年９月４日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号））

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例

議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）

議案第70号　字の区域の変更について

議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第５号　平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第６号　平成23年度山鹿市病院事業会計継続費精算の報告について
報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　永田　健君
２番　稲葉　昇君
３番　藤本芳雄君
４番　福本義文君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君
７番　北原昭三君
８番　芹川正美君
９番　藤原　豊君
10番　立山秀木君
11番　立山　隆君
12番　原　徹君
13番　平井邦廣君
14番　吉本政幸君

15番	池田誠一君
16番	堀　茂幸君
17番	永田紘二君
18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	冨田弘海君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君

財政課長	木下　実君
福祉課長	福永　浩君
農林企画課長	吉里明弘君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

ただいまから平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

お手元に、議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので、許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

本日ここに、平成24年９月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、全員ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

７月の九州北部豪雨におきましては、気象庁が表現しております「これまでに経験したことのないような大雨」が各地に甚大な被害をもたらしました。

阿蘇市を初め、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方には、心からお見舞い申し上げる次第でございます。

本市におきましても、幸い人的被害はなかったものの、家屋の浸水や農林業施設、土木施設などで相当な被害が発生しております。

一刻も早い復旧に努めますとともに、菊池川河川改修の促進にも力を注いでまいりたいと考えております。

次に、議員各位及び市民の皆様方に大変ご心配をいただいており、本市にとりまして、長年の懸案事項であります可燃ごみの処理問題につきましてご報告申し上げます。

現在、稼働中のクリーンセンターの平成25年４月以降における継続使用につきまして、鹿央町の関係地区に対し、説明、協議を重ねてまいりましたが、このたび、地元の皆様方のご協力をいただくことで合意を得ることができ、平成30年度までの継続使用に関する協定の締結に至ったところであります。

今後、新たな焼却施設の建設候補地を決定し、新施設での平成31年４月の稼働を目指し、計画的かつ確実な事業推進に全力を傾ける所存でございます。

議員各位におかれましては、さらなるご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例２件、予算８件、人事案件２件、その他２件で、認定が13件、報告が５件であります。

これら議案等の内容につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたし

ます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横手　啓介君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において古荘克郎議員、森芳顕議員を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（横手　啓介君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月21日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第59号～議案第72号

認定第１号～認定第13号

報告第５号～報告第９号

○議長（横手　啓介君）

日程第３、議案第59号から報告第９号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号））

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例
議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）
議案第70号　字の区域の変更について
議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第５号　平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第６号　平成23年度山鹿市病院事業会計継続費精算の報告について
報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

○議長（横手　啓介君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、さきの九州北部豪雨を初め、本年６月から７月にかけての集中豪雨等により、被害を受けた簡易水道施設、農業集落排水施設、農業用施設、林業施設、公共土木施設及び住宅施設の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）を専決第５号として、平成24年７月23日付をもって専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に１億315万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を264億6539万8000円とするものであります。

10ページをお開きください。

３　歳出、(款)衛生費、(目)環境衛生総務費の補正額423万3000円及び次のページ、11ページにあります(款)農林水産業費、(目)農業総務費の補正額332万1000円は、集中豪雨等により被害を受けた簡易水道施設、農業集落排水施設の復旧に係る繰出金であります。

続きまして、(款)災害復旧費、(目)現年発生農業用施設災害復旧費から、12ページ、現年発生住宅施設災害復旧費までにつきましては、同じく集中豪雨により被害を受けております農業用施設、林道、市道、河川並びに公営住宅に係る災害復旧、測量設計、応急対策に要する経費であります。財源は、一般財源であります。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたが、このたび、被害を受けております施設は、いずれも市民生活に欠くことのできない施設であります。現在、早期復旧に向けて、取り組んでおります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましても、同じく集中豪雨により被害を受けた農業集落排水施設の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を専決第６号として、平成24年７月23日付をもって専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により

これを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に332万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億1316万9000円とするものであります。

８ページをお願いいたします。

３　歳出、(款)災害復旧費、(目)現年発生農業集落排水施設災害復旧費の補正額332万1000円につきましては、集中豪雨に伴う落雷により被害を受けた島田地区クリーンセンター、菊鹿東部地区浄水センター及び中富・川北地区クリーン施設の電気機器設備の修繕に要する経費であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましても、同じく集中豪雨により、被害を受けた簡易水道施設の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を専決第７号として、平成24年７月23日付をもって専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に423万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億4736万6000円とするものであります。

８ページをお開きください。

３　歳出、(目)現年発生簡易水道施設災害復旧費、補正額423万3000円は、被害を受けた施設の復旧に係る重機等の借上料及びろ過砂等の原材料です。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、法人市民税の確定申告に伴い、予定納税に係る還付額に不足を生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年度山鹿市一般会計補正予

算（第３号）を専決第８号として、平成24年７月30日付をもって専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

３ページをお願いします。

第１条　歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に3276万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を264億9816万円とするものであります。

10ページをお開きください。

３　歳出、(款)総務費、(目)賦課徴収費の補正額3276万2000円は、平成23年度に予定納税された法人市民税に対して、地方税法第17条及び第321条の８第20項の規定に基づき、還付を行うものであります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、市庁舎の建設に当たり、本市の主たる事務所の位置を変更するため、地方自治法第４条第１項の規定により、条例を改正するものであります。

現行の条例において定めております「山鹿市山鹿978番地」を「山鹿市山鹿987番地３」に改めるものです。

なお、附則としまして、本条例は、規則で定める日から施行するものであります。

続きまして、議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災での災害対応状況等について、国の中央防災会議における検証結果に基づき、大規模災害に備えるための措置に関して、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年６月27日に公布されたことに伴い、同法の規定により制定した当該二つの条例の改正を行うため、提案するものでございます。

はじめに、山鹿市防災会議条例の一部改正におきましては、所掌事務の見直し、明確化を行い、「市長の諮問により、地域の防災に関する重要事項を審議すること」、また「重要事項に関し、市長に意見を述べること」を加え、組織の委員の中に、「自主防災組織を構成する者または学識経験を有する者」を新たに加えるものです。

次に、山鹿市災害対策本部条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の所掌事務の見直し、明確化に関連し、市町村の災害対策本部につきましては、新たに法第23条の２として別個に規定されたために、これにあわせて引用する条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものです。

また、山鹿市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置としまして、新たに防災会

議の委員に委嘱される者の任期は、既に委嘱されている者の残任期間と同一の期間とするものでございます。

続きまして、議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

このたび、ご提案申し上げております補正第４号は、寄附行為に基づくもの、県からの補助採択を受けてのもの、災害復旧に係るもの並びに平成23年度交付の国・県支出金に係る精算返納金などであります。

１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に５億3859万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を270億3675万2000円とするものであります。

５ページをお開きください。

第２表　地方債補正につきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加するものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

16ページをお開きください。

(款)総務費、(目)総合支所費の補正額420万円は、落雷により被害を受けた菊鹿総合支所の屋内消火栓用自家発電装置取りかえに係るものであります。

次の(目)地域振興費の補正額830万6000円は、県北地域の５市６町が連携し、交通アクセス網の分析調査などにより広域的な観光振興、交流拡大を目指す「くまもと県北交流拡大プロジェクト」への負担金30万6000円及び寄附金の一部を人材育成基金へ積み立てるものであります。

続きまして、(款)民生費、(目)社会福祉総務費の補正額は1894万9000円であります。

地域づくりチャレンジ推進事業81万4000円は、県の補助採択を受け、地域のだれもが気軽に集い、支え合う「地域の縁がわ活動」を支援するものであります。

地域支え合い体制づくり事業800万円につきましては、寄附行為に基づき、社会福祉施設の機能を活用し、災害時要援護者を地域で支え合う体制づくりを行うものであります。

対象施設は、愛隣の家、あやすぎ荘、一本松荘、あいさとの４施設であります。

続きまして、17ページ、(目)高齢者福祉施設の補正額130万円は、平成25年４月に鹿本町南古閑区自治会に譲渡予定の鹿本老人集会所について改修を行うものであります。

続きまして、(目)児童福祉総務費の中にあります児童保育環境充実事業350万円

は、寄附行為に基づき、児童福祉施設の遊具、絵本等、保育環境の充実を図るものであります。

18ページをお開きください。

(款)衛生費、(目)保健衛生総務費の中にあります管理経費147万円、また、次の(目)予防費の補正額1174万1000円は、予防接種実施規則の改正に伴い、本年９月から開始されます不活化ポリオワクチンの個別接種実施に係る委託費及びシステム改修費であります。

続きまして、19ページにあります(款)農林水産業費、(目)農業振興費の補正額は312万1000円であります。

元気いきいき地域再生支援事業75万円は、県のくまもとの６次産業化総合対策事業を活用し、農産加工品の商品開発や販路拡大などに取り組む団体を支援するものであります。

次の地域づくりチャレンジ推進事業137万1000円は、地域資源や農産物等の特性を生かした交流人口の拡大、新たな特産品開発への取り組みを支援するものであります。

また、農村景観保全活用事業100万円は、県の美しい農村景観保全活用事業を活用し、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保するものであります。対象地区は、菊鹿町番所地区であります。

次の(目)畜産業費の補正額486万5000円は、県の環境保全型農業総合支援事業の採択を受け、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜排せつ物の適正処理と利用促進を図るものであります。

20ページをお開きください。

(目)林業振興費の補正額は6291万5000円であります。林業振興事業60万円は、シイタケの加工及び生産安定に係る施設整備を支援し、特用林産物による農山村地域の振興を図るものであります。

また、森林整備加速化・林業再生事業6231万5000円は、平成26年度まで延長された県の緑の産業再生プロジェクト促進事業の計画承認を受け、林業及び木材振興に係る施設整備を支援するものであります。対象事業所は、鹿本森林組合ほか二つの事業所であります。

続きまして、(款)商工費、(目)観光費の補正額200万円は、県の地域づくりチャレンジ推進事業の補助採択を受け、観光資源を生かした滞在型のウォーキング大会「やまが満喫湯らっとウォーク」の事業拡充を図るものであります。

続きまして、21ページにあります、(款)消防費、(目)非常備消防費の補正額104万円は、消防団員と公務災害補償等共済基金からの助成を受け、消防団員貸与備品

の拡充を図るものであります。

続きまして、(款)教育費、(目)小学校の学校管理費の補正額13万9000円は、山鹿小学校合唱部の九州大会の出場を支援するものであります。

次の教育振興費の補正額は1450万1000円であります。学校教育環境充実事業1420万1000円は、寄附行為に基づき、市内小学校の図書及びグランドピアノなど、楽器の充実を図るものであります。

研究校指定事業30万円は、熊本県からの指定を受け、学習指導要領に基づく道徳教育の充実を図るため、学校、地域が主体的に道徳教育に関する多様な取り組みを行うものであります。

次の(目)学校建設費の補正額315万2000円は、平成28年４月開校予定の菊鹿地区統合小学校について、計画承認に向けた現校舎の耐力度調査を実施するものであります。

22ページをお開きください。

(目)中学校の学校管理費の補正額352万5000円は、市内各中学校各部の全国大会等への出場を支援するものであります。

次の(目)教育振興費の補正額955万3000円は、小学校と同じく、寄附行為に基づき、市内中学校の図書及び管弦楽器などの充実を図るものであります。

(目)幼稚園費の補正額100万円につきましても、寄附行為に基づき、市内幼稚園の幼児用図書を充実させるものであります。

23ページになりますが、(目)社会教育総務費の補正額1765万6000円は、寄附行為に基づき、図書に加え、移動図書車両２台を購入し、図書サービスの充実を図るものであります。

続きまして、(款)災害復旧費、(目)現年発生農業用施設災害復旧費の補正額8602万円及び次の(目)現年発生林業施設災害復旧費の補正額2272万8000円につきましては、九州北部豪雨と６月から７月にかけての集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設並びに林業施設に係る災害復旧事業であります。

24ページをお開きください。

(目)現年発生土木施設災害復旧費の補正額２億2170万円につきましても、同じく被害を受けております道路及び河川に係る災害復旧事業であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ6709万1000円を追加し、総額を77億8808万1000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出、(款)後期高齢者支援金等、(目)後期高齢者支援金の補正額25万9000円は、支援金の確定に伴う補正でございます。

(款)諸支出金、(目)償還金の補正額6683万2000円は、平成23年度に交付を受けた国庫支出金に係る精算返納金でございます。

続きまして、議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ3411万9000円を追加し、総額を59億9539万円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

３　歳出、(款)諸支出金、(目)償還金の補正額3411万9000円は、平成23年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴います、国・県支出金及び支払基金交付金に係る精算返納金でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、熊本県の地域医療再生計画に基づく、地域周産期中核病院等機能強化事業の実施に伴う産婦人科関連の医療機器整備に要する補助金と企業債、及び麻酔科用生体情報モニター等の老朽化による一般医療機器の更新整備に要する企業債について、補正をお願いするものでございます。

以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則でございます。

第２条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、資本的収入でございます。

収入の第１款　資本的収入の既決予定額に3248万円を加え、総額を３億6481万円とするものでございます。

次に、資本的支出でございます。

支出の第１款　資本的支出の既決予定額に3256万3000円を加え、総額を５億298万6000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は、企業債でございます。

医療機器整備事業の増額に伴い、起債の限度額を補正するものであります。起債の目的等は、記載のとおりでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては、補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

資本的収入の(款)資本的収入、(項)企業債、(目)病院事業債の補正予定額2110万円は、医療機器整備事業に係る企業債を増額するものであります。

同じく、(項)県補助金、(目)県補助金の補正予定額1138万円は、熊本県地域周産期中核病院等機能強化事業費補助金の交付決定を受け、増額するものでございます。

次に、資本的支出の(款)資本的支出、(項)建設改良費、(目)器械備品費の補正予定額3256万3000円は、地域周産期中核病院等機能強化事業に係る医療機器の整備及び老朽化の進んだ医療機器の更新整備に要する経費を増額し、補正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市さくら湯です。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、平成24年11月23日から平成27年３月31日までとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第70号　字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、先ほどの議案第63号において、ご説明申し上げました本市の事務所位置の変更に当たり、当該建設地の地番を整理するため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。

現在、旧鹿本農業協同組合本所敷地を含む事務所位置は、10筆、そして４つの字からなっております。今般、当該位置を合筆し、地番の整理を行うに当たりまして、これら土地の字を同じくする必要がありますので、記載のとおり、山鹿字東原、三反田、豊前川、それぞれの区域について、これを「山鹿字堀明」へ変更するものです。

２ページをお願いいたします。

字界変更図であります。

黒の二点実線が現在の字界で、この区域を赤の二点実線のとおり変更するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（横手　啓介君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第71号及び議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

両案は、人権擁護委員のうち２名の委員が平成24年12月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。

議案第71号では、現委員、原口嗣春氏の任期満了に伴い、新たに川上學氏を同委員に推薦しようとするものでございます。

議案第72号では、現委員、栃原昭一氏の任期満了に伴い、新たに衛藤泰夫氏を同委員に推薦しようとするものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

７ページをお開きください。

下段の歳入合計欄において、ご説明いたします。

合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業に係るもの、下段が現年度決算額であります。合算してご説明します。

予算現額338億1628万8240円、調定額320億8833万7322円に対しまして、収入済額は312億8339万6978円となっております。不納欠損額１億2431万4497円、収入未済額は６億8062万5847円であります。

11ページをお開きください。

歳出につきまして、歳出合計欄において、同じく上段、下段、合算して、ご説明いたします。

予算現額338億1628万8240円に対しまして、支出済額285億7449万750円、翌年度繰越額38億3585万3100円、不用額が14億594万4390円でございます。執行率95.3％となっております。

12ページになりますが、歳入歳出に係る差引残額は27億890万6228円であります。

67ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。３　歳入歳出差引額27億890万6000円のうち、４　翌年度へ繰り越すべき財源は7674万1000円であり、結果、５　実質収支額は26億3216万5000円であります。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条の規定に基づき、15億円を基金に編入いたしております。その内容は、12億円が財政調整基金、３億円が減債基金であります。

なお、決算に係る付属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

川崎市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○市民福祉部次長（川崎　美明君）

認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一番下の歳入合計の欄によりご説明申し上げます。

予算現額77億7716万3000円、調定額81億4285万3794円に対しまして、収入済額76億2537万2950円、不納欠損額１億2330万9525円、収入未済額３億9417万1319円です。

７ページをお願いいたします。

歳出につきまして、歳出合計の欄によりご説明申し上げます。

予算現額77億7716万3000円に対しまして、支出済額74億5334万8438円、不用額３億2381万4562円です。

次に、８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は１億7202万4512円です。なお、このうち地方自治法第233条の２の規定等による基金繰入額はございません。

続きまして、認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一番下の歳入合計の欄によりご説明いたします。

予算現額６億4818万6000円、調定額６億3365万8029円に対しまして、収入済額６億3118万3829円、不納欠損額４万4300円、収入未済額242万9900円です。

４ページをお願いいたします。

歳出につきまして、一番下の歳出合計の欄によりご説明いたします。

予算現額６億4818万6000円に対しまして、支出済額６億2878万8229円、不用額1939万7771円です。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は239万5600円です。なお、このうち地方自治法第233条の２の規定等による基金繰入額はございません。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、ご説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額14億4161万4000円、調定額14億1542万７円に対しまして、収入済額は13億7701万4832円です。収入未済額は3840万5175円であります。

５ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額14億4161万4000円、支出済額13億7701万4832円、不用額6459万9168円であります。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

川崎市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○市民福祉部次長（川崎　美明君）

認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一番下の歳入合計の欄によりご説明いたします。

予算現額60億9570万1000円、調定額58億4688万7106円に対しまして、収入済額57億9103万1219円です。不納欠損額183万1983円、収入未済額は5402万3904円です。

６ページをお願いいたします。

歳出につきまして、一番下の歳出合計の欄によりご説明いたします。

予算現額60億9570万1000円に対しまして、支出済額57億672万2325円、不用額３億8897万8675円です。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は8430万8894円です。なお、このうち地方自治法第233条の２及び山鹿市介護給付費準備基金条例第２条第２項の規定に基づき、4000万円を基金へ編入いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、ご説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお開きください。

下段の歳入合計欄において、ご説明いたします。

予算現額２億2327万7000円、調定額１億9814万1478円に対しまして、収入済額は１億9730万2593円となっております。不納欠損額は5940円、収入未済額は83万2945円であります。

４ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額２億2327万7000円に対しまして、支出済額は１億9730万2593円、不用額は2597万4407円です。

５ページになりますが、歳入歳出差引残額はゼロ円です。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

池田農林部次長。

［農林部次長　池田　廣二君　登壇］

○農林部次長（池田　廣二君）

認定第７号から認定第10号まで、財産区特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計について、ご説明いたします。

予算現額335万1000円、調定額325万7092円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計について、ご説明いたします。

予算現額335万1000円に対しまして、支出済額277万６円であります。

５ページの歳入歳出差引残額は48万7086円となっております。

なお、６ページ以降に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

ご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計について、ご説明いたします。

予算現額1676万円、調定額1412万2354円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計について、ご説明いたします。

予算現額1676万円に対しまして、支出済額は1041万5699円であります。

５ページの歳入歳出差引残額は370万6655円となっております。

なお、６ページ以降に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計について、ご説明いたします。

予算現額324万円、調定額328万2195円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計について、ご説明いたします。

予算現額324万円に対しまして、支出済額は278万6211円であります。

５ページの歳入歳出差引残額は、49万5984円となっております。

なお、６ページ以降に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計について、ご説明いたします。

予算現額110万5000円、調定額93万8540円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計について、ご説明いたします。

予算現額110万5000円に対しまして、支出済額は29万5918円でございます。

５ページの歳入歳出差引残額は64万2622円となっております。

なお、６ページ以降に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

以上、ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

第１款　水道事業収益は、予算額４億2489万5000円に対しまして、決算額は４億2784万6218円であります。

次に、支出の部、第１款　水道事業費は、予算額４億2193万7000円に対しまして、決算額は３億8863万603円となっております。

３ページ、資本的収入及び支出であります。

第１款　資本的収入は、予算額２億9068万9000円に対しまして、決算額は２億874万2000円であります。

次に、支出の部、第１款　資本的支出は、予算額４億7557万2000円に対しまして、決算額は３億5193万6135円となっております。

６ページをお開きください。

平成23年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金2714万7465円を減債積立金に1000万円、そして建設改良積立金に1714万7465円、それぞれ積み立てるものです。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので、提案するものでございます。

以下、平成23年度山鹿市病院事業会計決算報告書によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

１　収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　病院事業収益は、予算額合計31億5583万7000円に対しまして、決算額は29億8955万6980円であります。

次に、支出について、ご説明いたします。

第１款　病院事業費用は、予算額合計32億7157万8000円に対しまして、決算額は29億6809万9928円であります。

２ページをお願いいたします。

２　資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入は、予算額合計８億8286万1000円に対しまして、決算額は８億936万1000円であります。

次に、支出について、ご説明いたします。

第１款　資本的支出は、予算額合計13億5946万7000円に対しまして、決算額は12億8609万7809円であります。

３ページをお願いいたします。

平成23年度山鹿市病院事業損益計算書について、医業収支からご説明いたします。

１　医業収益28億3106万7194円に対しまして、２　医業費用は26億8413万2815円となり、本業での収支を示す医業収支は、昨年度に引き続き１億4693万4379円を営業利益として計上したところです。

経常収支につきましては、医業外収益１億4053万2967円に対しまして、医業外費用２億7869万6219円となり、経常収支は経常利益として877万1127円を計上したところです。

次に、当年度の総収支については、特別利益1247万1117円に対して、特別損失は過年度損益修正損81万1884円となり、結果として、平成17年度の決算から６年ぶりに2043万360円の純利益を計上したところです。

よって、本年度未処理欠損金は、平成23年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせて14億9442万7292円として、同額を翌年度繰越欠損金としたところです。

以上、ご説明しましたとおり、平成23年度は結果として、純利益として約2043万円という黒字を計上することとなり、公営企業体として維持運営する上で不可欠な経営基盤の確立に向けての足がかりができたところでございます。

以上、概略をご説明いたしましたが、４ページ以降に剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、その他、関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手　啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　下水道事業収益、予算額８億9793万円に対しまして、決算額は８億9601万600円です。

次に、支出について、ご説明いたします。

第１款　下水道事業費用、予算額８億5198万5000円に対しまして、決算額は７億8295万7149円です。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入、予算額５億3297万4000円に対しまして、決算額は３億8105万5637円です。

次に、支出について、ご説明いたします。

第１款　資本的支出、予算額９億8788万8000円に対しまして、決算額は８億1496万1552円です。

６ページをお願いいたします。

平成23年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金４億4254万228円を減債積立金に２億円積み立て、翌年度繰越利益剰余金を２億4254万228円で処分しようとするものです。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

報告第５号　平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

１　健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計におきまして11億3216万5000円の実質収支となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、当指標につきましても、すべての会計におきまして黒字であり、合計いたしますと、25億4094万6000円の収支であります。

次に、実質公債費比率につきましては、11.8％となっております。

次の将来負担比率は39.5％であります。

続きまして、２　資金不足比率でありますが、すべての会計において資金不足は生じておりません。

これらのことから、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全化基準はもとより、適正水準を確保いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

報告第６号　平成23年度山鹿市病院事業会計継続費精算の報告について、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

(款)資本的支出、(項)建設改良費、(事業名)施設整備事業、具体的には平成20年度から平成23年度にかけて実施した山鹿市立病院病棟等改築工事の継続費の精算に係るものでございます。

全体計画額40億9117万5000円に対しまして、支払義務発生額は、40億9026万4636円であり、当初計画から91万364円の減額となっております。財源内訳は、記載のとおりであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成23年度の事業報告でございます。

２　事業の内容ですが、（１）自主事業といたしまして、八千代座や地域資源を生かした文化、福祉、スポーツなどの地域振興事業を行っております。

５ページ、中段の（２）受託事業では、指定管理者として、勤労青少年ホームや八千代座など本市の５施設の管理に当たり、また、受託業務としましては、さくら湯運営調査・研究業務など、５業務を受託しております。

なお、６ページ、７ページに、受託施設の入場者数や使用料収入など、利用状況を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

８ページをお願いいたします。

収支計算書でございます。

まず、収入の部でございますが、９ページの下から３行目です。当期収入合計は１億2365万7737円、前期からの繰越収支差額5723万4373円を加えまして、収入合計が１億8089万2110円であります。

次の支出の部につきましては、11ページをお願いいたします。

下から３行目、当期支出合計額は１億3050万1912円で、収入合計から支出合計を差し引いた当期収支差額は684万4175円のマイナスというふうになっております。

これに前期からの繰越収支差額を加えた次期への繰越収支差額は、5039万198円というふうになっております。

次に12ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

下から６行目でございます。一般正味財産期末残高は5658万3198円となり、市が出資しました基本財産である指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は、8658万3198円となっております。

13ページから14ページにかけまして、貸借対照表及び財産目録を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

15ページから21ページにかけましては、平成24年度の事業計画及び収支予算書を掲載しております。

平成24年度は、平成25年度４月から予定しております新公益法人制度に基づく一般法人への移行の準備の年となります。一般法人へ移行しますと、収益事業の展開が拡大可能となる反面、これまでの税制優遇措置が受けられなくなるなど、自主自立の経営がより一層求められることになります。したがいまして、行政としましても、経営基盤と財務体質の強化を目指し、これまで以上の経営努力を促してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（横手　啓介君）

冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

報告第８号、第９号の２件についてご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資しております株式会社小栗郷、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法243条の３第２項の規定に基づき、報告するものでございます。

まず、報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成23年度事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館、カントリーパークの管理運営に当たっております。

魅力ある物産館づくりとして、職員のマナー向上、直売所の品切れ解消、インターネット、ホームページ等の更新などに取り組むほか、販売促進に力を注いだものの、来客数は43万2869人で、前年度に対し7.7％の減となり、売上高も５億1755万円と前年度に対し、11.9％の減となっております。

その結果、営業活動では1657万5000円の損失を出しておりますが、保険の解約金等の営業外収益により、最終的には707万9000円の黒字決算となっております。

５ページから６ページにかけましては、貸借対照表及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照願います。

８ページをお願いいたします。

表の中ほどになりますが、利益の蓄積を表す利益剰余金の当期末残高は5238万4402円となっており、前年度から707万9870円ふえております。

９ページから10ページにかけましては、平成24年度事業計画等を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成23年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもとの管理運営に当たっております。商品不足対策のため、年度当初に計画した出荷者の募集などが目標に達しなかったことやパン工房の主力商品である米粉パンが競合店の影響を受け、販売額が減少したことにより、来客者数は68万8521人で前年度に対し７％の減となり、売上高も５億8065万7000円と、前年度に対し７％の減となっております。その結果、営業活動では62万7000円の損失をしており、最終的には608万円の赤字決算となっております。

６ページから７ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照願います。

８ページをお願いします。

表の中ほどになりますが、利益の蓄積をあらわす利益剰余金の当期末残高は、マイナス1974万2371円と、前年度に比べマイナス額が608万106円増加しております。

９ページから10ページにかけましては、平成24年度の事業計画等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いします。

ただいま報告申し上げました二つの法人につきましては、市としましても引き続き、法人の経営力の向上と安定を促していきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（横手　啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時18分　散会

～～～

９月１１日（火曜日）

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成24年９月11日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

発言通告

１．古荘　克郎

一般質問

（１）中嶋市長の三選出馬への意向について

２．永田　健

一般質問

（１）林業振興について

３．高野　誠二

一般質問

（１）特別支援学校誘致について

４．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）市長の出処進退について

（２）行財政改革について

（３）市民医療センター（透析器導入及び駐車場整備）について

５．原　徹

質　　疑

（１）認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

①　Ｐ37（目）社会福祉総務費　山鹿市部落解放同盟支部活動補助金について

一般質問

（１）ごみ収集袋とリサイクルごみの収集日について

（２）子ども医療費の現物給付（窓口払いなし）制度の導入について

６．森　久雄

一般質問

（１）オフトーク通信サービスの廃止以後の地域コミュニケーションツールの考え方について

７．福本　義文

一般質問

（１）平山橋（石橋）の移転復元について

（２）城村城跡の国指定に向けての取り組みについて

（３）さくら湯開湯とこれからの取り組みについて

８．芹川　正美

一般質問

（１）防災について

① ７月12日北部災害（本市の被害状況）について

② 防災組織等について

③ 今後の対策等について（防災システムづくり）

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君

19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君
26番	森　久雄	君
27番	太田黒鐵郎	君
28番	丸山寛治	君
29番	寺崎勇児	君
30番	丸山康昭	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	杉本作徳	君
総務部長	本多隆文	君
市民福祉部長	有働　博	君
農林部長	冨田弘海	君
商工観光部長	三森兄臣	君
建設部長	緒方淳一	君
環境部長	幸村英星	君
市民医療センター事務部長	荒木　隆	君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正	君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫	君
農林部次長	池田廣二	君
建設部次長	長迫三紀夫	君
教育部次長	寺崎泰和	君
教育部首席教育審議員	川野富士夫	君
財政課長	木下　実	君
子育て支援課長	坂梨真樹	君
人権啓発課長	古家忠興	君
農林振興課長	金光一誠	君

商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	冨田龍也君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手　啓介君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。古荘克郎議員。

［20番　古荘　克郎君　登壇］

○20番（古荘　克郎君）

20番、鹿進会、古荘克郎でございます。通告いたしておりましたとおり、任期満了に伴います改選、余すところ４カ月に迫ってきておるところでありますが、中嶋市長の三選出馬への意向につきまして、ここでお伺いをするものでございます。

さて、月日のたつのは本当に早いものでございます。平成15年に始まりました合併協議の後、１市４町が新市山鹿市をつくり上げて、あっという間の丸８年が過ぎようとしておるところでございます。ここで少し前まで振り返ってみようと思っております。多少、私的な部分も出るかもしれませんが、どうかお許しを願いたいというふうに思います。

皆さんもご案内のとおり、昭和の時代の後半は、どのまちでも地方の時代だ、どこにも負けられない特徴ある地域、あるいはみずからの地域は自分たちの力で築こうなどと、地方自治の確立というものが叫ばれ始めた時代でございました。私たち、血気盛んな40代でございましたが、華々しかったバブル崩壊後とはいえ、何となく地域の活力が見られ、まちが生き生きしていたようにも思います。そんな時代でございました。

２期目の議員を務められ、あわせて地元中学校のＰＴＡ会長を務められていました現中嶋市長は、乱れに乱れていた学校や子どもたちを見るに見かね、「地元の宝である子どもたちに夢と勇気を」ということで、一大目標を掲げ、一心の思いで町長に立候補、当選されたわけでございます。教育関係者はもちろん、すべての住民が青少年の健全育成にかかわろうと立ち上がったその一環が、今、山鹿市全体で取り組まれております「あいさつ運動」でございます。

この結果、数年後、子どもたちは大きなあいさつの声のもと、見違えるように明るくなり、国内外からも称賛の声をいただき、留学生の自主受け入れまで

進むようになったわけでございます。まさに、「ピンチをチャンス」と言える中嶋町長の熱意ある取り組みであったろうと思うわけでございます。もちろん町長として、環境、福祉面でも県下に先駆けた事業を取り組まれたことは、皆さん承知のとおりでございまして、私が改めて申し上げる必要もありません。

さて、そんな中嶋市長が平成17年の合併と同時に市長に当選され、はや２期８年を終えようとしておりますが、１期目は、１市４町の熱のこもった協議の中で検討をされました事業も、一部見直しを余儀なくしなければならないなど、計画重点の４年間であったように思います。

そして２期目は、さまざまな問題、課題が山積みの中、一つ一つ実行に移されている状況ではないでしょうか。市立病院の改築、プラザビルの改修、それにあわせさくら湯の大改築、小学校の統合に伴う校舎の改築、各総合所の改修など、それこそ１年に一つずつの事業といったものを、三つ、四つ合わせて行われている状況であろうと思います。

さらには、今１番の課題になっております、ごみ処理施設の新規設置につきましては、今後最も大きな事業になることは間違いありません。平成31年をめどに計画が立てられましたが、先ほど申し上げましたような事業の難しい運営の中での取り組みは、いかにバイタリティあふれる中嶋市長といえども、多くの皆さまの力強いご支援やご協力がない限り、進めがたいものではないかと思うものでございます。あわせて必要なのは、職員の力ではないでしょうか。中嶋市長は常々、「ピンチはチャンス」と言われていますが、700余りの職員の意識をそろえてこそ、大きな力になるような気がいたします。

さらにまた、９月１日、新聞、報道によりますと、鹿本振興局は特にその業務を山鹿市に移行していく方針が熊本県から示されました。そうなりますと、市長としての任務はますます重要化され、増していくものと思われます。

ともあれ、我々もすべての事業につきまして承知しているわけでございますので、お取り組みの事業を非難する立場でないところでございますが、今一度、市民全体のためであるという基本理念、信念といったものを忘れずに大切にしてほしいと思うものでございます。独断でなく、市民全体の意見を広く聞き、「精神の自由」といったものを首長は決して忘れてはならないと、師と仰がれる蒲島県知事も言っておられます。残り４カ月でございます。厳しい問題、課題が山積みの中、３期目の出馬につきまして、いかなるお考えかお伺いをいたします。

○議長（横手　啓介君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

古荘議員お尋ねの三選出馬への意向について、お答えいたします。

ただいまのご質問をいただき、この場に立ちますとき、議員の皆さん、市民の皆さん、そして職員の皆さんと一体となって取り組んできた７年数カ月の出来事が、次々と浮かんでまいりますとともに、ただただ、ありがたい感謝の思いいっぱいになってまいります。

まず、初めに取り組んだことは、山鹿市の新たな将来ビジョンである「山鹿市総合計画」を初めとする多くの計画策定でありました。続いて、それらを実現するためのソフト、ハード、両面における事業の展開でありました。今まさに、その事業実施の真っ最中であります。中でも新庁舎建設、新たな焼却施設建設に向けての取り組み等、一大事業や課題を抱えた重要な事業を目の前にしております。

また、今日、不透明な政治・経済状況、少子高齢化、グローバル化、情報化、さらには地方分権・地方主権の流れの中で、それぞれの自治体が地域資源を大いに活用して、独自性のある自主・自立の行政運営が求められる時代であります。これらを乗り越えていくには、議員ご指摘の確固たる政治信念、時代の変化への的確な対応、心を一つにした職員力が、欠かせないものと考えております。

また、質問の中にありました「精神の自由」、私も蒲島知事の「精神の自由」という政治家のあるべき姿が大好きであります。いろんな力に左右されることなく、常に山鹿市の発展、市民の幸福の向上を第一義に考え、市政に当たってきたところであります。

しかし、足らざるところも多々あったと感ずるところでありますが、先ほど申し上げましたとおり課題山積、かつ、その解決に向けての道半ばであります。市民の皆さまのご理解、ご支援をいただきますならば、３期目の市政を担うべく、次期市長選へ出馬いたしたいと考えております。

以上、現在の率直な思いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

古荘議員、了解ですか。

○20番（古荘　克郎君）

終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、古荘議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田健議員の発言を許します。永田議員。

［１番　永田　健君　登壇］

○１番（永田　健君）

議席番号１番、鹿進会の永田健です。何事におきましても、初体験ということは大変緊張いたしております。よろしくお願いいたします。お聞き苦しい点があるかと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。また、本日のスケジュールによりますと、重鎮の方々がこの後質問されますので、私の意見は軽く聞こえるかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問の１点目まいります。まず、質問に先立ちまして、先般の九州北部豪雨におきます県内外はもとより、本市におきましても被害がございました。本当に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

テレビ等でも報道がありましたが、河川のはんらん、襲いかかる濁流、家屋や人々の生活までも飲み込んだ山の崩落現場、私もこの模様を見たとき、これは他人事ではなく地理的条件等は違いますが、私が住む岳間、さらには鹿北、菊鹿と森林に囲まれ、山々の谷間に集落を構えている現状を考えますと、近年の局地的豪雨は、私たちを不安のどん底に陥れてしまいます。新聞にも書いてありましたけれども、「雨が降ったときに踏ん張るのは山しかない。防災対策の意味でも人工林の間伐を早急に進めるべきだ。10年たてば効果が出る。」とあります。山鹿市におきましても、もっと山に目を向けなければならないのではないでしょうか。

私も、定期的に森林組合の方々や、現場で作業をされております労務班の方々とお話しする中で、林業の不振、植林した人工林、進まない間伐等の現状をよく聞かせていただきます。このことも含め、質問の中での一つ、災害に強い森林整備について、お伺いいたします。

山鹿市管内の森林資源の杉、ヒノキが主伐時期でございます。10年すると主伐可能な杉、ヒノキは、膨大な数となるのではないでしょうか。しかし、今やらなければならないのです。この人工林というのは、私たちの先輩方が将来の子どもや孫のため、さらには地域のためとの思いで植林をし、下刈り等をやり、現在に至っておるところでございます。これは大切な財産でもありますし、宝でもございます。それが今現在、主伐できるときでございます。今後10年がとても大事なときでありますことから、地域、行政、森林組合との連携を含め、市の大きな政策の一つとして計画を立てていただきたいと思います。市は林業の再生ということで、道がなければ木材を森林から搬出できないことから、道づくりも積極的に取り組んでいらっしゃいます。木材の生産性向上のために高性能林業機械の導入や、製材所の機械の更新などにも取り組まれております。

治山事業も県と一体となり取り組み、健全な森林の育成の一環としての間伐の推進につきましても、さまざまな施策、造林の補助金や地域活動支援交付金、保安林整備事業の活用と同時に、間伐の実施者であります森林組合の育成にも取り組んでいただいておりますが、しかし、何度も言うようですが、これからが本当に大事なときです。林業再生の核心は、道をつくって材を出すということだと聞いておりますが、その道づくりについて見れば、森林に道をつくれば崩壊等の心配も増すこととなるものの、道がなければ木材生産はできないことから、丈夫で崩れない強い道づくりが何より必要なポイントであります。

さきの議会でもありましたが、林道、作業道の舗装の実施、早期に実施していただきたいし、既存の林道、作業道について見れば、崩れやすい箇所の調査、補修、路面の補強、山からの水の分散の意味からの対応整備が必要でございます。

申し上げましたように、現状の山の整備を伴い再生を図ることにより、林業浮揚及び雇用の拡大等が望めます。山鹿市の大きな施策の一つとして、災害に強い森林づくりを強力に推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

２点目、木材利用の推進についてお伺いします。現在、山鹿市は、箱物の建設ラッシュとも言えるくらい大型の公共施設建設が計画、実施されております。議員各位より、地元産材の利用ということは、幾度となく申し入れもありました。市民による「木によるまちづくり市民の会」も何年も前より地域づくり講演会等で提案をしておられました。実施においては、考慮してやっておられるとは思いますが、私たちもそのときだけではなく、完了した後もきちっとしたチェックをしていかなければならないのかなと思っております。今後は、さくら湯を初め、さまざまな施設が建設され、よい勉強の機会となります。先ほど申し上げたように、完了後もしっかり精査し、指摘するべきは指摘をしていきたいと思います。

これを踏まえて、市の公共施設や公共工事における木材利用の促進を、どう考え、推進されているのかをお伺いいたします。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

質問の１点目、森林整備の方針についてお答えいたします。本市における森林の総面積は、約１万5500ヘクタールであり、そのうち人工林は、約9300ヘク

タールを占めています。先ほど、議員ご質問のとおり、戦後、植林された人工林は既に伐採適齢期に達しており、10年後には約７割が主伐可能となります。

しかしながら、本市に限らず全国的にも林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷等により主伐や間伐などの林業生産活動が、全般にわたり停滞している状況です。特に、間伐がされていない山林は立木間が密植になり、林内への光が遮られ下層木が育ちません。このような山林は雨水等により表土が流されると同時に、立木の根が表面にあらわれ、木の生育の妨げになるだけでなく、災害の一番の原因とされています。

また、雨天時には、下層木が生えていない地表面を雨水が一気に流れることで、地下への浸透ができず、地下水の枯渇など水源涵養の面でも影響を与えることとなります。このような間伐の森林整備は、森林の公益的機能の保全のためにも大変重要な作業であると考えます。

このような状況を踏まえ、平成21年度、国におきましては森林施業の集約化や林道・作業道等の路網整備を軸とし、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用推進の体制を構築し、10年後の木材自給率50％を目指すために、森林・林業を早急に再生していくための指針となる、「森林・林業再生プラン」が提唱されました。

本市におきましても、この指針の実現に向け、県、森林組合と一体となり事業を進めてまいりますが、特にこれからの森林整備においては、木材を搬出したり、高性能林業機械を導入できるような路網整備が必要不可欠だと考えます。しかし、林道や作業道を開設することが災害の原因となったり、森林整備費の高コスト化につながるわけにはいきません。そのため市有林を含めた民有林整備におきましては、災害に強い森林づくりを推進していくとともに、安価で丈夫な道づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の木材利用の推進について、お答えいたします。まず、国におきまして、平成22年度に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されましたが、本市におきましては、国、県に先駆けて、「市の木造公共施設整備にかかる山鹿市産木材利用に関する方針」を策定し、昨年度から建設が始まったさくら湯や市内小学校、あるいは新庁舎において、木造化、木質化を図るとともに、市産材の積極的な活用を推進しており、市有林材の提供も行っております。

また、昨年度より、「山鹿市産木材の家づくり推進事業」を創設し、市内で市産材を利用して建設された家屋に対する助成事業も行っております。このように市といたしましては、先ほど答弁いたしました森林整備だけでなく、木材の

利用推進、特に市産材の需要拡大を推進し、本市の林業の活性化を総合的に図ってまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

永田議員、了解ですか。

○１番（永田　健君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

永田議員。

［１番　永田　健君　登壇］

○１番（永田　健君）

冨田農林部長さん、ありがとうございました。さきの議会答弁でも農林業の振興にあれだけのことを言われました。市民が大きな期待と希望を持ってます。途中で燃え尽き、失望されないよう期待しております。頑張ってください。

さらに、何度も言いますが、林業の振興は、今大事なときです。想定外に災害は起きます。そのときだけではなく、その前に防災、減災を考えた災害に強い森づくり、森林づくり、強いては林業の浮揚、雇用の拡大、地域の活力になりますので、早急な実施を強く要望しておきます。

また、災害に関しまして、先般、県道菊池鹿北線、傘〆・小畑間の落石によります全面通行どめに際しましては、大事な生活道路でもあり、関係地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、中嶋市長を初め、緒方部長、宮崎課長、市建設部にはご無理を申し上げたにもかかわらず、迅速に対応していただきました。この場をお借りしまして、地域を代表しまして感謝と御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で、お聞き苦しい点も多かったと思いますが、何とか終わりました。ご清聴ありがとうございました。これで終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、高野誠二議員の発言を許します。高野議員。

［24番　高野　誠二君　登壇］

○24番（高野　誠二君）

24番、鹿進会、高野でございます。冒頭に質問の中でですね、うちの同僚の質問の中で、中嶋市長が力強く三選の出馬のご意向を述べられました。明日の熊日新聞の県北の欄にボーンと濃ゆい字が出ると思います。私たちは小さい字

で出るんですけども。冗談はさておきまして、言うまでもないことでございますけれども、まだまだ積み残した事業があります。市長におかれましては、まだその解決に向かって邁進していただきたいと要望をいたしておきます。

それでは、一般質問に入ります。特別支援学校の誘致につきまして、お尋ねいたします。この質問は、昨年12月議会でお尋ねいたしましたけれども、そのときの教育長の答弁に対しての印象は大変前向きでありまして、期待が持てるようなものであったと記憶しております。特に、県立特別支援学校整備計画の中で学校がない地域は、上益城、芦北、鹿本の三つであり、今後受け入れ態勢の検討、整備を行うとのことでありました。松橋、芦北には開設がされました。「今度は鹿本地域であると思われる。」との教育長の発言に力強い思いをしたわけであります。

また、統廃合の小・中学校の有効活用という点につきましても、解決ができ、鹿本地域住民の悲願であった特別支援学校の誘致が、現実味を帯びるような話でありましたが、その議会中に一転して、候補地であった広見小学校一帯は土砂災害警戒区域の指定を受けていて、誘致は困難であるとの見解を示されました。天国から地獄とは、まさにこのことであります。大変残念な思いをいたしたわけでございます。

そこで、お尋ねいたします。広見小学校一帯が土砂災害警戒区域であるということを、いつの時点でおわかりになったんでしょうか。また、統廃合の小・中学校の有効活用ということで、もう一つの候補地である川辺小学校についてはどのようになってるのかを含めて、特別支援学校誘致のこれまでの経緯をお知らせください。また、誘致ができたと仮定した場合、特別支援学校の設置形態や入学児童生徒の見込みはどうなのかをお知らせください。１回目、終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

高野議員の１回目のご質問にお答えをいたします。

まず、特別支援学校の誘致につきまして、これまでの経過をご説明を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、平成23年12月の定例会で答弁を申し上げましたが、平成23年５月19日に、私は熊本県の教育庁高校教育課特別支援教育室長、当時は室長がおられましたので、その室長と話し合いを持ち、山鹿市立小・中学校

規模適正化基本計画に基づき、川辺小と広見小の建物の状況の資料を提示してまいりました。

また、同年10月28日には、県教育庁と市町村教育長部会との懇談会の中で、特別支援学校の分校や分教室の設置を、ぜひともお願いをしたいと再度要望をしてきたところでございます。その後、平成23年12月定例会中の12月９日に、県の土木事務所の土砂災害警戒区域に広見小学校が含まれていることが判明し、12月14日に総務文教常任委員会の協議会で、広見小学校の土砂災害警戒区域の指定による特別支援学校の誘致の方向性を説明したところでございます。

この結果を受けて、私は12月19日に上記関係資料を持参して県庁へ出向き、特別支援学校の誘致について、広見小学校跡地への誘致は困難であることと、今後の方向性について説明をしてきたところでございます。それを受けまして、平成24年１月12日に県教育庁高校教育課特別支援教育室長、主幹、指導主事の３名が私の方を訪れられました。そして、要望に対する回答をなされました。

まず、小学部、中学部、高等部までの特別支援学校の設置については、この小学部、中学部、高等部を同一敷地内、同一施設内につくれば、少なくとも15学級は必要であるとの返事がございましたが、小・中・高等部までの設置に関する回答はございませんでした。また、川辺小、川辺幼稚園の跡地の案につきましては、熊本県としては山鹿市の中心部であること、通学・送迎等交通の利便性のよいところなどを考えておられます。

また、特別支援学校での教育の大きなねらいには、「自立と社会参加」があり、地域とのかかわりが非常に大切で、買い物や体験学習が必要となります。そういう観点から川辺小・川辺幼稚園の跡地については、場所が山の上である、裏はがけになっており、通学路のことや緊急のことを考えると難しい状況であるとの回答がございました。

また、米田小学校跡地についても話題となりましたが、山鹿市の学校再編統合計画が県の計画に沿わなかったために難しい状況にございます。

いずれにしましても、県の方針としては平成26年度までには検討に着手し、県の施設も考え、既存施設を活用していくというのが基本的な考えのようでございます。

また、土砂災害警戒区域に広見小学校が含まれていることにつきましては、子育て支援課から県土木事務所の土砂災害警戒区域の写真資料を、関係課の情報共有化のために教育総務課へ持参していただいて、わかったものでございます。

次の特別支援学校の設置形態につきましては、分校か分教室か、また小・中・

高等部まで設置するのかの回答はいただいておりません。仮に、知的障害の小学部、中学部、高等部まで設置できた場合には、平成24年９月７日現在では、小学部に８人、中学部に８人、高等部に31人、合計47人の子どもたちが山鹿市外の特別支援学校に在籍をしており、この子どもたちと山鹿市内の小・中学校の知的障害の特別支援学級在籍の57人の児童生徒が入学を希望したとして、少なくとも50人を超える児童生徒が入学することが見込まれる状況でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野　誠二君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

高野議員。

［24番　高野　誠二君　登壇］

○24番（高野　誠二君）

２回目の質問を行います。小・中・高等部までの特別支援学校設置という、今お話がありましたけれども、それは山鹿市の方から要望をされたんでしょうか。そうであるならば、前回の答弁ではそのような話は出なかったような気がしてますけども、その辺の説明をお願いします。

そして、特別支援学校設置というのが、山鹿市の中心部であることとか、通学・送迎交通の利便性のよいところを考えているとか、また、自立と社会参加とかですね、地域とのかかわりが大切である、それはわかりますけれども、買い物や体験学習が必要であるから山鹿市の中心部がよいとの答弁でありますけれども、前回の答弁としてはですね、「県としては、統廃合の小・中学校の有効利用を図る」ということでございましたですね。とするとですね、もう一つの候補であった川辺小学校はがけの上だからだめと。でも、統合された学校がまちの真ん中にあるはずはないですよね。全く私は矛盾していると考えますけれども、県は考え方をこのようにですね、コロコロ変えるんでしょうか。また、そのことに対して教育委員会は何も言えなかったんでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

高野議員の２回目のご質問にお答えをいたします。小・中・高等部までの特別支援学校の設置につきましては、山鹿市の方から私が県庁に出向いたときに要望をしております。

平成23年12月定例会の答弁におきましては、小学部、中学部の設置のほか、高等部の設置となりますと、生徒たちの将来の就労に向けた作業場などの設置も考える必要が出てくると、問題点について述べております。山鹿市内の中学校の知的障害学級に在籍する生徒たちは、進学に当たり、山鹿市外の特別支援学校の高等部に進学する生徒たちもおります。これまで鹿本地域での特別支援学校の設置は、高等部も含めて、長年の保護者や教職員、地域の皆様の大きな願いでございます。児童生徒一人一人の教育的ニーズを考えますと、小学部、中学部だけでなく、高等部の設置も大変重要になってまいります。

最後に、特別支援学校の誘致について、県は統廃合の小学校の有効活用について触れています。詳しく申し上げますと、県の協議会報告書からの抜粋には、「整備に当たっては可能な限り、地域内の県立高校の空き教室や県有施設、統廃合の小・中学校等を有効活用する。」とあります。現状での統廃合の跡地の提供をしましたものの、特別支援学校の教育のねらいには、該当校は合致しないとのことでございます。

山鹿市教育委員会としましては、今後の統廃合の跡地の情報提供はしてまいりますが、特別支援学校の設置については県が実施することでありますので、県立高校の空き教室や県有施設なども視野に入れていかれることと思います。山鹿市としましては、繰り返し設置要望と統廃合の跡地の情報提供を積極的に行っていく姿勢でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野　誠二君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

高野議員。

［24番　高野　誠二君　登壇］

○24番（高野　誠二君）

３回目、最後の質問を行います。ちょっと何か気が落ちるような答弁でございますけれども、小・中・高等部までの設置につきましてはですね、15学級が必要であるとのことでしたけども、ということはですよ、たとえ広見小学校が

危険地域でなかった場合にも、設置は無理であったということになりますよね。そういうことでよろしいんですかね。

前回の答弁が全体的に肯定的な要素をかなり含んでおりまして、かなり期待感を持っておりましたけども、今回がちょっとがっかりをいたしております。特に、初めに申し上げましたとおり、12月議会で知的障害特別支援学校がない地域の受け入れ態勢の検討、整備も進め、これから鹿本地域の受け入れ態勢の検討に着手されるとの答弁があったものの、結論として鹿本地区においては、統廃合の小・中学校の有効活用はもう考えられないと、ということで理解してよろしいんでしょうか。

お話を聞いていますと、県立高校しかもう使えないよというふうな印象を受けました。後は県の考えにただ従い、ただ待つだけということなんでしょうか。特別支援学校の設置は、対象となる子どもさんを持つ方々の悲願であります。統廃合の小・中学校の有効利用も含めて、どうかなお一層のご努力をお願いいたします。以上、お尋ねします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

議員の３回目のご質問にお答えいたします。

まず、広見小学校の跡地につきましては、小学部、中学部、高等部までを同一施設内に設置をすると考えると、15学級必要であるとのことですので、小学部、中学部までであると設置の可能性はあったのではないかと思われます。

山鹿市としましては、小・中・高等部までの特別支援学校の設置を要望しておりますが、小学部、中学部と高等部を同じ敷地内に設置するのか、分離するのか、いろいろな方法が考えられることと思います。小・中学部であれば、統廃合の小・中学校の跡地を活用できる可能性もございますし、高等部を別の県有施設の空き教室に設置することも考えられます。

いずれにしましても、最終的には県が判断をし、決定をしていくことになりますので、山鹿市教育委員会としては統合校についての情報を提供していきながら、しっかりと設置要望をしていくことになります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

以上で、高野議員の一般質問は終了いたしました。

○16番（堀　茂幸君）

議長。関連をお願いします。

○議長（横手　啓介君）

関連質問の申し出がありましたので、これを許します。堀議員。

［16番　堀　茂幸君　登壇］

○16番（堀　茂幸君）

今の教育長の答弁聞きまして、非常にがっかりしております。特別支援学級については、もうこれはもう昔から、子どもさんを持つ親の本当の願いであったというふうに思います。その中で、これ何年前だったか忘れましたけども、教育長は、その総会の中で、「支援学校はつくります。」ておっしゃったというようなことを私は記憶しております。

そういうことが今のような答弁に変わってきたというようなことを不思議に思いますし、県下の中で、城北の市の中で山鹿だけがないとするならば、どうしてもこれは最終的には県がつくることです。県の施設です。そうなると、市長もおられますけれども、教育長もですけれども、市長も合わせて、知事はうちの山鹿の出身の知事だと思います。その中に要望していきながら、できるだけ早く設置できるような方法はできないものかと考えます。その中で教育長もですけども、市長におかれましても、これについてどういうようなことを考えになっとるのか、今後の方向的にはどういった方向なのか、今のようなことで断念せざるを得ないのか、そのことについて改めてご質問をしたいというふうに思います。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

ただいまの堀議員のご質問にお答えしたいと思います。私は、特別支援学校の誘致は、就任当時から絶対にこの鹿本地区に誘致したいという考えは今も変わっておりません。そのために、ただいまのような答弁をしたつもりでございます。

懸命に努力をしておりますが、こちらとしては県が今計画をしております計画の中で、山鹿市における統合校の小・中学校の空き教室が出たら、それを利活用させてほしいというのが一つ入っております。その計画と、県が出しました平成26年度までに策定をしたいと、鹿本地区に誘致することを。この計画がぴったりと合わなければ、その該当校は提供ができないという状況が出てきて

おるわけでございます。

懸命に努力をして県との話し合いをしておりますが、県も今その場所の設定、それから設置の学級をどれぐらいにするか、あるいは設置形態をどのようにするか、小・中学部と高等部を切り離すなどということを、恐らく検討をしておられると思います。

私の方からは、小・中学校の統合校の空いた場所が、ここが何年度に空くということを情報を提供すれば、県の方もその計画に乗って計画を進められるんじゃなかろうかと。

したがいまして、県の方からは、その情報提供を今待っておられるという現状でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの高野議員、そしてまた堀議員の関連質問に対しまして、お答えいたしたいと思います。

特別支援学校につきましては、この山鹿の地にその施設がないということで、長年の私どもも皆さん方も、市民の方々も熱望でございます。そういったことをしっかりと私も感じてきたところでございますし、そういったチャンスが来たということで、大変熱い思いで見守っておるところでございます。実際、その中で今、教育長申し上げましたようないろんな課題があるなと、そのことも承知いたしておるところでございます。

しかしながら、これはただいま高野議員、堀議員からもご指摘、お尋ねがございましたように、この地域の大きな課題でございます。県におきましては、教育委員会がその管轄であるわけでございますけども、それを乗り越えて、この山鹿の地の大きな課題として、ぜひ蒲島知事もとらえていただきたい、そういった思いの中で私も教育委員会を離れて、やはり山鹿市の課題として向かってまいりたいと思っております。

そういった意味からも、今、高野議員、堀議員のご質問は、山鹿市民を代表してのご質問、熱意であったと受けとめさせていただきます。そういった思いを持って、教育長はもちろんでございますけども、県の教育庁はもちろんでございますけども、蒲島知事にその声を、熱意を、思いを伝えてまいりますことをお約束して、ご答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

以上で、堀議員の関連質問は終わります。

○17番（永田　紘二君）

議長。関連をお願いします。

○議長（横手　啓介君）

関連質問の申し出がありましたので、これを許します。永田議員。

［17番　永田　紘二君　登壇］

○17番（永田　紘二君）

17番議員の永田でございます。今、堀議員、関連質問されました。高野議員の質問の関連でありましたけれども、教育長の今のような経過の中で、今ですね、市長があれだけ心強くお話をされましたので、少しは安心をしましたけれども、教育長、最初に教育長になられたときに、支援学校の数をふやすよと県が発表しました。そのときに最初にですね、質問をさせていただきました。そのとき先ほどお話ありましたとおりに、「前向きにやる。」と、「県との綱引きをする。」と、「そういう方向でいきたい。」という話をされました。そのとき熊日に、たまたまですね支援学級の話が出ました。あちこちから「だれが質問しなはったっだろか。」と言うぐらいのですね、しっかり興味があった問題でありました。

そして、社会福祉協議会の総会の席であります。教育長はしっかりですね「支援学校を持ってきます。頑張ります。」という話をされました。その関連でですね、次の、次の次の議会ぐらいだと思う、藤原豊議員がですね、その確認をされました。「本当に言われましたけど、本当にでくっとですか。」って話をされました。それのときも「前向きにやっていく。」という答弁をされました。

先ほど来から、３カ所残ってた中の２カ所でけたと。その２カ所できたつが、そら統廃合の余った教室なのか、どういう形で県は認可したのか、そこら辺をもう１回ですね確認をしたいと思います。というのは、先ほど市長は言われましたけども、これは市長の答弁はもうちょっと早うですね、やっぱ山鹿市挙げて、場所がなければ提供してでもですね、持ってくるべき事業じゃなかろうかなという理解をするわけでありまして、先ほど市長は、「前向きにいく。」という話でありますから、そういう形でありますけども、今の経過の中で本当に教育長がやってきたとするならば、やらなきゃいかん背景ちゅうのは必ずしも統廃合の敷地だけだったのか、県有地だけだったのか、ほかの養護学校はどういう形で誘致をしてつくってもらってるのか、そこら辺を少しですね教えていただきますと安心するわけであります。

以上、お願いします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

ただいまの永田議員のご質問にお答えしたいと思いますが、先日、新聞で発表されました時点におきましてはですね、熊本県内で３地区が、まだ特別支援学校の高等部がなかったとこでございます。そのうちの現況としましては、私も特別支援学校におりましたので、現況としましては、非常に高等部の生徒たちが、進学生徒たちが大変ふえてきてるんです。そのために先ほどご質問の内容でございますが、上益城地区と芦北地区に高等部が実はございませんでした。上益城の方は、松橋西養護学校に小・中学校がございます。高等部がありませんでした。したがって、上益城地区におきましては、矢部高等学校が県立学校でございますが、教室が随分空いてきたものだから、少し距離は離れますが、向こうの方に高等部を設置されたということです。

それから、芦北地区にも芦北の方に小・中学部だけございます。芦北養護学校というのがございました。高等部がなかったから、芦北高校の空き教室に高等部が設置されたと。したがって、向こうでは、県の方としては、分離した形で小・中学部、高等部を設置してしまったということでございます。

あと、残りは、この実は鹿本地区でございますが、鹿本地区には小・中学部もございません。高等部もございません。したがって、恐らくこの鹿本地区にどういう設置形態でつくろうかと相当、県は悩んでおったと。私が県庁に出向いたときにも、小・中学部、高等部、この問題が出てきましたもんですから、「小・中学部だけ先につくって、あと高等部をつくらんなら高等部は10年後ですか、20年後ですか。」と言ったこともございます。「できれば、小学部、中学部、高等部をつくってください。」と、同一敷地内につくってくださいとは言っておりませんが、同一敷地内では15学級が必要であるとこういうふうなことでございます。そのことを今検討しておられると、私は思っております。

地元の方としては、できるだけ一つ、小・中学部、高等部を分離した形でもどうでもいいから設置してほしいという要望は、ずっと継続してやってきております。

設置場所が適当な場所がございませんので、一応、以上、ご質問に答えさせていただきたいと思いますが、以上で答弁を終わりたいと思います。

○議長（横手　啓介君）

以上で、永田議員の関連質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時01分　休憩

――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――

午前11時14分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［27番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒　鐵郎君）

27番の太田黒鐵郎でございます。私は、一般質問３点を一問一答方式でお願いいたしたいと思います。

まず１点目は、市長の出処進退についてでありますけれども、このことにつきましては、さきに古荘克郎議員が大変立派な質問をされて、そして、市長が力強く意思を表明されました。私は、私なりに思いを申し上げておきたいと思います。

中嶋市長は、新生山鹿市発足と同時に初代市長として、今日まで７年間、市民の福祉と市政の発展のために全身全霊を尽くしてこられました。市長の卓越した政治手腕、すぐれた識見、先見性、洞察力、それに行動力は抜群なものでございます。お人柄におきましても礼儀正しく、温厚篤実で、事に当たっては志操堅固というまれに見る才能のある人材であると思うところでございます。このことにつきましては全市民が理解し、高く評価しているところでございます。

しかし、今期の任期が来年２月19日となっており、１月中には改選がなされるものと思います。今回は議員の中から、また、他の方面から複数の方が出馬するようなうわさがあるようでございます。そうなると選挙となりますが、選挙での勝ち負けは問題でありませんが、有権者からのどれだけの支持があるかということが、中嶋市政７年間の評価につながると思いますので、大変大事な選挙となります。全精力を傾注して頑張れますことを衷心より、ご祈念を申し上げる次第でございます。

１問目はこれで終わりますが、答弁は要りませんが、市長の何かコメントがありますならばお願いしたいと思いますが、ありませんなら次にいきますけれども。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の私の進退についてのお尋ねについて、お答えをいたします。

最初には、大変お褒めの言葉をいただきましたけれども、褒め殺しかなというような感じで伺っておりましたけれども、真摯に受けさせていただきたいと思います。

さらに、選挙についてのお話があったところでございます。かねて私は当初のときも申し上げましたけれども、やはり私たちは洗礼を受けないかんと。選挙をする中で市民の声や思いや、そういったものをしっかりと肌で感じる、そのことがやはりそういった立場に立ったときの大きな力に、エネルギーになると、基礎になると、そんな思いをいたしております。そういったお話があるということは、大変山鹿市にとりましてもありがたいことであるなと、いいことだなと私は率直に素直に思っております。

またさらに、全身全霊に当たれという励ましもいただきましたけれども、やはり私は選挙は大事であると。選挙は命がけでせにゃいかんと、議員さんも一緒です。そんな思いがします。選挙で頑張ることが、そういった立場をいただいたときの４年間のエネルギーになると。そんな思いがいたします。

先ほど申し上げましたように、未熟でございますけれども、課題たくさんございますので、それを解決すべく３期目に挑戦したいと思っております。選挙にも全身全霊で当たってまいるということを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒　鐵郎君）

それでは、次は２点目でございますが、その前に市長を褒め殺したわけではございませんので、私は真心を持って申し上げたのです。

さきの６月定例議会におきまして、行財政改革の取り組みについて、ということで一般質問を行いましたが、前回に、答弁に対し、反論する時間がありませんでした。特に、福祉や教育関係につきましては、まだまだ議論の余地がありますけれども、今回、そして次の機会に議論を固めてまいりたいと考えております。

早速ですが、今回は経済施策初め、前回の質問の続きということで、何点かお尋ねをいたしたいと思います。まず、一つ目でございますが、中心市街地活性化事業の経済効果について、まずお尋ねいたします。まず、プラザファイブに対する投資効果、いわゆる経済効果についてでございますけれども、プラザビルにつきましては、平成18年から平成21年まで４年間かけまして、総事業費15億6800万円で施設整備事業が行われました。完成して３年が経過しましたけれども、どのような効果が出ているのだろうかというようなことで、お尋ねをしたいと思います。

先日、午前11時過ぎでございましたけれども、プラザビルの中の方を回ってみましたが、非常に涼しくて気持ちがよかったわけでございますが、人気は少なく、買い物客はほとんどないような状態で、人がおられるのは涼しいから子どもを遊ばせに来とんなはっとばいなぁというような人はおんなはった。

そういうことで、この事業は、「暮らし・にぎわい再生事業」というようなことでございましたが、暮らし・にぎわいとは、名ばかりのように思いますが、いかがでしょうか。このことについて、まずお尋ねします。

それから、二つ目につきましては、さくら湯の再生事業でございますけれども、総事業費がご承知のとおり10億4700万円で、完成が間近でございます。さくら湯に対する投資効果、いわゆる経済効果の見通しについて、どのような考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

次は三つ目でございますが、八千代座及び交流館についてでございますが、総事業費として16億2000万円、再生事業と交流館の新設が行われたわけでございます。八千代座及び交流館の利用状況と投資効果について、お伺いをいたします。

それから、中心市街地に三つの大きなこの事業がなされたわけでございますが、合わせますと40数億円かかったわけですが、まだそのほかにもあると思いますけれども、山鹿市の中心部が活性化して大変にぎわうごつなったなというようなことを全国に知れわたるというようなことが、そして、大きく経済効果が出るのは、何年後だろうかというようなことを考えますけれども、総体的なことにつきまして、このことは市長にお尋ねしたいと思います。

それから次に、前回の教育委員会の答弁が不十分であったので、再度お伺いしますけれども、学校教育指導員、社会教育指導員、それから、青少年教育指導員とか家庭教育指導員とかございますけれども、このことについて具体的な指導内容といいますか、それをお聞きしたいと思います。

特に、非常勤特別職については定数を含めたそのあり方について、これは法的に配置しなければならないものであるか、または、任意であるとするならば、非常勤特別職等については、今後どのように考えておられるのか、将来にわたって現体制で維持し、また、そういうことでいかれるのか、それか、増員するつもりがあるのか。前回の答弁では、非常勤特別職というのは、これは教育長の答弁の中で、「学校現場に行って、先生あるいは校長先生・教頭先生の指導をしていただく指導員でございます。」このように答弁されております。校長、それから教頭先生、またはこれは試験を受けて、資格を取って校長・教頭になられておると私は思いますけれども、山鹿市には校長・教頭先生当たりにまた先生をつけにゃならんような能力のない人ばかりだろうかなというようなことを思うわけでございます。そうであるならば、これは人事の間違いではないかというようなことも思いますけれども、これは教育長は何をしとるかな、というようなことを思います。お尋ねしますけれども、教育長の先生はだれですか。教育長に先生をつけた方が山鹿市の教育は充実するのではないだろうか、と私はちょっと思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

それから次は、副市長の隣に米加田会計管理者が座っておられます。私にゃ何も質問のにゃあて、退屈でしよんにゃあということですから、ちょっとお聞きしたいと思いますが、会計管理者にお尋ねですけれども、公金の管理及び資金運用についてお尋ねします。一般会計から特別会計、それぞれ基金まで一切の公金は、常時、200億円から300億円ぐらいあるのではないかと思いますが、管理方法については、指定金融機関はもちろんでございますけれども、ほかに何行ぐらいと取引をされておるのか。

それから二つ目でございますが、運用方法として定期預金はあるでしょうが、ほかに国債・県債等、それからそういう債権がいろいろありますけれども、どのような運用をしておられるかお尋ねします。

三つ目は、管理者は公金の保管も万全に行うのが第一ですが、昨今の金融情勢は低金利でございまして、100万円を１年間預けて200円しか利がつかない、定期にしておいて250円しか利がつかんというようなことでございます。非常にもう今、金利というものは、もう考えられんように低金利になったわけでございます。そこで、今、決済用預金というのがございますけれども、これは平成

７年だったと思いますけれども、ペイオフが解禁になりまして、そして預金の1,000万円とそれに伴う金利までは、保障というようなことになりました。金融機関にも、もしものことがあった場合はだれが保障するか、これはだれも保障できないような額でございますので、これは大切な市民の血税でございます。決済用預金は全額の保障でございます。しかし、これは金利がつかないというわけでございます。ご承知と思いますけれども、決済用預金は市の方にはまだ利用してはいないと思いますけれども、このようなことも考えて、検討しておく必要があるのではないかなというようなことも思うわけでございますが、この点についてどう考えておられるか。

それから、会計管理者はそれぞれの金融機関の経営状況、特に、バランスシート等の、常にそういうものを注視しておく必要がある、これが一番大事なことではないかと思います。そのようなことを会計管理者にお尋ねをいたしまして２回目の質問といたします。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

太田黒議員ご質問の、中心市街地への事業投資に対する経済効果について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、事業や政策の推進、成果判断に当たってはその経済効果といった成果指標の把握が必要であると考えます。公共政策の広範な経済効果につきましては、さまざまな把握方法があると考えられますが、多く用いられている手法として、産業連関表を活用した経済効果の測定がございます。この産業連関表は、一つの出来事がどういった産業にどのような影響を及ぼしたかを一覧表にしたもので、事業の投資額が直接・間接に及ぼす経済波及効果を金額で測定することができるものです。

しかしながら、より信頼性の高い産業連関表の作成のためには、市内の特定の事業者の取引関係を詳細に調査するなど、膨大な基礎資料の収集や専門的な知識に基づく分析が必要であり、本市においては、残念ながらこうした産業連関表に基づく経済波及効果の測定はいたしておりません。しかしながら、八千代座関係の事業やプラザファイブ再生、さくら湯整備事業を含んだ中心市街地活性化計画は、国の認定を受ける上で、数値化目標の策定は必須要件となっております。本市では、中心市街地における歩行者の通行量と、中心市街地商店

街の年間小売販売額をその目標指標として掲げており、平成19年度を基準年として、通行量は約22％の増加、また、販売額では約18％増加を目標といたしておりました。その結果、通行量につきましては、平成22年度までは16％増と逓増をしてまいりましたが、最新の平成23年度の調査におきましては、１％増の4446人にとどまっております。一方、小売販売額につきましては、認定後初めての中間調査である平成22年度販売額は、35億1200万円となっており、約４％の減と、残念ながら基準値に比べて増加に至っておりません。

このように、歩行者通行量については上向きに転じているとはいえ、両数値とも現在の厳しい経済状況を反映した形となっており、全体としての成果指標は伸び悩んでおります。

次に、個別の施設の経済効果について、ご答弁申し上げます。

まず、さくら湯の開湯に当たっての経済効果の一つのとらえ方として、観光客の入湯数による計算方法で算出してみますと、さくら湯は年間約20万人の入湯者で、そのうち約３割の６万人が観光客入湯者と見込んでおります。熊本県が毎年実施します、熊本県観光統計調査の指標である観光消費額、観光客がお金を使った額でございますが、これに先の観光客入湯者を掛けますと、観光面での直接的な効果が市全体で１年間に約１億6000万円になるのではないかと予測しております。また、八千代座につきましては昨年の見学者数３万5695人に、先ほどの観光消費額を当てはめて計算しますと、１年間に約9500万円の直接的な効果が推計されます。このように、さくら湯・八千代座といった貴重な観光施設は、中心市街地だけにかかわらず、広く山鹿市全体への経済的な効果が見込まれており、こうした施設を中核として、今後、一層の経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の、中心市街地の本当の活性化はいつごろ見えてくるのか、というお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

山鹿市中心市街地活性化基本計画は、平成20年11月に国の認定を受け、これまで「来て、観て、歩けば、住みたくなる湯街（まち）」を基本コンセプトに、ソフト・ハード合わせて40余りのさまざまな事業を展開してまいりました。計画期間は来年３月までとしておりますので、あと半年余りで計画期間の満了を迎えることになりますが、11月のさくら湯開湯を最後に、中心市街地のにぎわ

い創出のための基盤整備はほぼ完了するものと考えております。中心市街地の活性化につきましては、先ほど担当からもご答弁申し上げましたように、いまだ道半ばでございますが、今後はソフト事業を中心としながら官民一体となって、まち全体の活性化に向けた取り組みが必要であると考えております。

一方でこれまでの施策の積み重ねにより、山鹿市の中心市街地には、他地域に誇れるような観光資源・商業基盤の整備ができたものと考えております。こうした資源は、単に中心市街地だけでなく、山鹿市全域の核として今後その機能を発揮してくれるものと考えております。既にこうした都市資源の整備を評価して、民間資本による居住環境の整備も進んでおり、区域内にある２カ所の住宅分譲地では、着々と住宅の建設が行われており、新規居住者の増加が期待されております。

今後は、さくら湯に代表される社会資本の集積を有機的に活用し、また、地域商業者や商店街、商工団体、そして中心市街地に集う多くの市民の皆様と連携が図られることによって、山鹿市の活性化に向けた歯車が大きく動き出すものと考えております。

ただいま担当申し上げましたけれども、道半ばでございますし、目立ってその効果が見えてないと私も認識をいたしております。今日、この山鹿だけではなくて、全国的に、世界的に非常に経済状況厳しい、見通しのきかない状況にございます。そういった中で現状を維持していく、そのことも非常に厳しい今日の状況ではなかろうかなとそんな思いをいたします。そういった中でやはり、これまで取り組んできたような、そういった前向きな取り組みがないならば、さらにこの中心市街地が疲弊していくのではなかろうかなとそんな思いをいたしております。

先ほど申し上げましたように、今さくら湯の開湯を目指して、地域の方々がいろんなイベントや取り組みを計画されております。さらには、商業者の方々が新たな土産品やいろんな食等々の研究をなされております。このさくら湯の開湯に対する思い、地域の方々、市民の方々、さらには商業者、団体の方々の思いは非常に熱いものがございますし、盛り上がっております。いつ、その活性化が見えるかとお尋ねでございますけれども、私はこれまで取り組んできた事業の集大成として、さくら湯のこの再生、開湯が大きな出発点になる、というふうに思っておりますし、ならなければならない、そんな思いをいたしております。それをつくり出すのはやはり地域の住民であるし、市民であるし、商工業の方々であるし、そして行政も一緒になって、それをスクラムを組みながら取り組んでいく、そういった力がこの中心市街地の活性化、さらには市全体

の活性化につながるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、既に、地域内にあります住宅地の建設等がなされております。これも、こういった取り組みの一つの成果ではなかろうかなというふうにも思っておるところでもございます。以上、思いを述べまして答弁とさせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

杉本教育長。

［教育長　杉本　作徳君　登壇］

○教育長（杉本　作徳君）

太田黒議員の３点目のご質問でございます、八千代座等施設の利用状況について、お答えをしたいと思います。

まず、八千代座の施設見学者数、これは有料のものでございますが、これと催し物の際の入場者数、こちらは推計でございます。これにつきまして、平成の大修理が完了しました平成13年度から昨年23年度までの11年間の推計入場者数の合計は、約89万8000人でございます。年平均の利用者数としては、８万2000人弱となっています。

次に、八千代座交流施設につきましては、市民の方々の文化活動や交流等の施設として、また、八千代座の楽屋機能を補完し、リハーサル等にも活用できる施設として、平成22年10月末に完成したものでございますが、一昨年11月の供用開始から、本年７月までの月平均利用日数は15.1日、同じく月平均の利用人数は758.5人となっております。現在も、八千代座での催し物の際はもちろん、いろんな団体・組織の総会や講演会、また各種コンサート、文化団体の舞台部門の練習や発表、文芸作品の展示会等に活用されているところでございますが、当施設につきましては、完成後１年半ほどということもありまして、市民の皆様の認知度も余り高くないのではないかと感じている次第でございます。今後も八千代座とあわせまして、この施設が市民の皆様に親しまれ、憩いと交流の場として幅広く利活用されますよう努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

もう１点のご質問でございます、教育委員会に所属する非常勤特別職の業務内容について、ご説明をいたしたいと思います。

まず、学校教育指導員と名づけております４名につきましては、教職員の資質向上と人材育成、学校及び就学前教育の充実を図ることを目的に配置しておりまして、具体的には指導力向上講座を初め、各学校の校内研修会等へ出向き、指導方法の改善、学級づくりの支援を行っております。

次に、社会教育指導員は、現在１名を社会教育課に配置しています。現在の主な職務は、生涯学習講座の立案と運営及び地区公民館の指導をお願いをしております。また、青少年育成指導員を２名、同じく社会教育課に配置し、青少年の非行防止のための巡回補導や相談業務に当たっております。家庭教育支援員は４名、現在鹿本町の「ひだまり」に設置しています「子ども総合相談窓口」におきまして、学校や幼稚園、保育園での保護者向けの子育てのお話や家庭訪問をして、実際の個別相談に当たっています。

一方、公民館におきましては、旧山鹿市と旧４町の制度統一を図る過程におきまして、従来、総合支所長が兼務しておりました地区公民館長を別途、専任の館長を配置するとともに、加えて新たに公民館指導員を４地区に配置いたしました。職務といたしましては、公民館長には各分館長の指導・助言をお願いするとともに、指導員には地域の活性化のための事業を分館長さん方と一緒に考え、実行していただくこととしております。周辺地域が衰退することのないよう、地域づくり、地域おこしの推進役として期待をしておるところでございます。

教育委員会におきましては、本年度末に鹿本教育事務所が廃止されるという重大局面にありまして、教育委員会の体制充実と教育行政の充実向上が急務でございます。これらの一翼を担っていただくよう、ただいま説明しました非常勤特別職について設置している状況でございます。なお、法的に指導員の設置が決められているかという議員のご質問でございましたが、これは山鹿市の教育委員会規則で定めております。

それから、「教育長の先生はだれか」というお話もございましたが、私は山鹿市の中嶋市長から任命を受けておりますので、山鹿市の市長が私の先生でありまして、そして、県教育委員会、あるいは文部科学省、こういったところからの指導助言を受けながら教育行政を進めております。なお、間接的には市民の皆様のご意見や、それから指導助言を受けながら、懸命に私も学びながら教育長職を務めておるという、そういう状況でございます。今後合併から10年を迎え、財政の優遇措置もなくなるなどの変化もしっかりと視野に入れて各業務を検証し、非常勤特別職のあり方、必要性など常に見直すこととしております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野　富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野　富士夫君）

太田黒議員から、学校教育指導員のことについて、その必要性とか役割についてのお尋ねであったかと思いますので、ご説明をいたします。

学校教育指導員４名は、教育総務課学校教育指導員と山鹿市教育センター所員を兼ねております。学校教育指導員としましては、教育総務課の諸研修、会議を初め、山鹿市教育委員会主催の学校訪問時の参観授業による授業づくり、あるいは学級づくりの指導、各学校の校内研修に参加し、授業づくり等の指導を行っております。

一方、山鹿市教育センターの所員としましては、教職員の資質向上、幼児、児童・生徒の基礎・基本の定着を目標にし、さまざまな事業を進めています。具体例を申し上げますと、道徳や教科の指導力向上、特別支援教育の充実を図る教職員の講座を初め、指導法改善、学級づくり支援事業においては、各学校ごとに若手教師とかですね、また、中堅教師の指導に当たっております。さらに学校経営、女性教師研修、幼稚園・保育園経営など、人材育成も含めた経営研修等も行っています。

また、幼・保・小・中連携の支援事業、教育会との連携事業におきましては、児童生徒作品展、英語暗唱大会、文集「なかま」編集についても、連携をしながら進めておられ、山鹿市教職員の教育会と密接にかかわっており、重要な役割を担っております。

それから、各学校とか幼稚園を巡回しまして、必要に応じて学校長・園長と学校・園経営等についての相談をしたり、意見交換をしたりしております。これまでの学校長としての経営をされておられた実績をもとに、学校や園の諸課題に応じて、関係機関とつなぎ、課題解決のヒントとなる助言等も行っており、学校・園としてはとても助かっていると思っております。私も校長の経験がありますが、判断に迷う場合などは、先輩方の助言を参考にさせていただくことも多々ございます。ある意味では、学校教育指導員の先生方もとても重要な学校応援団であるととらえておるところでございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

米加田会計管理者。

［会計管理者　米加田　純正君　登壇］

○会計管理者（米加田　純正君）

太田黒議員の質問の中の、公金の管理について、お答えします。公金の保管状況につきましては、一般会計及び特別会計の一会計年度における一切の収入、支出に係る現金であります歳計現金は、年間通して約20億円から40億円推移し、

８月末での基金は約109億円あり、預金の管理方法としましては、保管の万全を期するため、市内の金融機関へ普通預金、定期預金及び国債で管理しております。市内の金融機関への預入率を申し上げますと、本年度８月末現在で、指定金融機関の鹿本農協へ59％、他の金融機関へ41％の保管状況となっております。

預金の運用方法としましては、定期預金のほかに安全度が高いと思われます国が発行する国債と、県が発行します県債等がありますが、近年の金利状況は、景気低迷が続く中で低金利が続いており、国債並びに県債の金利は一時高い時期もありましたが、現在、定期預金の金利と変わらない状況となっております。その他、預金の管理方法としましては、預け入れた金融機関が経営破綻した場合に、全額保護される決済用預金があります。この預金対象となるものは、当座預金や無利息型の普通預金が対象となります。内容を申し上げますと、金融機関が破綻した場合に預金保険制度により、1000万円までとその利息が保護される、いわゆるペイオフですが、1000万円を超える預金者は債務を履行できなくなる恐れがあることから、信用秩序の維持を図るため、平成17年度より一定の要件を満たす決済用預金は全額保護されることになっております。本市としまして、現在のところ、市内の金融機関が破綻するような情報はありませんが、今後とも、各金融機関の経営状況等の確認のため、年１回発行されている経営内容等を掲載したディスクロージャー誌等を参考としながら、元本が保障される決済用預金につきましても視野に入れ、安心・安全性面から検討する余地があると思われます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒　鐵郎君）

２回目の質問を行います。今、答弁をいただきましたけれども、プラザビルとかさくら湯、八千代座関係のその経済効果というのは、これはなかなか非常に難しい問題でございまして、一概に、簡単に出るわけではないと思います。今の部長の答弁では、さくら湯と八千代座で２億5000万円ぐらいの経済効果というような話でございましたけれども、市長の答弁にもありますように、今はそういうふうな活性化事業の道半ばというようなことでございます。まだ、今

幾ら経済効果があって、どうなっとるというようなことは難しいので、今後道半ばから、この道が先さん行くとこの、どうすっとにぎわうようになるかということが非常に難しい問題でございますので、これは今お聞きしたことよりもまだ難しい問題です。通告はしておりませんので、この次の機会に私ももう少し、この点につきましては勉強しながら、また、機会あるごとに質問していきたいと思います。

それから教育関係におきましては、教育長の先生は市長というようなことでございますので市長の言うことをよく聞いていただきたい。また、市長は悪いところはどんどんやっぱ指摘していかんと、なかなかいかんとじゃなかろうかと。指摘されたならば、謙虚に受けとめてそれを実行していかにゃならんということが、私が教育長に指導するわけではありませんけれども、それが本当じゃなかろうかと思うわけでございます。

次に、公金の管理でございますが、これは、米加田管理者は非常にまじめな方でございます。私が「質問する」と言ったら、びっくりしたごたる感じでございましたけれども、非常にまじめでございますんで間違いはありませんけれども、これが一番大事なことであると思いますので、しっかり管理をしていただきたいと思います。

登壇が３回というようなことでございますので次に行きますけれども、前回の総務部長の答弁の中で、「第二次健全化計画に基づき、行政業務の検証を行う。」ということでありましたが、職員の定数の削減、民間活力の導入を初め、さまざまな取り組みを行われるものと期待しております。

また私は、前回の臨時職員のあり方と、行政分野における民間活力の積極的な導入についてのお尋ねをしましたが、その答弁では「協議会や策定委員会の中で意見を伺いながら、十分検討してまいりたい。」というようなことでありましたが、その後検討はなされたのか、また、前回は時間の都合上、それ以上質問をしませんでしたけれども、そもそも行政の事務に係るものを「研究」というのはいかがなものか、というようなことを考えるわけですけれども、この点について。

それから、多くの全国的事例がある中で、具体的な期限や目標値を示さないようでは、山鹿市としては今後直営方式で行う民間移譲は行わない、というようなことだろうと推察するところでございますが、この点いかがお考えでございますか。

また、過去の執行部からの説明の中で、第３セクター等については計画的に期限を定めて民間移譲を行うとのことでございましたけれども、これらのこと

を含めて、健全化対策の具体的な内容につきましてお尋ねをいたします。以上、２点目の質問でございます。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

太田黒議員の２回目の一般質問、行財政改革についての中の、第２次財政健全化計画の取り組みにつきまして、お答えをいたします。

第２次財政構造改革の基本方針といたしまして、次のことを定めております。

まず一つに「自主・自立的な財政運営」、次に「将来世代に負担の先送りをしない財政運営」、そして、「環境の変化に対応できる財政基盤の構築」であります。このことに基づきまして歳入面におきましては、徴収率の向上及び収入未済額の解消、使用料等の適正化並びに財産の効率的運用などに取り組んでおります。

歳出健全化策についてでございますが、義務的経費の中の公債費と扶助費につきましては、目標値、実質公債費比率14％以内、自然増加率６％以内などを定め、計画的に適正な行政水準を確保することといたしております。

また、行政の内部管理費や施設の維持に係る物件費等については、効率性の追求により大幅な削減率、対平成22年度決算から20％削減、合併当初からすると40％削減を設定し、徹底した見直しを行うこととしております。

次に、人件費につきましては、総人件費抑制策として、新庁舎の整備にあわせ組織機構の見直しを行います。削減率は合併当初から約30％と見込んでおります。一般職、臨時・嘱託職員、また非常勤の特別職にわたり、その定数を含め、必要性、あり方から見直すことといたしております。あわせて健康館「ゆ～かむ」、公立保育所などの直営業務については民間移譲を基本として取り組みます。

また、同じくバブル期において、国の方針のもと、さまざまな第三セクター等が設立され、それから約20年以上経過する中にあって、一定の目的を果たしたもの、運営や手法については行政環境の変化に対し、設立当初から見直しが行われておりません。つきましては、幸の国木材工業株式会社など第三セクターにつきましても期限を定め、経営手腕のすぐれた民間へとその経営を移譲することとしております。

次に、庁舎、さくら湯、学校規模適正化など公共投資につきましては、諸課題の解消と将来への投資という観点から、将来世代が過度の負担を負うことな

く計画的に整備することといたしております。また、各種補助金等の補助費等についても合併から10年間の中で見直しを行うこととしております。削減率は約20％です。特に社会福祉協議会など財政援助団体に対しては、行政と同じく組織・運営について経営の合理化を求め、自主自立を促すものでございます。

以上、健全化の具体策を申し上げましたが、少子化、超高齢化社会、低い経済成長など、環境は税や社会保障そして雇用などの現行のシステムができた当時とは一変をいたしております。従来からの制度や手法を抜本的に変えなければならない状況にあると考えております。リスクも伴いますが、極めてハードルの高い改革を必要としているものでございます。なお、ただいま申し上げましたことは、一般会計にかかわらず、他の会計を含めまして、全庁的に取り組むべきものでなければならないというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒　鐵郎君）

３回目の質問を行います。国は尖閣諸島や竹島など領土問題、または原発の後処理問題など数多くの難題を抱える中にございまして、一方では政権闘争の真っただ中にございます。このような中、来年度の概算要求が取りまとめられようとしております。震災復興の復興費を含めながら100兆円を超える過去最大の要求総額でございます。国の借金返済に当てる国債費が本年度要求額を２兆円上回り、過去最大になったことは全体を押し上げております。政府は７日に各省庁から要求を締め切りまして、これから年末にかけまして予算編成が本格化してまいるわけでございますが、極度の財政難の中で財政探しが大きな課題ではなかろうかと思います。

また足元に目を向けますと、４月に熊本市が政令指定都市に移行され、他44市町村は同市の一極集中や地域間格差の拡大を懸念しております。このことを受け、熊本県は来年４月、地域振興局など出先機関を県央・県北・県南・天草の４エリアに分けて一般業務は集約して取り組む、仮称でありますが、広域本部を設置するということでございます。

このように私たち市町村行政を取り巻く環境は、10年前に比較しますと大きくさま変わりしつつあります。時代の流れとはいうものの、対岸の火事ではありません。今後、私たちにも大きな影響を及ぼすものであると思います。みずから環境の変化に対して、戦略や事業施策展開に加え、新たな仕組みを整える必要があるのではなかろうかと考えるところでございます。先を見据えた取り組みが必要ではなかろうか。このような状況の中で、合併から８年目を迎え、山鹿市として、現代、そして将来にわたっての市町村のあり方・役割についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。３回目でございますので、この点につきましての質問はこれで終わりますけれども、時間が非常にありませんので、次の質問まで質問をしておきます。

次の質問は、市民医療センターの運営状況と透析器の導入及び駐車場整備についてでございます。市民医療センターは総事業費41億円で改築がなされまして、平成23年の４月にグランドオープンしましたが、以前から非常に医師不足等で、経営は厳しく赤字続きでありましたけれども、平成23年度の決算報告では黒字に転化したと説明がございましたが、現在の経営状況を具体的にお尋ねしたいと思います。

次に、現在、山鹿市では慢性維持透析の患者が250名以上おられると言われております。また年々増加しております。山鹿市内では透析治療のできる病院が少なく、患者は大変困っているところでございます。市民医療センターでは「透析治療をぜひ行っていただきたい。」との声が大変多くなっておりますが、透析治療を行う予定があるのかどうかお伺いいたします。

市民医療センターを利用される市民の方々から、「駐車場が非常に少なく迷惑している。」との声が多く聞こえますが、駐車場を拡張する余地も余りないように思いますので、私は立体駐車場を設置すれば、相当駐車が確保できるのではないかと考えておるところございますが、この点につきましてお伺いをいたします。

最後までいきますけれども、立派な施設はできましたけれども、今後中身の充実が大事と思います。医師の確保、それから処遇の改善、診療科の充実、会計業務の合理化、駐車場の整備、以上が今後喫緊の課題であると思います。さらに努力されて持続的に経営が安定しますようにご祈念を申し上げます。時間が非常に長くなりましたけれども、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

太田黒議員の３回目の一般質問、これからの市町村のあり方につきましてお答えをいたします。考え方につきましては大局的に二つの視点がございます。中期的なものと中長期的な視点でございます。中期的には従来から申し上げておりますとおり、本市のような合併自治体特有のことでございますが、合併特例期間終了後の行財政運営の進め方でございます。さきの定例会において申し上げましたように、約28億円もの交付税等の減収が見込まれておりますので、このことを前提とした行財政改革でございます。主要政策の実施と行政課題の解消、そして、健全化への取り組みを確実になし遂げ、将来世代へ財産として引き継ぐことでございます。

次に向こう10年から15年という中長期的には、統治機構の変革を見据えた行財政改革でございます。恐らく国を初め、多くの自治体が膨大な負債を抱えた中にあって、現行の統治システムは限界を迎えるであろうと考えられます。事実、行政事務の権限移譲一つを例にとっても法律の壁があり、容易には進まないのが現在の状況でございます。財政面から見ても平成26年４月から消費税の段階的引き上げが予定されていますが、国の財政事情はそれだけでは到底解消できないような事態にございます。これらのことから、道州制等を基本とした統治機構の見直しが本格化するのは避けられないものと推察をいたしております。このことは都道府県に限っての再編ではなく、私たち市町村も巻き込んでの見直しが行われるものと考えるべきです。現状では明確な全体像や指針が示されておりませんけれども、このことを前提とした行財政運営に取り組まなければなりません。また市町村独自の取り組みの強化は言うまでもなく、国保・介護等の社会保障、防災・環境政策など、都道府県を交えた広域的政策の実施にも取り組んでいかなければならないと考えております。そして将来、そのような時代を迎えたときに、その行動と選択に責任を負い、弾力的に対応すべく備えなければならないものです。私たち市町村は、将来的にも住民に最も身近な存在であり、今後さらに役割・存在意識が増していくことから、これまで以上に基礎自治体としての総合的な行政運営能力の底上げを図っていかなければならないというふうに思っております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

太田黒議員の一般質問の１点目、今の病院の経営状況はいかがかについて、お答えいたします。７月末現在における当センターの経営状況については、４月１日から緩和ケア病棟を開設したこと、また５月１日から泌尿器科の常勤医師を採用したことに加えまして、４月の診療報酬改定の影響によりまして、計画した入院患者数には届かないまでも、おおむね計画した収支を維持できているところでございます。ちなみに、７月末現在での当期純損益は、６月に期末勤勉手当を支給した関係から、マイナスの985万3000円の損失ではありますが、昨年度同期の実績、マイナスの6203万5000円と比較しますと、5218万2000円改善しているところでございます。８月の入院患者数の実績は猛暑が原因だろうと思いますが、７月の実績と比較しまして、１日当たりマイナス６名と減少しているところでございますが、これを回復すべく、現在鋭意努力を重ねているところでございます。

次に一般質問の２点目、市民医療センターにおいて慢性維持透析治療を行う予定があるのかどうかにつきまして、お答えいたします。ご承知のとおり、当センターは急性期医療を担う地域中核病院として、地域医療機関との機能分担のもとに運営をしておるところでございます。これまでの透析治療の実績は、当センターに入院された合併症の患者様に対しまして、治療上の必要から、急性期の透析を実施したことが年間数例ございます。慢性維持透析を実施するかどうかにつきましては、地域ニーズの把握、また、医師を含めたスタッフの確保の課題等を総合的に勘案しまして、地元医師会等との協議の上、判断しなければならないものと考えておるところでございます。

次に一般質問の３点目、患者様用駐車場の確保策についてお答えいたします。患者様・家族様用駐車場の確保につきましては、敷地の狭隘さから確保できるスペースが限られておりまして、ご迷惑をおかけしているところでございます。これまで近隣民有地の借り上げや、営業期間外の市民プールの借り上げ等によりまして、職員駐車場を確保し、極力、患者様・家族様用駐車場のスペースの確保に努めているところでございますが、時間帯によってはご不自由をおかけしているものと思います。ご提案のございました立体駐車場の設置についても費用対効果等を研究し、検討していきたいと考えているところでございます。

最後に、経営基盤の健全化についてでございますが、平成23年度決算において黒字を計上することができました。黒字を計上することによりまして、公営企業体として維持・運営する上で、不可欠な経営基盤の確立に向けての足がかりがやっとできたものというふうに考えております。しかしながら、市民の皆

様方に医療サービスを提供する上で、解決しなけりゃならない課題はまだまだ山積しておりまして、一つ一つ改善すべく努力を重ねているところでございます。引き続き急性期医療を担う地域中核病院として医療の質の向上に努めるとともに、確固たる経営基盤の確立に向けてさらなる邁進をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午後０時24分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原徹議員の発言を許します。

原議員。

［12番　原　徹君　登壇］

○12番（原　徹君）

議席12番、日本共産党の原徹です。私は、質疑１問と一般質問２問を一括方式で行います。

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、社会福祉総務費の山鹿市部落解放同盟支部活動補助金についてであります。

議員は、市民の税金が公平・公正に使われているかをチェックするという、重要な任務を持っておりますので、昨年度に引き続き部落解放同盟支部活動補助金に関して２点ほど質問いたします。

まず１点目、各支部、５支部ございますが、その支部への補助金と決算はどうなっておりますか。事業費、研修費、日当などの歳出額とその割合を明らかにしてください。

２点目、研修への参加状況、並びにどんな研修に参加しているのかをご説明ください。

次に一般質問に入ります。日本共産党山鹿市委員会は、市民生活の向上という観点から、全世帯を対象に市民アンケート調査を実施しているところであります。多くの市民の声が寄せられてきておりますが、集約はまだ途中であります。一番多かった要望は、道路の整備に関することでありました。要望箇所に出向いて実際に調査し、建設課に10カ所にわたって改修を申し入れたところで

あります。それに対しまして建設課は素早く対応され、既に数カ所が改修され、市民から大変喜ばれているところです。今回は道路整備以外に、市民アンケート調査から２問質問いたします。

まず１問目は、ごみ収集袋と資源ごみ、リサイクルごみとも言うんですかね。この指定日以外の収集などについてであります。本会議の冒頭に市長から、可燃ごみ焼却場の使用延期問題が解決したとの報告を受けました。この件に関しては、市民からも「どうなるのか」との不安の問い合わせが数多くありましたが、無事解決して市民とともに安堵しているところであります。ご協力いただいた鹿央町の地元の皆さんを初め、この難問に携わった関係者の皆さんに深く感謝申し上げます。これから私の質問は小さいことかもしれませんけれども、市民の日常生活に密着した疑問点や要望事項であります。３点質問いたします。

１点目、「ごみ袋も大きさが、他の自治体と比べまして、小さくて値段も高い。何を基準にして決めたのか。」というのがアンケートにありました。恐らく菊池市方面から転居してきた住民の方だと思います。このことを説明してほしいわけです。ちょっと実物を持ってきました。

［演壇でごみ袋を示す］

見えますか。この黄色が山鹿市のものです。ピンクが菊池市です。菊池市と比べてみました。これだけ違うんですね。約13センチ菊池市の方が長いわけです。容量は後で説明があると思います。それから、「山鹿市のごみ袋は大・中・小と３種類あってとてもいい。」と。よその菊池市は小がないわけです。大と中のみです。次に、「袋の値段が菊池市より高い。」と。山鹿市は大で、20枚で500円、１枚が25円になります。ところが菊池市は400円で、１枚が20円で、１枚当たり５円も高いわけです。山鹿市は中が20枚で400円、１枚が20円ですが、菊池市の中は15枚で200円、すなわち１枚が13円30銭、１枚当たり６円70銭高くなっているということです。なぜ、そのようになっているのか、もし説明ができましたらお願いいたします。

２点目、ごみ出しカレンダーと言うんでしょうか。あります。これが「山鹿のカレンダーはとても見にくい。」という声が出てきております。これも実物を持ってきました。

［演壇でごみ出しカレンダーを示す］

これが山鹿のカレンダーです。皆さんご家庭に張ってあると思いますが。それからこれは、益城クリーンセンター、これカラー刷りで、カレンダーですね、それこそ。これ、西原村から持ってきてあります。もう、パッと見たらわかると、これが12月まで全部こうしてあるわけですね。これを見なれた人は、山鹿

のは見にくいだろうなと私も思います。そういうことで、使いなれたのが一番いいと思うんですけれども、改善する必要がないのかということをお尋ねします。

３点目は、資源ごみの収集日です。リサイクルごみですね。月２回で朝の７時から８時までとなっています。「共働き世帯は勤務時間によってこの日時に持ってこられないときがあります。このような世帯に配慮して指定日時以外にも、特定の場所を設定して、例えば、旧消防署跡あたりに場所を設定して収集ができるようにしてほしい。」と。以前、植木町では、今もそうかもしれませんが、「植木町では実施していた。」と、こういうことであります。ご説明をお願いいたします。

２問目、子ども医療費の現物給付、すなわち窓口払いなし制度の導入についてであります。本制度の導入について、私はこれまでも十数回、この本会議で取り上げてまいりました。また私以外でも、福本議員や北原議員も取り上げてこられました。それだけに、市民の願いが強いということであります。市民アンケートにも、母親、特に母子家庭の方からの願いが強いということがわかります。この件に関しては、子育て支援課は既に平成18年９月議会で、「乳幼児の病気の早期治療を推進し、子育て支援を図るという重要な施策であるから、財源確保を現在検討している。」と前向きな答弁があっていたわけですが、しかし、「子育ての第一義的な責任は保護者にある。本制度は何の手続もせずに自動的に助成が受けられるというものではない。」と、こういった市長の強固な答弁で、その後全く進展を見ていないわけであります。

私は次の３点から、もう現物給付に切りかえる時期に来ていると考えます。したがって、３点ほど理由を述べますので市長の答弁をお願いいたします。

１点目、県内での子ども医療費の現物給付の採用は多くの自治体に広がり、県内14市中採用していないのは、もう山鹿市と玉名市だけ。市の段階では２つの自治体のみとなっています。私は１市４町が合併した後の本会議で、現物給付の導入を取り上げましたが、その時点では、現物給付を導入している市は５市のみでした。それが８年間で12市に広がっているということであります。

２点目、市民から「よその市や町は現物給付ができているのに、山鹿市はなぜできないのか。議会は何をしているのか。」との厳しい批判をたびたび受けております。しかし山鹿市議会は２回にわたって陳情の採択を決議しており、市長も「議会決議は重く受けとめる。」と答弁されているわけであります。

３点目、総務文教常任委員会は８月、花笠音頭で有名な山形県の尾花沢市を視察研修いたしました。研修内容は「地域おこし協力隊制度について」であり

ましたが、私がもう一つ注目したのは、「子育て支援対策と定住支援事業」でありました。かなりの力を入れております。尾花沢市では中学３年生までの医療費無料、もちろん現物給付です。第３子以降の保育料無料、第３子以降の給食費無料、若者世帯 40 歳以下の民間賃貸住宅家賃助成事業として月額 20%、上限２万円補助、市内分譲住宅購入支援事業として購入費の 20%、上限 200 万円補助などの事業に取り組まれておりました。質問時間がとれませんでしたので帰り際に、議会事務局長にこのことをちょっとお尋ねしましたら、「急激な人口減に歯どめをかけるためです。人口が減ったら市の活力がなくなりますから。成果も出ている。」とのことでありました。山鹿市の人口も毎年減少の一途であります。人口減少に歯どめをかけるために中長期的な展望と具体的な対策が求められております。子ども医療費の現物給付制度の導入も少子化対策の一つとして採用すべきではないか、以上３点、償還払いから現物給付への必要性を述べましたが、市長の答弁をお願いして１回目を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

原議員の質疑の１点目、各支部への補助金と決算についてお答えいたします。平成23年度において、補助金交付要綱に基づき実施された事業に対する補助金の交付額は、総額で694万1369円となっております。前年度と比べ11％の減額となっております。支部活動に係る事業費の決算状況につきましては、総事業費が712万1456円となっており、その内訳としまして研修に係る旅費が222万3190円、日当が400万4000円、参加資料代が78万7450円、事務費が10万6816円となっております。総事業費に占める割合といたしましては、旅費が31.2％、日当が56.2％、参加費・資料代が11.1％、事務費が1.5％でございます。なお、日当につきましては市外日当のみといたしまして、平成22年度が5700円だったものを、平成23年度は5000円にいたしたところでございます。

２点目の、研修への参加回数と研修内容につきましては、補助金の対象となります参加総数は、延べ人数で805名でございます。昨年度の研修会等への参加状況を見ますと、参加回数が１回から５回の方は全体で73％を占めております。また、個人ごとの参加状況につきましては、各支部とも最も参加回数が多いのは支部長でございます。回数にいたしまして26回から38回となっており、これは前年度と比べ減少しております。このことは一部の方に偏らず、できるだけ多くの方が参加できるように配慮がなされているものと思われます。研修内容につきま

しては、５支部それぞれに各種研究集会、人権同和問題に関する研究大会、資質を高める交流会や研修会、女性部研修会等への参加があっております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

一般質問の１点目、ごみ収集袋とリサイクルごみの収集日についてお答えいたします。まず、ごみ収集指定袋につきましては県下14市のうち13市が、また近隣の和水町、玉東町などほとんどの自治体で指定有料袋として導入されております。この燃やすごみの指定袋の最も大きいサイズのものを例に、近隣自治体の価格を比較しますと、山鹿市は45リットルで25円、先ほどお見せいただいた袋は45リットルでございます。熊本市は45リットルで35円、それから、先ほどお見せいただいた菊池市は60リットルで20円、玉名市は45リットルで25円、荒尾市は45リットルで45円、和水町は45リットルで25円、玉東町は45リットルで40円となっております。

指定袋の大きさとしましては、県下のほとんどの自治体で一番大きいサイズが45リットルとなっており、価格につきましては13市の平均で約30円となっております。したがいまして本市が採用しております指定袋の大きさにつきましては平均的、価格につきましては平均以下の数字ではないかと認識しているところでございます。また、本市の指定袋の大きさ及び価格につきましては、平成16年の合併協議会の中で、構成市町の状況をもとに、他の自治体の状況も参考にして決定したものでございます。なお、先ほど議員からもお話がございましたが、燃やすごみの指定袋、燃えないごみの指定袋とも当初は45リットルと30リットルの２種類でございましたが、市民の皆様からの強い要望により、平成21年に15リットルの大きさの袋を追加いたしました。これにつきましては、本市におきましても核家族世帯や高齢世帯が増加しており、より軽くて便利な小さな袋の需要が生じてきたものと思われます。

次に、ごみ出しカレンダーについてでございますが、このカレンダーは「家庭ごみ分け方・出し方」、「ごみ収集日程表」を片面ずつ記載した両面使いとしており、合併前からほぼ同様の様式を使用しています。この両面使いという点に関しましては、「見にくい」「わかりにくい」という声も一部ございますが、多くの市民の皆様から「見なれており、様式を変えると高齢者の方々がかえって戸惑う」との意見が寄せられ、これまでは大きな変更は控えてまいりました。今後は、家

庭ごみの収集方法等の市内統一も計画しており、そのような機会にあわせまして、他の自治体のものを参考にしながら、より見やすい、わかりやすいカレンダーに改善してまいりたいと思います。なお、カレンダー以外の件に対しましても、家庭ごみの処理につきましては、市民の皆様にとって最も身近な案件の一つでございますので、今後とも、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら業務を推進してまいりたいと思います。

最後に、資源ごみの排出方法でございますが、現在、家庭から出る資源ごみにつきましては、指定日に収集所へ出していただくか、または稼働中の平日の時間帯に、植木のリサイクルプラザへ自己搬入していただくことになっております。議員ご指摘の指定日時以外での拠点収集につきましては、現在、県下14市のうち４市で拠点収集が、２市で施設搬入が実施されている状況でございます。実際、休日の拠点収集を実施されている市の担当の方に話を伺いますと、予想を超える大量のごみの持ち込みや、地域外からのごみの持ち込みなど、対応の難しい課題もあるようでございます。本市におきましても、これらの実例を参考にしながら、現在、検討を行っているところでございます。

また、休日の施設への搬入につきましては、リサイクルプラザが広域行政事務組合で運営されているため、山鹿市のみの意向で決定することはできませんが、市民サービスのさらなる向上へ向けて、構成市との協議を継続してまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの原議員の子ども医療費の現物給付、窓口払いなし制度の導入についてのご質問にお答えいたします。子育て支援の施策につきましては、市民のさまざまな要望がある中で、子育てがしやすく、地域社会総ぐるみで子育てを応援されていることが実感でき、子どもたちが「ここで生まれてよかった」「ここで育ってよかった」と思えるまちづくりを目指すために、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

去る９月３日には、「ひだまり」において県内で２番目となる子ども総合相談窓口を開設し、０歳からおおむね18歳までの子どもと保護者の相談体制を強化したところであります。子ども医療費の助成につきましては、本市では平成22年１月に、助成対象者を就学前の子どもから小学生まで拡大いたしました。私は、市民生活の中で「自助・共助・公助」の考え方が必要であると考えます。福祉の面

から見ても、市民一人一人の「自立」を基本として、互いに尊重し協力していく「共助」がある中で、社会の発展があると考えております。現行の償還払いによる助成方法は、子どもを持つ親としての基本的にあるべき子育ての姿勢、子育ての第一義的責任者としての自覚と責務をさらに持っていただきたいと思うところからであります。つまり「自助」の育成であります。そして、保護者・家族の皆様には申請をしていただき、市は「公助」として財源を確保し、保護者の負担を和らげ子育てを支えていく、このことが大切であると強く思うところであります。

しかしながら、子ども医療費の助成について、近隣の市や町が現物給付方式の採用をしておりますことは、子育て支援に係る社会的な情勢の中で対応することが求められているとも考えるところであります。そのため、子ども医療費の現物給付方式の採用につきましては、若者や子育て世代の定住促進策としても活用できるものととらえ、今後、財政状況や市民のニーズ等、十分勘案しながら検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　徹君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

原議員。

［12番　原　徹君　登壇］

○12番（原　徹君）

２回目の質問いたしますが、その前に、先ほど市民福祉部長から説明がありましたけれども、とてもわかりにくいと思いますので資料を準備しました。議長に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（横手　啓介君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○12番（原　徹君）

それでは質疑の部落解放同盟支部活動補助金についてであります。今の市民福祉部長の答弁から問題点を６点指摘したいと思います。

まず、資料１をごらんいただきたいと思います。

１点目、総事業費712万1456円に対して、補助金総額が694万1369円で、補助

率は97.5％であります。このことから部落解放同盟の支部活動事業は、ほぼ丸抱えで市民の税金で賄っていることになります。

平成19年６月、市民の監査請求に対して、当時の監査委員から補助金の補助率を決めるよう指摘がありましたが、執行部は「監査委員の指摘は重く受けとめる。」と答弁しながら、全く実行しておりません。

事業の補助率といった場合、一般的には10％から多くて30％の範囲になっているのではないでしょうか。

２点目、監査委員から、「補助は事業に限る、会議は事業ではなく運営費である。」と、これも指摘されております。ところが任意の運動団体であるにもかかわらず、部落解放同盟の会議にまで旅費と、さらに日当まで支給している。非常に大きな問題であります。

３点目、山鹿市以外での研修・会議の日当は、平成22年度より700円減額したそうでありますが、それでも１日5000円となっています。日当総額が400万4000円。これが補助金に占める割合は57.7％です。補助金の半分以上が日当となっているわけです。自分たちが学習するのに日当なんか必要ないのではないかというのが私の考えです。ためになるわけです。もし、日当を削れば400万円が浮いて、私がいつもお願いしております子どもたちの教室に１年間で400台近い扇風機が設置できるわけです。こういうところに使うべきではないでしょうか。

次は４点目です。資料はまだ１ですね。補助金は、支部の補助金を見てみますと、Ｄ支部が、これは恐らく鹿本だと思いますけれども、約220万円に対してＡとＢ支部は109万円。Ｄ支部はＡ、Ｂ支部に比べまして２倍の補助金をもらっていることになります。

それじゃ、このＤ支部はＡ、Ｂ支部よりも２倍の部落解放同盟委員がおるのかと聞きますとそうではないんですね。理由は、同盟委員が２倍いるというのではなくて、過去の実績からとのことであります。

行政が一般的に補助金を出す場合は、その団体の会員数あるいは参加数が恐らく基準になります。嘱託員の報酬もそうなっていますね。世帯数が一応基準になって、それから考えます。ところが、担当課は各支部の部落解放同盟の、何人入っているか、この人数すら把握しておりません。これ私は前から言っているんです。「解放同盟は何人ぐらいおっと。」と聞いても、「わかりません。」と。わからないのに補助金を出すこと自体がおかしいわけです。

旧鹿本町の補助金は合併以前から、ほかの支部よりもかなり高額でした。それがそのまま継続されているというわけであります。こんな不透明な補助金は改めるべきであります。

５点目、資料２です。ある支部の支部長は研修と会議に年間38回も参加しているという報告がありました。平成21年度の時点ではですね、60回という支部長もいました。これでは日当稼ぎと言われても仕方がありません。

昨年、「研修参加の回数を制限すべきではないか。」と問題提起しました。もう野放しじゃなくて、やっぱり年間２回か３回じゃないですか、研修は。しかし、当時の市民福祉部長は「参加に偏りがないようお願いして、その成果も出ているので基準を設ける必要はない。」と拒否されました。その結果がこのような状態です。26回以上が７人おります。支部は５支部です。日当が、日当5000円がもらえるから研修に参加しようかとならないように、本来の研修の姿に戻すべきだと思います。

６点目、同和対策事業の最後の法律「地対財特法」が、平成15年３月末で失効、消滅し、同和対策事業は終了したはずであります。それから９年、もう10年近くが経過しているのに、まだこのような特別扱いをしているわけであります。行政がこのような特別扱いを続けていて、部落差別をなくそうと呼びかけること自体、これ矛盾しています。部落差別を許しているのは行政の方ではないですか。このような状況が続けられる限り永久に旧同和地区は固定化し、新たな逆差別が生まれるということを強く指摘しておきます。

また、監査委員の方には、この件に関して毎年私が取り上げておりますので、もっと厳密な監査をお願いしておきます。

そこで質問します。さきの議会で「部落解放同盟の補助金は、平成27年度から見直す。」との答弁があっておりました。どんな点をどのように見直そうと考えておられるのか、ご説明ください。

一般質問の１問目です。ごみ収集袋と資源ごみの収集についてですが、部長の答弁は、ほかの自治体の実態を詳細に調査され、納得のいく答弁をいただきました。

ごみ問題は、市民生活にとって切っても切り離せない重要な問題であります。今後も市民の目線に立った施策を期待して、この件の質問は終わります。

２問目の子どもの医療費、現物給付についてであります。これまでの市長答弁から「検討する。」という１歩前向きな答弁をいただき、大変ありがたく感動しております。これ以上の質問は必要ないわけでありますが、私の考えをさらに幾つか述べさせていただき、ぜひとも実現をお願いしたいと思います。

本制度のルーツは、1961年（昭和36年）、豪雪地帯で知られます岩手県旧沢内村であります。貧困のために子どもが病気になっても支払うお金がないために、治療が遅れ、乳児が次々と死んでいきました。この事態に心を痛めた深沢晟雄

村長は、乳児つまりゼロ歳児の医療費無料化を実施、次の年から乳児の死亡がゼロになったのであります。もちろん現物給付であります。後から治療費を補助するからという償還払いでは、乳児死亡率ゼロという効力を発揮することはできなかったと考えるわけであります。

すなわち、本制度は現物給付が原点なのであります。それから50数年が経過しましたが、本制度は乳児から乳幼児、そして子どもの医療費というふうに発展的に拡充されてきました。現在では全国、どのくらいあるんですか、3000ぐらいあるんですかね、すべての自治体でこの子どもの医療費助成が取り入れられているわけであります。しかし、自治体によって格差があります。助成対象を高校まで、あるいは中学まで、山鹿のように小学校６年まで、あるいは小学校３年生まで、あるいは遅れたところはまだ小学校入学前までとまちまちであります。また、償還払いか現物給付かも異なります。

同じ日本の国に生まれた子どもであります。こういった自治体の格差をなくすためには、国の制度にすることが最終目標であろうと考えるわけであります。ぜひ市長の方にも働きかけをお願いしておきます。

山鹿市の国保年金課によれば、国民健康保険税が払えなくて１年以上滞納し、健康保険証がもらえずに資格証明書、これ10割負担ですね、発行している世帯が108世帯あるそうであります。そのうち高校生以下の子どものいる世帯は13世帯、うち小学生以下の子どもがいる世帯が７世帯で、子どもが10人対象となっております。

資格証明書は病院窓口で10割自己負担となりますが、ただ、数年前に法律が改正され、高校生以下の子どもだけには短期証明書、自己負担が３割ですが発行されるようになったそうであります。

私は資格証明書世帯で、経済的に底辺にある７世帯のこの10人の子どもたちを憂慮するわけであります。もし、この子どもたちが病気になったとき、保護者は病院に連れていくだろうかと、そんな心配をするわけであります。そんなとき山鹿市子どもの医療費助成に関する条例が生かされ、現物給付制度があればと痛感するわけであります。

本条例の第１条には、「この条例は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図る。」とあります。この条例の目的を、真に生かすためには現物給付、窓口払いなし制度が導入されなければ、条例の目的に沿った効力が発揮されないということであります。

最後に、以前紹介したこともありますけれども、４人の子どもを持つ30歳代の母親の手紙はとても印象的でありましたので、もう一度紹介してこの件の質

問を終わりたいと思います。38才のお母さんにもうなっていると思います。

『私は今年の５月、４人目の子どもを、女の子を産みました。今ごろ子ども４人もいる家庭はあまりないと思いますが、どうしても女の子が欲しかったのです。知人や周りの人からは「よう頑張るねえ。子は宝。最近子どもが少ないけん山鹿のためになるたい。」と、冷やかし半分に激励されております。でも、４人の子どもを育てるのは大変です。まず、毎月４人のうちのだれかが病気にかかり、そのたびに病院通いです。病院代は我が家の家計に大きく響きます。こんなときに思うのです。病院窓口で治療費を払わないで済むような制度ができないものかということです。今も手続さえすれば治療費は後で返ってきて助かりますが、それなら、初めから無料にしてほしいのです。菊池も植木も病院窓口で支払わなくていいとのことであります。これならお金がないときでも気兼ねなく病院に連れていかれます。お金がなかったために手遅れになるという心配も要りません。４人の子どもを親が責任を持って育てるためにも、山鹿市でもぜひこの制度をつくって、子育てを応援してください。このような制度ができたら、あと一人子どもを産む親もふえてくると思います。どうかよろしくお願いいたします。』

市長は今、この母親の手紙にどんな感想を持たれますか。

４人のうちのだれかが病気で毎月病院通い、家計が大変だが責任を持って育てたい。しっかりした母親であります。

病院窓口で治療費を払わないでもよい制度ができたら、あと一人子どもを産む人がふえるのではないでしょうかと、現物給付に対することが、いかに大きな子育て支援になるかを示唆しているわけであります。

平成22年の３月議会で市長は、「子どもはやまがの宝だ宣言」をされました。そして「将来、山鹿市の子ども一人一人が山鹿をつくり、日本をつくり、未来をつくる大切な宝として、立派に育ったと自信を持って言えるように、教育と子育てが最もしやすいまちづくりに全力で取り組もう。」と強調されました。

実にすばらしい名言であり、私も心から賛同するものであります。最も子育てしやすい山鹿市にするための一つに、子どもの医療費現物給付制度を導入されていただくことを重ねてお願いして、２回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目の質疑にお答えいたします。平成27年度以降、部落解放同盟支部への

補助金を見直すことにつきましては、現行の山鹿市部落解放同盟支部活動補助金交付要綱では、附則で平成27年３月31日をもってその効力を失うものとしておりますので、当然補助金としてのあり方について見直す必要がございます。

現時点での考え方としましては、より多くの市民の皆様に人権の重要性を啓発する意味からも、ある一定の地域を限定した補助金の交付は好ましくなく、すべての地域を対象にした対応が必要かと考えております。

例えば、補助金ではなく、旅費や需用費等の直接経費からの対応も方策の一つであると思います。

今後は補助金の見直しにつきまして、支部とも十分に協議を図りながら、本市が目指しております人権のまちづくりにつながる、よりよい対応策を考えてまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　徹君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

原議員。

［12番　原　徹君　登壇］

○12番（原　徹君）

３回目です。今の部落解放同盟支部活動補助金についてであります。

ただいまの市民福祉部長の答弁は、より多くの市民に人権の重要性を啓発する観点から、ある特定の地域を限定した補助金の交付は好ましくない。すべての地域を対象にした対応が必要であると考えているとの答弁でありました。

全く同感であり強い共感を覚えるものです。これこそ人権教育の真髄ではないでしょうか。ぜひその観点で見直してほしいと思います。

そのことが同和問題の完全解決に大きく寄与するものと確信するわけであります。ただ、平成27年度から見直すとのことでありましたが、あと２年間も今のような不公正な状態が継続されるわけで極めて遺憾であります。

したがって、平成27年度まで待つのではなくて、前倒しして見直されることを強く要請いたします。

人事異動によって、メンバーが入れかわり何事にも真摯に取り組もうとされている人権啓発課に敬意を表して、今後とも全力で取り組んでいただくことを期待して、私の質疑・質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

26番、民主党、森久雄でございます。今回は一般質問を１点だけ行います。

オフトーク通信サービスというのをご存知と思います。それが廃止されるということで、それ以降の地域コミュニケーションツールの考え方ということについて、お尋ねをしておきたいと思います。

現在、鹿北、菊鹿、鹿央の旧３町でサービス中のオフトーク通信が、今後廃止されると聞きまして、かつサービス対象地域の皆様の心配の声もお聞きしましたので、今後の方針等についてお尋ねするものでございます。

聞くところによりますと、ＮＴＴでは一般電話加入サービスなどを提供する電話網のＩＰ網への移行について、その展望を明らかにしたそうでございます。

10年後の2020年ごろまでにサービスの整理、統廃合を進めて、順次ＩＰ網へのサービス移行を開始し、2025年ごろまでに移行を完了して、交換機で構成する電話網を廃止するという計画のようでございます。

電話網廃止後もメタル回線利用者に向けては、ＩＰ網経由で継承するサービスとしては110番や119番、天気予報、時報、電報などなどが挙げてあります。

今日の通信技術の進展は秒進分速のスピードでありまして、今より10数年以前の漫画などにも描かれています、近未来に使われている通信端末の利用方法とか形態などがかかれていたものが、実は既に実用化されているという現実があります。

私ごとを申し上げ恐縮でもあり、恥ずかしさもありますが、ＮＴＴをリタイアして８年後の今、通信事情の実情や今後の発展予想などに目をくれますと、余りにも急速な進展であるがゆえに、全く浦島太郎の感を否めないのであります。

ここに至って電話網廃止という判断に至った背景などは、聞き及んでおられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、オフトーク通信が果たしている地域コミュニティーへの貢献を挙げるとすれば、どのようなものが挙げられますか。

次に、オフトーク通信にかわる新たな地域コミュニケーションツールには、どのようなものが考えられますか。オフトーク通信の完全廃止までは、まだ時間があるものと思います。その時間の間に通信手段は目覚しい進展を遂げ、今

日の最新ツールが明日は既に古いものとなって、最新のものが登場してくると思います。よって、断定的な言い方は困難と思いますので、今、考えられるものには、どんなものがあるかを教えていただきたいと思います。

鹿北、菊鹿、鹿央の３町に新たに設置された、防災行政無線に果たしてもらう役目とは、あるいは予定する最大の効果と限界について及び地域コミュニティーへの貢献は望めるかどうかについて、お尋ねをしておきます。

１回目の質問の最後ですが、平成26年度に光ブロードバンドの整備が完了します。利用を望む市民の皆様は、ようやくかとの思いをお持ちになり、平成25年度、平成26年度の開通の順番を待たれていらっしゃるのではないかと拝察いたします。

一方で、アナログ回線を引き続き利用される皆さんもおられるでありましょう。

オフトーク通信は後者のお客様に限られてきます。そうなりますと、将来、いやごく近い将来でなくてはなりませんが、その２種類の利用実態を問題としない、通信手段の普及がオフトークに近いサービスを、可能にするものではないかと思います。それが何かは何とも予測がつきませんが、具現化されるのではと思いますけれども、いかがでありましょうか。

以上のことを１回目の質問としてお尋ねをさせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

森議員の一般質問にお答えいたします。オフトーク通信は固定電話回線網を活用した、ＮＴＴが提供するサービスでございます。

平成22年11月、ＮＴＴにおいては、固定電話回線網にかわるインターネットを利用した、いわゆるＩＰ網への移行に関する将来展望を公表いたしております。それによりますと、平成32年ごろから移行を開始し、平成37年をめどに完了を想定しているということで、その中でもオフトーク通信については、先行して平成27年3月でサービスを終了したい意向を示しているものでございます。

本市としましては、ＮＴＴに対しまして延長をお願いしているというような状況でございます。

ご質問につきましては６点あったかと思います。

まず、１点目の質問、ＮＴＴがこのような判断に至った背景でございます。

固定電話のユーザー数が携帯電話への移行によりまして、毎年１割程度減少

していること、それから固定電話回線交換機が、おおむね平成37年に寿命が到来することが掲げられております。

２点目でございます。オフトーク通信の地域コミュニティーへの貢献につきましては、放送内容が一般的な行政情報、訃報、ラジオ体操、ＦＭ熊本の再送信などの定時放送ですとか、災害などの緊急情報に加えまして、行政区単位の細やかなお知らせなど、地域に根ざした特色ある情報提供が可能となっておりまして、地域コミュニティーの活性化に寄与しておるということが言えると思います。

３点目でございます。オフトーク通信にかわる新たな地域コミュニケーションツールについてお答えいたします。

災害などの緊急情報につきましては、平成24年度までに市内全域で整備を行います防災行政無線がその役割を担います。

次に、行政情報につきましては、情報メールサービスを昨年５月から運用を開始しております。また、市ホームページの充実によりまして、その役割のすべてとは言えませんが、一部を補完できると考えております。

今日、通信技術や関連機器の進歩は著しいものがございます。新たな地域コミュニティーツールの出現を期待したいと思っております。

４点目、防災行政無線が果たす役割についてお答えいたします。

オフトークは電話線が断線した場合に情報伝達が行えませんが、防災行政無線は電波を利用するということから、大雨や台風などの非常時においても安定した運用が可能であります。

災害など緊急時における情報伝達のための基幹システムとして大きな役割を果たすものであります。ただし、屋外放送設備であることから、スピーカーとの距離が遠くなるほど音量は小さくなり、また、風向きや雨音などで放送内容が聞き取りにくくなる場合もございます。

次に、５点目でございます。防災行政無線の地域コミュニティーへの貢献につきましてお答えいたします。防災行政無線は、基本的には防災情報の伝達に使用することが、最優先される施設でございますが、本来の使用目的に支障が及ばない範囲で、また、音量が大きいことによる騒音公害やプライバシーの保護に配慮した中で、行政区単位のお知らせなどの情報伝達に利用することは、可能でございます。

６点目、光ブロードバンド、それとアナログ回線の利用実態にとらわれないサービスの具現化についてのご質問だと思います。

本市におきましては、市内全域における情報通信基盤の整備を積極的に実施

しております。

防災行政無線システムは平成24年度まで、光ブロードバンド基盤整備を平成26年度までに完了する予定でございます。

これら情報通信基盤を有効に活用しながら、市民の皆様のニーズに的確に対応した、よりよい情報提供システムの構築に向け、今後しっかり検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、光ブロードバンドやアナログ回線にとらわれないサービスということでございますので、知っている限りちょっとお知らせしますと、昨年７月の地上デジタル放送への移行により生じました放送波の空き帯域というのがございまして、特にＶＨＦ帯域の一部につきまして、地域での活用が現在検討されておりますので、これらの動向にも注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

戸次次長におかれましては、言語明瞭に、丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございました。よくわかりましたけれども、あと２点ほど、お答えの中でもう少し詳しくお尋ねをしたいところがございましたので、重ねてのご質問をさせていただきたいと思います。

防災行政無線の地域コミュニティーへの貢献というところで、お答えの中に、いろいろ行政無線にも難点があることにも、率直にお答えになりましたけれども、その中で行政区単位のお知らせなど、地域コミュニティーのための情報伝達に利用するのは、可能だというふうにお答えになりましたけれども、その可能性というのは、具体的にはどういうことなのかということについて、もう少し詳しくお答えをいただければありがたいなと思います。

次に、お答えの一番最後のところで、地上波デジタル放送への移行で空きスペースの帯域が生じたというようなところも、ご説明がありましたけれども、なかなかこう素人にはわからないようなことではございますので、どういうこ

とを言われたのかですね、もう１回ご説明をいただければありがたいと思います。

いずれにしましても、これからの通信手段の進展は私どもが予測をはるかに上回るスピードで、展開をされていくものと思いますけれども、なれ親しんだ今までのオフトーク通信に対しての思いというものもあろうかと思いますので、お尋ねをした次第であります。

お答えをいただければ３回目の質問はもうございませんので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

森議員の一般質問２回目の１点目、防災行政無線を使いまして、行政区単位のお知らせとはどういうことかということでございます。これにつきましては、嘱託員さんになるとは思いますけども、オフトーク通信で行われておりますような、行政区単位で地域に身近な情報の伝達が可能ということでございます。ただし、これは屋外受信機での放送でございますので、なかなか限界があるというようなことでございます。

２点目、ＶＨＦ帯域の活用についてお答えいたします。この帯域での放送は、周波数の高低により二つに分けられております。周波数が高い部分につきましては、本年度より既に全国向け放送が開始されているところでございます。

一方、地方を中心とした活用が行われる帯域は、周波数の低い部分でございまして、昨年、国が事業者等への意見募集及びヒアリングを実施し、現在はその実証試験と制度の整備が進められておるというところでございます。

福岡県での実証実験を紹介いたしますと、地域別・県域別・市町村別に異なった情報の配信が可能でございまして、地域に密着した音声や画像情報のほか、データ通信による蓄積型の放送が行われております。

受信機としては、家庭内専用端末機のほか、車載端末機や街頭広告などでも実証試験が行われているというところでございます。

本市としましては、今後の実用化の動きに注目してまいりたいというふうに考えております。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時32分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後２時48分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、福本義文議員の発言を許します。福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

皆さん休憩して少しは目が覚めたかと思いますけど、今しばらくおつき合いいただきたいと思います。

それでは、議席番号４番、福本義文でございます。発言通告に従いまして、今回は３点の質問をさせていただきます。

１点目、２点目を一括で、その後さくら湯開湯とこれからの取り組みということで、二つに分けて質問しますから、それについてお答えいただきたいと思います。

まず、１点目、平山橋、旧石橋ですけど、これの移転復元についてでございます。

今までに私も一般質問の中でも、現地保存をお願いしてまいりましたが、中嶋市長、教育長を初め、地域振興局、県庁へと、山鹿文化財保護協会、山鹿の文化財を守る会、日本の石橋を守る会のメンバーで幾度とも足を運び、現地保存のお願い要望を提出してまいりました。

そういった経緯がありましたが、訴えは実らず、県土木担当の方から、今の眼鏡橋は新しい橋の完成後、交通変更時点で用途廃止で切りかえ、石橋は撤去作業に移行したいということでありました。

しかし、文化的遺産としての価値のご理解もあり、県・市の文化課はもとより、県土木部の移転復元を視野に考えていただき、解体・撤去の作業の段階で、一つ一つの石に番号、記号をつけて復元可能な状態で、ただいまは市立博物館敷地に保管されているようであります。これから先の山鹿市教育委員会としての考えが気になっているところでございます。

そこで、昨年の６月の答弁では、平山橋の移転復元については、地元湯山区の考えを確認する必要があるとのお答えでありました。現在、確認はできてるんでしょうか。

また、石橋の保存に関しては現地保存は不可能となり、移転復元が現実の問題となってまいりました。

そこで、今までに陳情・要望書をもって訴えてきました地元湯山区を初め、文化財保護団体との石橋の移転復元に関しての意見交換が、必要ではないかと思います。教育委員会としてはどのように考えておられますか。

それに具体的な移転場所や選定や復元費用の算定はできているのでしょうか。お尋ねします。

次に、２点目の城村城跡の国指定に向けての取り組みについてでございます。これも私今まで一般質問させていただきましたが、その答弁では市教育委員会としても重要な遺跡であり、肥後国衆一揆関連史跡の位置づけで、史跡の国指定を受ける価値は十分にあると幾度も言われてまいりました。

しかし、いまだ進展は見えません。山鹿市教育委員会は担当部署任せで、教育委員会の内部の話し合いができていないような感じを持っております。

杉本教育長、山鹿市のトップ中嶋市長さん、お二人の山鹿の遺跡文化財に対しての認識の甘さ、見方、考え方に余りにもさみしさを感じるものであります。さらには、実行性に欠けているように思えます。

中嶋市長は「子どもはやまがの宝だ宣言」されておりますが、山鹿においては史跡も立派な山鹿の宝と言えます。宝は磨かなければ光りません。光るということは一般市民に、観光客にも史跡文化財の価値がわかってもらえるように働くのが、教育委員会の仕事ではないでしょうか。

その一つとして、城村城という宝を光らせるためには、専門的な学識経験者からのアドバイスを受けながら、関係資料の収集を初め、段階的・計画的に測量発掘等を進める計画はどうなっているのですか。

これはことし６月の市立博物館友の会の総会での講演で、皆様ご存知のふるさとやまが大使でもあられます、松見正宣前東大阪市長様の「難治の国・肥後国人の反乱～親永・宗茂・秀吉の葛藤～」という演題でのお話を聞くことができました。

この松見先生は肥後国衆一揆を「難治の国・肥後国人の反乱」と言われておりますが、肥後国衆一揆の話で終わりに隈部館の保存価値はもとより、城村城の保存並びに史跡の国指定を急務であろうとまとめられました。

ちなみに、松見先生は講演のこの演題であります「難治の国・肥後国人の反

乱～親永・宗茂・秀吉の葛藤～」というタイトルで随筆され、出版の準備がなされているようであります。私も出版を楽しみに待っている一人であります。

また、昨年は菊鹿町出身の冨田巖先生という方が、肥後国衆一揆を描いた「悠久の郷土史ロマン」の出版もされております。

また、山鹿を一大観光地にする市民の会をご存知でしょうか。この会では戦国時代最後の古戦場「戦国ロマンツアー」を、旧三加和町の国指定田中城跡、そうして城村城跡、その後、国指定、隈部館とそれに鞠智城跡等と一泊二日の旅として企画され、この冬のツアーに向けて準備が進んでいるようであります。

そこで前回３月の関係質問の中、専門の学識経験者の意見も拝聴したいとのことでしたが、その後実施されたのでしょうか。その専門家である学識経験者とは、具体的にどのような人を想定されておりますか。

次に、国指定申請に必要な詳細な報告書はどのようになっておりますか。仮に現時点で報告書ができていないのであれば、いつごろまでに整える意思があるかお示しください。

最後に、指定後の用地取得や史跡の整備・活用などの財政計画も含めた計画は、また、費用の試算等はどうなっているかお聞かせください。これで１回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎　泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎　泰和君）

福本議員の一般質問の１点目、平山橋の移転復元についてお答えをいたします。

平山橋につきましては、ことしの３月の新しい橋の供用開始の後に解体されまして、先ほど議員がご質問の中でもご紹介がありましたような経緯を経て、現在は復元可能な状態で市立博物館の敷地内に保管をしております。

ご質問の移転復元につきましては、教育委員会といたしましても、できるだけ早く復元を図りたいと考えておりますが、復元後の活用や管理のあり方など、復元事業に向けました市としての内部調整が整いました段階で、地元湯山区を含めた関係団体等へ報告や協議などを開始できればと考えております。

したがいまして、第１点目のお尋ねであります移転復元に関する、地元湯山区の意見確認につきまして、また、２点目のお尋ねでありました文化財保護関係団体からの意見の拝聴につきましては、まだ今のところは実施をしておりません。

それから、３点目の移転場所の選定と復元費用の算定につきましては、これはあくまで担当課としての内部資料の収集というところではございますが、候補地の選定や確認、それから、費用の見積もりなどの把握には、現在努めている段階でございます。

続きまして、ご質問の２点目、城村城跡の国指定に向けての取り組みについてお答えいたします。

まず、一つ目にお尋ねのありました、昨年６月の定例会で福本議員への答弁におきます、学識経験者からの意見拝聴につきましては、将来的に国指定に向けての具体的な計画を進めていく段階においては、専門的見地からのご意見を得ながら、調査を進めていく必要があるという答弁趣旨でございました。

したがいまして、現段階におきましては、学識経験者からの意見は、まだいただいておりません。

次に、二つ目のご質問でございます、学識経験者の想定についてでございますが、城村城跡が中世の城郭という位置づけでもありますので、中世城に詳しい方で、今後発掘調査等を実施していく上で、的確な指導や助言をいただける方を、調査検討委員として数名お願いしたいと考えております。ただ、これもあくまで具体的な計画を進めていく段階において、ということでご理解を賜りたいと思います。

三つ目の、国指定申請に必要な詳細な報告書はどうなっているのか。また、仮に現在できていないなら、いつごろまでに整える意思があるのか、というご質問です。それから、四つ目、指定後の用地取得や史跡の整備・活用など、財政計画も含めた計画はあるのかというご質問でございました。

城村城の国史跡の指定申請の具体的な事務を進めていく上におきましては、まず、これを主要施策として庁内の意思統一を図ることが、何よりも重要であると考えております。そうした意味におきましては、この城村城跡の国指定につきましては、まだそこまでには至ってないというのが現状でございます。

文化財行政を担当いたします教育部におきましても、各課それぞれに直面する課題に一つ一つ解決に向けまして、努力しているところでございますが、そうしたことを積み重ねながら、新しい事業の実施を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本　義文君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

はい。ありがとうございました。まだまだ気になるところですから、再度この平山橋の復元後の活用やその後の管理のあり方など、復元事業に向けた市としての内部調整が整え次第、地元湯山区を含め関係団体等への報告や協議等が開始できればとの考えのようですが、平山石橋は文久元年、150年ほど前のものでもあります。文化的遺産として価値のある石橋であり、活用や管理等はその後のことであります。

私も昨年秋より、移転先等の腹案を持って強いお願い要望をやってまいりましたが、いまだかって教育委員会、文化課は復元事業に向けた内部調整どころか、担当部局内での詳細の話し合いができていないのが本音ではないでしょうか。

平山橋の解体後、地元湯山区はもとより石橋保存の訴えを唱えてきた文化財保護関係団体への解体の経緯、これからの取り組み等の説明・報告がなされておりません。そこで、今からでも説明・報告会を開き、これからの進め方など具体的な話し合いの場といいますか、席を設けていただきたいものです。

次に、城村城国指定に向けても平山橋復元同様、全くやる気のない教育委員会と思います。学識経験者から意見拝聴もなされていないようですが、調査・検討委員を数名お願いしたいということですが、どのような人を考えておられるかお示しください。

次に、国指定申請に必要な詳細な報告書、また、指定後の用地取得や史跡の整備・活用などの財政計画も全く手がけられていないようですが、庁内意思統一を図ることが重要であると言われますが、今の山鹿市教育委員会の史跡文化財に対しての認識といいますか、考え方・進め方については、やる気のなさにしか見えません。

もう少し知恵を出し合っていただいて、目に見える行動に移していただきたいと思います。例えば、関係資料の収集などは、山鹿広報紙やホームページ等での呼びかけやマスコミの利用などで、金のかからない資料の収集ができるのではないでしょうか。また、大学に調査依頼するなど、知恵を出していただきたいものです。

平山橋、城村城についての再度の答弁をお願いします。これで２回目を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎　泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎　泰和君）

福本議員の一般質問、平山橋の移転復元につきまして、２回目のご質問にお答えをいたします。

教育委員会としては、内部で余り検討してないのじゃないかというお話しでしたが、数年来にわたってこの件はご質問もいただいておりますので、大きな課題として、ちゃんと検討はしております。その結果でご答弁を申し上げております。

教育委員会としましては、復元場所に関します地元湯山区を初めとしました関係団体との協議等につきましては、先ほども申し上げましたが、市としての内部調整が整った段階で開始できればと考えていたところでございます。

しかしながら、議員のご指摘もありましたように、復元場所の選定につきましては、その後の管理とか活用のあり方、また、復元費用の算定などにも密接にかかわってくる問題であります。事前に関係者の方々から復元場所に関するご意見をお聞きし、そうした情報を基礎資料として、今後の復元事業に関する行政内部の調整に生かしていくことも重要であると思われますので、適当な時期に関係者の方々からご意見を聞く場を設定できればと考えております。

続きまして、２点目の城村城跡の国指定に向けての取り組みにつきまして、２回目のご質問にお答えいたします。先ほど、どのような人を専門家として考えているのかというご質問がございました。具体的に申し上げますと、大学の教授もしくは文化庁のＯＢ、このあたりが一般的に先進例ではよくお願いしている方々でございます。

今までもそういった方々にお願いして事を進めてまいりましたので、その段階におきましては、そういう方にお願いしたいと考えております。

城村城につきましては、肥後におきまして中世から近世へ移行する契機というべき重大事件でありました「肥後国衆一揆」の主戦場の一つでありまして、遺跡としての重要性は教育委員会としても、よく理解をしているところでございます。

しかしながら、何度も申し上げておりますが、史跡の指定申請を行うためには、長期間にわたる発掘調査や測量調査、文献調査、調査報告書の作成など、

多くの時間と労力、そして費用を伴うことが予想されます。

また、指定に向けた事業を展開していくことは、当然のことながら史跡の有効活用を図っていくことが大きな前提となります。将来的には、用地の購入や公園整備といった大きな財政負担も考慮する必要があると考えております。

したがいまして、まずは当該事業を市の重要施策の一つとして位置づけることが必要であり、そのための内部調整をしっかりと果たしていくことが求められております。

文化行政を担当しております文化課におきましては、現在、通常の業務に加えまして、当面する喫緊の重要課題であります、方保田東原遺跡保存整備事業に全力を傾注し、事業の円滑な遂行に努めているところでございます。

ご存知のように本事業に関しましても、今後、多くの時間と労力、そして費用が予想され、ある程度の成果を得るまでは相当の期間を要するものと思っております。

したがいまして、現在進めておりますこの方保田東原遺跡の事業につきまして一定のめどを見るまでは、新たな事業への着手が困難であるということをどうぞご理解いただきたいと思います。

ただ、その事前準備としまして、資料収集などにつきましては、これは時期を逸すれば取り返しのつかないこともございますので、これまでどおり適宜しっかりと実施していきたいと思います。

また、ご教示いただきました幾つかの内容につきましても、事務局で検討させていただきたいと思います。今後ともご協力賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本　義文君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

教育次長、大変ご答弁ありがとうございました。

前回から、質問の中で杉本教育長にお答えをいただいておりました。今回は、寺崎次長に答えていただきましたけど、なかなか前進されない。これは、今の教育委員会が、本当積極性がないというのは、私は強く怒りを持っております。

そこで、山鹿市のトップであります中嶋市長、この平山橋移転・復元、それに城村城跡の国指定に向けての市長としての考え、思いを聞かせてください。以上です。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

福本議員の一般質問、平山橋の移転・復元、そして城村城の国指定についての私の思いについて、お答えをいたします。我が山鹿市は、皆様ご承知のとおり、多くの歴史的遺産に恵まれた地域でございます。

方保田東原遺跡、古代山城鞠智城、隈部氏館、時代が下がって豊前街道に沿う湯町の繁栄とお茶屋の設置、明治期のさくら湯の建設や八千代座の落成など、本市は一つの自治体の中に、古代から現在へと連なる悠久の歴史を体感することのできる、数少ない市であると思っております。

私自身、このような歴史を有するこの地に生を受け、はぐくまれたことを大きな誇りとするところでございます。

当然のことでありますが、古くから人が住み、その足跡ともいうべきこうした歴史的遺産を今に受け継いだ私たちは、できるだけ後世へと引き継いでいく努力が求められているところでございます。

反面、利便性が向上した現代生活に適合するための道路改良や宅地開発など、歴史的遺産の保存とは相入れない選択を迫られる現実があることも、また、事実でございます。

議員ご質問の平山橋のこと、また、城村城のことにつきましても、現在の生活とどのような共生を図っていくかという、大きな命題としてとらえるべき問題と考える次第でございます。

いずれにいたしましても、双方とも重要な本市の歴史的遺産であるとの思いはしっかりと認識いたしております。それぞれの関係者を含め、できるだけ多くの市民のご意見を参考にしながら、行政としての総合的見地に立脚した判断に生かしていかなければと考えるところでございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本　義文君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

中嶋市長ありがとございました。今後の文化財に向けての気持ちを、今まで以上に持っていただきたいと思います。

それでは、次のさくら湯開湯とこれからの取り組みについて、質問さしていただきます。

庁舎玄関ホールに設置されたカウントダウンボードの数字も先ほど、昼、確認してまいりましたけど、11月23日までに73という数字が見えました。

また、三森商工観光部長も、先日の新聞の記事の中から、みずからさくら湯ＰＲのために九州各県へとＰＲに努めておられます。このことに対しては、行政のトップの人が営業で回られるということは、本当に頭の下がる思いであります。

この再生さくら湯の建築は、温泉のよさはもとより、九州最大の江戸期の建築様式を色濃く残す木造の建物であり、この伝統的な工法の再生さくら湯の基本理念・目的である、「湯の町山鹿の歴史と文化を代表する顔」と定め、「湯の町山鹿のシンボル」として、また、「市民温泉」として、「まちづくりの拠点施設」として再生することが、商業施設と一体化した面的整備が整い、中心市街地の活性化を図るとなっております。

先日の熊日新聞の紙面に、さくら湯の魅力を市民団体の方の活動や、一市民の方のさくら湯のイラストを制作され公共施設などへ配付されたなど、一般市民の方は興味深く、また、一生懸命ＰＲに努めておられます。

このさくら湯オープンに向けての盛り上げと、頑張っている人はさまざまおられますけど、私、市民の一人として期待は持っておりますものの、その反面、不安も隠しきれません。その不安とは、中心市街地といいますが、商店街のこのさくら湯開湯に向けて、その後の取り組みなど変化もなく盛り上がりが見えてきません。

そこで、さくら湯開湯、これからの取り組みについて山鹿市行政として、また、商工会議所、観光協会、各商店街の取り組みについて、計画はどうなっているかお聞かせください。

次に、さくら湯入湯者数及び収支の見込みについてお示しください。これで１回目を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

一般質問、さくら湯開湯とこれからの取り組みについての１点目、行政の取り組みについて、お答えいたします。

さくら湯は昨年７月の着工以来、順調に建設工事が進んでおりまして、11月22日、木曜日の落成式、11月23日、祝日を一般オープンと計画しております。

開湯に向けての取り組みとしましては、まず、市民向けのＰＲとして、昨年２月から市の広報紙に「さくら湯よもやま話」というコーナーを設けまして、毎月さくら湯に関する情報やお知らせを掲載しております。

次に、ＰＲチラシやポスターの制作・配布、議員ご紹介いただきました九州管内の新聞社・雑誌社を中心とした、マスコミ訪問などのＰＲ活動「九州行脚」を展開しております。

去る８月15日には、「さくら湯開湯100日前カウントダウンボード」を市役所玄関ロビーに設置し、市民の皆様と開湯までを盛り上げるために、毎日カウントダウンを続けております。

また、落成式前には、市内の75歳以上の方をご招待する「市民感謝デー」を約１週間の日程で計画しております。

なお、落成式・一般オープンにあわせまして、九州管内のマスコミ関係者を招待し、さくら湯並びに山鹿市全体の観光を記事にしていただくための、「マスコミ招聘事業」を計画しております。このような取り組みにより、さくら湯開湯の際には、市内の皆様はもとより、市外・県外からたくさんのお客様をお迎えしたいと考えております。

さくら湯のＰＲにつきましては、開湯前のＰＲはもちろんですが、開湯後のＰＲがさらに重要であると考えておりますので、今後も長期スパンによるＰＲ戦略の展開を図ってまいりたいと思います。

次に、２点目の、さくら湯開湯に伴う民間団体の取り組みにつきましては、昨年より市内全域の食品関係の事業者が参加された、「さくら咲くプロジェクト」により、さくら湯関連の新しいお土産品の開発に取り組まれ、８品目ができ上がる予定でございます。

次に、山鹿商工会議所が中心となって、さくら湯についての勉強会を開催され、その後、民間団体による開湯に向けた取り組みについての協議を開くなど、調整を図っていただいております。

現在、検討されている主なものといたしましては、山鹿市青年会議所による市内小学生を対象とした「入浴マナー講座」、山鹿を一大観光地する市民の会による「市内４高校によるイベント」、中町商店街を中心とした実行委員会によるオープニングイベント「ハナウタ」、九日町商店街による「さくら湯開湯祝い餅」の振る舞い、やまが満喫湯らっとウォーク実行委員会によるさくら湯をメイン会場にした、「山鹿の二日間を満喫していただくウォークラリー」の開催、また、山鹿温泉観光協会では、毎年２月に実施している「山鹿灯籠浪漫　百華百彩」について、来年はさくら湯を目玉として１月からの開催を検討されております。

なお、さくら湯の開湯を記念して、山鹿市民の舞台役者さんたちが、「山鹿市民劇団さくら」を結成され、八千代座での公演も予定されております。

このように、幾つもの団体がさくら湯の開湯を盛り上げるために、さまざまなことに取り組んでいただいております。

３点目の、さくら湯の入湯者及び収支の見込みについて、お答えいたします。

入湯者の見込み数については、プラザファイブビルにありました旧さくら湯が、取り壊される直前の平成16年から平成20年までの５カ年の平均入湯者数が、約19万7000人であったことから、約20万人を見込んでおります。

また、収支の見込みにつきましては、収入は山鹿市さくら湯条例の入湯料により算出し、支出につきましては、旧さくら湯の実績及び近隣温泉施設の実績を参考にし、維持管理・運営に係る経費を算出しております。

年間20万人の入湯者での試算は、約200万円の黒字を見込んでおるところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本　義文君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

ありがとうございました。今の答弁でも私の思いと一緒で、行政としては一生懸命やっておられますけど、商工会議所、観光協会、各商店街の取り組みが、どうもオープンに向けてのイベント等の行事であって、長い５年、10年先を見据えた取り組みがどうも見えてきません。

そこで、このさくら湯開湯により、今まで以上に観光客、温泉客は期待がで

きるものだと思いますし、その変化として今までにない山鹿の古いまちなみ散策等が予想されます。

そこで、行政としてこれから先、さくら湯開湯後の民間団体への観光客の集客に向けての取り組みについて、もっともっと指導、後押しができないものでしょうか。

次に、「山鹿満喫湯らっとウォーク実行委員会」という会ができたようですけど、これはどのような会か。この実行委員会の構成メンバーは、どのような人かお聞かせください。

次に、入浴者の見込み数が、過去５年間の平均、年間約20万人というデータで、どうもおかしい数字と思います。といいますのも、新しいさくら湯ができたなら、かなりの温泉客を見込むのが当然ではないでしょうか。

そこで、再度この入浴者の数字、どれくらいふえるものか。また、観光客の入浴者が、大体何割ぐらい見込んでおられるかお示しください。

次に、駐車場の問題ですけど、駐車場は温泉プラザ駐車場を予定しているということですが、具体的に駐車場を予定されていても、お金がかかるんじゃ一般市民も観光客も不満が募るばかりであります。

そこで、この山鹿市として温泉プラザの駐車場に駐車した場合の、具体的な料金等の設定についてお聞かせください。以上で２回目を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

２回目の質問の１点目、さくら湯開湯後の長期的な集客への取り組みに対する行政からの指導について、お答えいたします。先ほどお答えいたしましたとおり、さくら湯開湯にあわせて、各民間団体によるさまざまな取り組みが計画されております。

この盛り上がりを絶やすことなく、開湯後も長期的な計画のもと、行政と民間が一体となって情報交換を常に行い、しっかりと連携を図りながら集客への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目のやまが満喫湯らっとウォーク実行委員会の委員構成について、お答えいたします。当実行委員会は、昨年度検討委員会が立ち上げられ、本年６月に実行委員会として設立されています。

委員の構成につきましては、やまがレクリエーション協会、やまが総合スポーツクラブ、岳間渓谷と里山あるき実行委員会、山鹿温泉観光協会、平山温泉

観光協会、菊鹿町観光協会、山鹿商工会議所、山鹿市商工会などの民間団体、それと県鹿本振興局、市の関係課の代表12名がメンバーとなっておられます。

また、実行委員会には専門部会として、観光ボランティア団体、関係商店街、飲食関係団体、宿泊関係施設などの団体から推薦された方々が部会員となられ、事業の実施に向けて活動されております。

次に、３点目の入浴者の見込み数20万人については、先ほど平均が19万7000人と申し上げました。で、旧さくら湯は約３年間閉めておりましたので、さくら湯ファンだった方が、違う施設を現在利用されております。１回離れた客を取り戻すには、相当の努力がいると思っております。それで20万人を想定をしているところでございます。

今回の収支見込みの試算につきましては、さくら湯及び近郊温泉施設の実績を参考にしておりまして、観光客の割合につきましては、おおむね３割を想定をしております。

次に、４点目の駐車場について、お答えいたします。

さくら湯の駐車場につきましては、温泉プラザ山鹿との相互の施設利用向上を図るため、大型バス、マイクロバス以外の普通車は、温泉プラザ山鹿の駐車場を利用していただくこととしております。

現在、温泉プラザ山鹿の駐車料金は、最初の１時間は無料。以後、１時間ごとに100円。また、買い物された金額1000円につき、１時間無料のサービス券がございます。

さくら湯利用者につきましては、最初の１時間無料と1時間無料のサービス券を配付することとし、計２時間無料を予定しております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本　義文君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

福本議員。

［４番　福本　義文君　登壇］

○４番（福本　義文君）

三森部長ありがとうございました。

どうも一般庶民から見ればですね、駐車場がもういろんな面で指摘されておりますし、やはり不安な気持ちであった。それがさくら湯に入れば、２時間ま

ではとめていいということで納得ができました。

それでは最後に、山鹿を一大観光地にする市民の会では、国道3号線、今のバスセンターのもともと公園でありました一角に、不動岩より持ち込んであったさざれ石が、今ではカルチャースポーツセンター敷地内に４個の岩が眠っていました。

それが、今年３月に１個がなくなっていましたので、その後のいろんな調べの中で、その１個が山鹿市遺族連合会により、熊本市の護国神社に奉納されておりました。

市民の会では、残りの３個のさざれ石を、さくら湯の西側の新しくできます、サイン広場もしくは休憩広場に持ち込んだらという話が盛り上がっているところでございます。ちなみにこの不動岩は、まだまだ日本列島の形もない時代、数億年前のものと言われ、変斑れい岩で、これは気の遠くなる年月をかけて風化し、崩れて海に流され、海水に洗われ、丸い小石や砂、いわゆるさざれ石になり、そのさざれ石が海底に厚く積み重なり強い圧力を受け岩盤となり、その周囲が削り取られ、いわゆる国歌の君が代の歌詞にある、さざれ石の巌となったものがこの不動岩であります。

このようなことから、市民はもとより観光客の皆様にも魅力ある山鹿の宝になるのではないでしょうか。そして下町の千代の園、それから、日吉町の八千代座を「豊前街道君が代通り」と名づけてはどうでしょうか。

日本国歌である君が代は、「千代に八千代にさざれ石の巌となりて、コケのむすまで」この歌詞は、和漢朗詠集にあるが、その原型は平安時代の古今和歌集に見出されております。

また、桜は日本の国花、日本の花でもありますし、このようなことでこの山鹿の中心の１キロ以内の中に、国歌の「君が代」がすべてくっついてまいります。そういった面でぜひこれを発信され、山鹿の観光の目玉にしていただきたいという、一大観光地にする会の大きい夢があります。そこで、ぜひこのことについては、中嶋市長の方から答弁をいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの福本議員の３回目の質問の1点目、山鹿を一大観光地にする会について、お答えいたします。

山鹿を一大観光地にする会の取り組みにつきましては、会の設立当初から市の方においでになり、いろいろお話しを伺っております。その中で、関係課を窓口として、まちづくりの情報や他のまちづくり団体の活動状況などを交えながら、情報交換をさせていただいております。また、山鹿を一大観光地にする会が開催されました会議等にも参加させていただいております。

山鹿を一大観光地にする会を初め、各種まちづくり団体の活動につきましては、大変ありがたく感謝をいたしております。今後とも、各団体の活動に対しまして、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、２点目のさくら湯の広場へのさざれ石の設置について、お答えいたします。

さざれ石につきましては、議員ご案内のとおり、本市のシンボルの一つでございます、不動岩もさざれ石でできているという、本市とのかかわりがございます。

また、数億年以上も前の変斑れい岩からできたもので、まだ日本列島の形すらできていない時代のものという、大変希少価値の高いものであると認識をいたしております。

しかしながら、現在さくら湯は、今年10月末の完成を目指し、竣工まで残り２カ月を切っているという状況でございます。

ご提案いただいております、さざれ石及び説明板の設置となりますと、もともと計画いたしておりませんでしたので、今年度内の事業として取り組むことは、予算的にも時間的にも困難であると考えます。

今後、設置の必要性も含め検討を行ってまいりたいと考えます。

次に、３点目の豊前街道の通りの名称を「豊前街道君が代通り」としたらどうかということについて、お答えいたします。

全国の多くの地区において、地域のイメージアップや知名度の向上を図るために、商店街や通りに名称がつけられており、そのことは地域住民のみならず、観光客にも通りへの親しみや愛着という効果をもたらしていると考えます。

ご質問の豊前街道につきましては、江戸時代、熊本から小倉までの参勤交代道として栄え、昔から湯の町であった山鹿は、その宿場町として栄えました。

現在、豊前街道沿いには、国指定の重要文化財、八千代座、旧安田銀行を活用した山鹿灯籠民芸館、現在建設中のさくら湯など、山鹿の歴史と文化を象徴する建造物等が数多くございます。

そして、長い歴史の中で、先祖代々そこで暮らしてきた人々や、商売を続けてこられた人々がいらっしゃいます。行政といたしましては、そのような地元

住民や商店街の方々、また、豊前街道を愛する人たちの意向や盛り上がりによって、通りの名称がつけられることが望ましいと考えます。以上答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

以上で、福本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後３時44分　休憩

――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――

午後３時56分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。

芹川議員。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

８番議員のみらい山鹿、芹川正美です。通告に従いまして、１問３点お伺いをいたします。本日最後になりましたが、今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

防災についてお伺いをいたしますが、気象災害からの質問とさせていただきます。

１点目、７月12日の集中豪雨、北部豪雨災害被害状況についてお伺いをしたいと思います。この集中豪雨は、県におきましても大きな災害をもたらしました。阿蘇地域におきましては、25名というとうとい命が亡くなられました。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

過去10年間のうちで例を見ない豪雨、１時間に100ミリの雨量。山口大学の教授の言われた地形性豪雨、南西の風で運ばれた湿った空気が、積乱雲となって発達したためということ、起こった豪雨だそうでございますが、本市におきましても多くの被害が出たようです。

道路・河川、農業・土木など総合して被害状況をお知らせいただきたいと思います。まず１回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

芹川議員の１回目のご質問、九州北部豪雨による山鹿市の被害状況について、お答えをいたします。

九州北部豪雨におきましては、本市でも記録的な大雨に見舞われたところでございますが、人的被害こそなかったものの道路や河川、農業施設など市内全域で多数の災害が発生をいたしております。

被害状況につきましては、公共土木施設関係で菊鹿町米原地区におけます、市道松尾米原線の崩壊を初め、鹿北町岩野地区男岳川の護岸崩壊、上吉田地区市道米原線の、のり面崩壊など424カ所。被災額約２億6400万円。また、農作物を含む農業関連での被災額が、約１億4000万円と推計をしております。

その他、人家の浸水被害につきましては、方保田地区で５世帯の床上浸水被害の報告を受けているほか、避難勧告を発令しました鹿本町川北地区など、14世帯の床下浸水の報告を受けているところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員、了解ですか。

○８番（芹川　正美君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

ご答弁ありがとうございました。道路・河川など詳細につきましては、所管委員会であります建設の方でお聞きをしたいと思います。

次に２点目、防災組織等についてお伺いをいたします。

熊本市の避難指示の遅れによる問題などにつきましては、新聞・テレビの報道でご承知のとおりと思いますが、本市におきましても鹿本町一部に避難指示が出されました。

住民の方々のお話しを耳にいたしますと、「水が早かったため、車での移動ができなかった」ということも、一つの問題点として発生しているようでございます。このほか、数点の問題点も挙がったように思われますが、防災組織の内容、また、指示系統の流れ、方法、避難指示、勧告、地域への連絡などについてのお伺いをいたします。２回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

２回目のご質問、防災組織体制と指示系統について、ということでお答えをいたします。

先ほど、議員申されましたとおり、避難指示におきましては、行政あるいは市民にとって、非難行動をとるための最初のきっかけとなる情報で、命にかかわることであることから、発表する内容とその伝え方っていうのは非常に極めて重要でございます。

災害対策基本法に基づきまして、市町村は地域防災計画を作成することが義務づけられており、災害発生に備えた職員の配備計画など、各種対策について検討をしておくこととされております。

本市におきましても、各部局を単位とした非常時の役割分担と、職員の配備計画を作成しており、一般災害対策の第１段階となる気象警報発表から、住民の避難誘導、災害応急対策までの一連の計画を整備しております。

具体的には、例えば大雨の場合、国や県が設置する市内11カ所の雨量観測所のデータ等をもとに、気象庁から大雨洪水等の警報が発表されますが、その際は、夜間や休日など勤務時間外でも、必要人員の職員が市役所及び各総合支所に参集し、情報収集や現地調査、警察・消防等との関係機関との連絡調整に当たっております。

さらに、事態が悪化し大規模災害の発生を免れないと判断される場合には、市長は市の幹部職員を本部員とする災害対策本部を設置し、全職員参集の中で、本部長としてその指揮をとることになります。

また、住民の避難が必要であると判断される場合、市長は避難準備情報、避難勧告、さらに避難指示と段階的な発令指示を出すことになります。

今回の九州北部豪雨におきましては、７月12日、午前６時45分に災害対策本部を設置し、被害の危険が切迫した山鹿・鹿本地区の一部地域について、避難準備情報及び避難勧告を発令したところでございます。

なお、避難情報につきましては、あらかじめ関係区長さんにお知らせするなど、避難場所を確保した上で、防災行政無線やオフトークのほか、携帯電話を活用した防災メール、消防団員等による呼びかけなど、可能な手段を用いて市民にお知らせをしているところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員、了解ですか。

○８番（芹川　正美君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

ご答弁ありがとうございました。スムーズな連絡・連携そして誘導ができますように、ご配慮をお願いを申しまして、２点目の質問を終わります。

３点目、今後の防災対策についてをお伺いいたします。

人口の減少そして高齢化が進む中で、団塊の世代を含め、要介護を必要とすることになります。平成37年ごろを想定するときに避難場所、指示などの対策を講じなくてはなりません。災害時の要援護者支援事業などもあるようですが、今回の災害を踏まえた計画・対策についてのお伺いをいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

３回目のご質問、今後の防災対策について、お答えをいたします。

災害発生時における人的被害をなくすためには、どうしても住民レベルでの情報の収集と、いち早い避難が不可欠です。

避難情報の伝達等におきましても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、防災行政無線やオフトークを主体に行っているところですが、近年におきましては携帯電話の普及に伴い、各種防災情報のメールサービスが運用を開始されております。

携帯電話メールサービスは、場所を問わずに情報を入手することが可能であり、非常時において大変有効な情報端末となりますので、本市としても新たな防災情報ツールとして、その活用促進を図りたいと考えております。

また、円滑な避難を行うためには、地域内における住民同士の協力体制の構築が不可欠であり、その有効な手段となりますのが、自主防災組織による防災活動でございます。

本市におきましては、鹿北地区では全自治会で自主防災組織が結成されておりますものの、市全体といたしましては25％程度と、組織率については県内自治体の中でも遅れをとっているところでございます。

このようなことから、引き続き出前講座や研修会の開催等による啓蒙活動を

充実しながら、自主防災組織の設立・促進を図りますとともに、既に設立されました地区に対しましては、災害時に備えた平常時の防災訓練の計画的実施など、活動の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員、了解ですか。

○８番（芹川　正美君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

芹川議員。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

最後になります。ご答弁ありがとうございました。

県は今回、補正予算を５復興に314億円の補正予算を組まれました。冠水地域への井戸水の無料検査、消毒、ごみ対策。小さな項目ですけれども、予算を組まれたわけです。

菊池川の堤防の高さ不足による決壊場所なども、国交省より県内一として発表がありました。本市における関係場所の確認や、国への要望なども早急な対策が必要と思われます。大きな対策、そして小さな災害防止になるよう、今後の問題点クリアに努めなくてはなりません。

地域と行政が一緒になって、災害防止に取り組みができますようにお願いし、早急な復旧ができますように願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横手　啓介君）

以上で、芹川議員の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（横手　啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時10分　散会

～～～

９月１２日（水曜日）

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成24年９月12日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）７月12日県北部豪雨災害について

①避難勧告対象地区住民への周知は十分であったか

②藤井・川北及び小柳湛水防除排水機場の稼働について

③農産物、農業施設への被害状況及び被害額について

④分田橋の安全度の確認調査及び橋のかけかえ早期実現を目指し市長の考えは

（２）小水力発電装置を農業用水路に配置する考えはないか

２．藤本　芳雄

一般質問

（１）命のバトン事業について

（２）複式学級の対応について

３．森川　昭彦

一般質問

（１）中長期（５年、10年）を見据えた市政財政運営について

（２）八千代座、カルチャースポーツセンター効果について

（３）地域振興局再編について

４．吉本　政幸

一般質問

（１）地域農業マスタープラン（人・農地プラン）について

①内容説明について

②課題と進め方について

③プランをどのように生かすかについて

５．稲葉　昇

一般質問

（１）山鹿・平山温泉直行バスよへほ号の運行状況と今後の取り組みについて

６．北原　昭三

一般質問

（１）空き家対策について

①空き家、廃屋等の現状について

②空き家に対する取り組み、対応等について

（２）住民サービスの向上について

①コンビニにおける証明書等の交付について

（３）防災等の情報入手について

①防災ラジオの導入について

７．川野　功

質　　疑

（１）議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

①Ｐ20　（目）観光費　やまが満喫湯らっとウォークについて

一般質問

（１）災害対策について

（２）子ども議会について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	永田　　健	君
２番	稲葉　　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　　豊	君
10番	立山秀木	君

11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君
26番	森　久雄	君
27番	太田黒鐵郎	君
28番	丸山寛治	君
29番	寺崎勇児	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	杉本作徳	君
総務部長	本多隆文	君
市民福祉部長	有働　博	君
農林部長	冨田弘海	君
商工観光部長	三森兄臣	君
建設部長	緒方淳一	君
環境部長	幸村英星	君
市民医療センター事務部長	荒木　隆	君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正	君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫	君

市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
総務課長	原　弘文君
いきがい推進課長	江藤一洋君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	冨田龍也君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

これより、本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手　啓介君）

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。冨丸洋一郎議員。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

５番議席、鹿進会の冨丸洋一郎です。

今回、一般質問を２問ほどさせていただきますけれども、一括でお尋ねをしたいと思いますので、関係部局の答弁の方よろしくお願いいたします。

まず、去る７月12日に発生しました九州北部豪雨は、本県のみならず、福岡県そして大分県、この北部の方に甚大な被害をもたらしました。特に、本県の阿蘇地域においては、23名の方がとうとい人命を奪われ、そして今なお、２名の方が行方不明になっておられるそうでございます。犠牲に遭われました方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被害に遭われました方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

これまで経験したことのない大雨という表現をされました今回の豪雨は、本市においても各地でさまざまな被害を発生させております。この豪雨災害に関しまして４点ほどお尋ねをし、私なりに検証をしてみたいと思います。

１点目、山鹿市鹿本町中富及び中川地区において避難勧告が住民へ出されましたけれども、これは、避難する意味、十分周知はされておったのかということをお尋ねするわけでございます。

今回の大雨による、私も菊池川沿いに住む住民の一人として、12日の未明、夜明けとともに堤防に上がりまして菊池川の状況を見ましたところ、これまでかつてないほどの濁流、そして色の濃ゆさ、そしておびただしい流木、これを初めて見た状況で、そして、私もこの分田橋が、後ほど触れさせていただきますけれども、まさかこれだけの被害を受けるというふうには、予想もしておりませんでした。

そういう中で、テレビで、この避難勧告のスーパーを見たときに、校区の議員の一人として現場に赴かなければならないというふうに思いましたけれども、しかしながら分田橋は通行どめ、それから、中富方面に行きます合志川にかかる奉迎橋も

通行どめ、それでもちろん中川橋も、当然、通れないわけです。そのときに、３号線に１回出てみましたところ九州高速道路の縦貫道路が通行どめになっており、３号線は上下線とも非常に渋滞をして、私も山鹿方面に行き、そして、大橋を渡って325号線で鹿本に入り、それから中富に着いたのに、約１時間かかった状況の中で川北、中富地区の冠水状況を、もう大分引いておりましたけれども、そこで初めてその状況を知ることができたというふうになったわけです。

それで、後日の話として、住民の方から聞き及んでおりますのは、まずその方は、「住民の避難勧告が出たときは、家の中におって、テレビで見た。」ということで、「避難せないかんなと思った時は、既に家の周囲は水浸しで道路も通れない状況であった。」ということで、このことが、要するに、その対象がどこまで、どういうふうな判断で、避難勧告あるいは指示を出されるか、行政の方の防災システムの方では、なかなか判断が出しづらいだろうとは思いますけれども、しかしながら、やはり今回の場合は、内水がそこにたまったということのようでありますし、後でまた触れることになりますけれども、川北にあります藤井・川北湛水防除の第２排水機場、これの初動操作が遅れたんじゃないかと。いろんな方々が、いろんな声で、思われておりました。

それで、私たちの三分田・小柳につきましては、小柳地区は、従来から水の寄るところといいますか、遊水池みたいなことになっておりますけれども、今回は、この湛水防除も稼働が、いずれにしましても両方とも菊池川水系の水量がはるかに危険水位を上回ったということで、自動的にポンプの作動がとまっているというふうな要因もあったろうと思いますし、それによって、小柳地区から下分田一帯、中分田まで押し水が上がって、特に、小柳地区においては、非常に、ハウス関係に影響があったというふうに、言われております。

ですから、この避難勧告、そういった住民が退避する場合、川北、中富の方々もびっくりされたと思いますけれども、しかし、区長さんの話によりますと、「非常に、行政の方としても対応は十分していただいたし、地元の消防団も一生懸命対応していただいた。」と。そして、「船の用意もしてもらって、本当にありがたかった。」というふうな、そういった感想を聞くことができました。

しかしながら、やはりここには防災システムを、やはり何らかの形できちんとおろしていく方法を、各地域の方で自主防災みたいな形になろうかと思いますが、その整備は、やはり急がなければならないと、このように考えております。

昨日もこの防災システムについて、芹川議員の方からお尋ねがありましたので、若干、大体そういったことになるかなというような思いはありますけれども、しかし、関係地域に、こう言っちゃ何ですけれども、私たちの部落もそういった地域に

なりますし、非常に、三方を川に挟まれている私たちの地域にとっては、今回のこの菊池川の水位の上昇は、本当に自分では考えられないような状況にあったと。

そして、もう一つは、やはり千田川の水位が本当に上昇した場合、幅の薄い千田川の堤防は、決壊するんじゃなかろうかなといった、そういった心配もございましたけれども事なきを得て、何とか、浸水だけ、床上までは来ておりませんので、事なきを得たというような状況であります。

ですから、人命尊重の立場をとりますときには、やはりシステムそのものの機能性を十分発揮するような対応づくりが急がれるだろうというふうに思われますので、こういったことも十分検証された上で、防災マップなり何なりをつくっていただきたい、そういった思いであります。

それと２点目に、先ほど、ちょっと触れましたけれども、この菊池川の右岸に藤井・川北湛水防除、第１、第２排水機場があります。そこで、第２排水機場は、川北寄りの方につくってあるわけですが、先ほども触れましたように、今回の水位の上昇は、この排水機場の初動の操作が遅れたんじゃないかというような疑念を持っていらっしゃる住民の方もいらっしゃいます。

住民の方々は、これは排水機場だから、ある一定の水位になったら自動的にポンプが作動し、水をくみ上げるということしか、恐らくおわかりになっておられない方がたくさんいらっしゃると思います。しかしながら、ことしみたいな菊池川の水量になりますと、危険水位を超した場合、これは自動的にポンプが作動しないということになりますと、当然、内水は内側にたまり、そして人家、そういった道路、そういったものに影響を与えてくるというふうなことになっております。

ですから、この湛水防除、これは小柳にもありますけれども、この維持管理、これは各地区の方におろしてあるかと思いますが、任せっきりではなくて、やはり常日ごろ、定期的に行政が入って、瞬時に対応ができるようなシステムを、この湛水防除の管理組合といいますか、管理のあり方について、しっかりと検証していく必要性があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことで、どういうふうにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

そして３点目に入りますけれども、今回の豪雨で、非常に農業関係にもいろんな形で影響が出ております。先ほど、申し上げましたように、私たちの集落の三分田・小柳の中においても、ハウス栽培の農産物に影響があったり、ハウスそのものに影響があったり、あるいはボイラー関係の、そういったものへの機械にも影響があったと、そういった話も聞かれておりますので、今回のこういった被害が一体どのぐらいあったのか、そしてまた、こういった被害に遭われた方々が、やる気をなくさないように、しっかりと行政としても支援をしていただくような配慮はお願い

できないものなのか。こういったことをお尋ねしておきたいと思います。

それから４点目に、分田橋に関してお尋ねをしたいと思います。私は、鹿本の町議時代から一番の、私の議員活動の柱として分田橋の早期かけかえ実現を目指した質問を幾度となく、市議会になってからも申し上げてきました。もう何回も申し上げておりますので、今回の実情はよくおわかりと思いますが、建設後75年たった橋が、今回のこの大きな水害、といいますか、増水によって、今まで分田橋の状況における水位は、橋げたが隠れる程度まではなりましたけれども、橋脚は隠れましたけれども、橋げたに直接濁流が当たるというのは、今回、初めて見ました。

そして、先ほど、申し上げましたように、おびただしい数の流木が、まるっきり裸の状態で根がついたまま、かなりの勢いでこの橋げたに衝突し、そして、その衝突したときの衝撃音、そしてまた折れるときのきしみ音、それは本当にこの75年たった分田橋が十分耐え得るだろうかというような思いの中で、いち早く地元の消防団と分田橋の通行どめを、任意的にさせていただき、辛うじて向こうの方の日置側の道路決壊、要するに、被害はなかったと、そういうふうに思っております。

ですから、この橋は、従来も申し上げましたように、人が渡れるような歩道の部分もございませんし、照明もありません。まず一番私が懸念したのは、堤防の右岸左岸の両サイドに直接橋がまたがっていない。内側に橋が立っている状況の中で、今回、一番懸念されました、その橋の第一橋脚の部分が相当の濁流で影響を受けるんじゃないかなというふうなことを従来から懸念しておりましたが、まさにその状況になってしまったというようなことでございます。えぐれて、応急処置まで含めますと、大体５日間ほど通行どめになりましたが、幸いにもちょうど学校関係も含めまして３連休でありましたので、木曜日、金曜日の２日間だけが通学生たち、あるいは通勤者の人たちが、ご不便を感じられたんじゃないかなというような思いをいたしております。

そこで、私は、この分田橋を早期にかけかえを図るためにも、市長ご自身がこの分田橋をどのような位置づけでお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。定例会の初日に今回の豪雨災害において菊池川改修等について触れられました。ですから、私もこの分田橋の早期かけかえ、こういったものにつながるんじゃなかろうかなというような期待感も持っております。ですから、いずれにしましても、やはりこれは山鹿市にとって大事な橋であろうというふうに思っております。ですからこそ、もう75年といいますと、人間でも相当くたびれておりますが、今回のこの濁流による被害が、相当影響があってるんじゃないかなというふうに思いましたときに、当面の仮補強はされるものと思いますが、橋そのものの橋脚等の安全確認、こういったものも早急にしていただきたいと。それは、橋は１年２年でできるもの

ではないかもしれません。ですから、まだまだだましすかして使っていかなきゃならない橋であるならば、その辺のところを考えて、とにかく中嶋市長におかれましては、昨日、市長選挙に３度目の挑戦をするというような表明をなされました。三選の暁には、第一番にこの分田橋の早期かけかえを、お願いをしたいと思います。

それで、次に２問目ですが、小水力発電装置を農業用水路に設置する考えはないかということで、お訪ねをしたいと思いますが、このことにつきましては、以前も小水力発電の見直しということでお尋ねをしたときに、県が阿蘇の方で、実証実験で、今つくっておると。その経過を見て本市としても検討したいというような答弁がありました。

そこで、私も従来、三分田・小柳の農場といいますのは、従来から申しておりますように、21世紀型モデル型の水田圃場として整備されておりますし、取水方法は、すべてポンプアップによるパイプライン方式でやられております。ですから、ご存知のように、ポンプを回すには電気がいると。その電気代が今４部落合わせて、年間２百数十万円かかっているわけです。ですから、受益者の人の本当に負担が大きくなっていく中で、少しでもこういったものが軽減化できないかということを考えますときに、以前、太陽光パネルを設置してはどうかというふうな提言もいたしました。

しかしながら、やはり市独自で対応するには費用対効果ということを考えますときに、どうしても、なかなか腰が上がらない。そこまで予算の措置ができない、そういったこともあろうかと思います。

ですから、今回、小水力発電装置をというのは、本年８月17日に熊日新聞に掲載をされておりました。用水路発電を後押しするというような見出しで、国交省としては、手続きの簡素化をするというようなことで、非常にやりやすくなったというようなことでございますので、山鹿市としてもどこかにこの小水力発電が、今後、広く普及するためにも、ぜひとも三分田・小柳の分田地区に、業者がつくりました制作図というのもありますけれども、これも農村整備課の方にお出しをさせていただきました。こういったたたき台があって、しっかり検証していただいて、そして、これはいけるということであれば、費用対効果はすぐ出ないかもわかりません。

しかしながら、山鹿市の農業が水稲を基幹産業としていくならば、こういったものが広く設置されて、少しでも農業者の方々の経費が軽減されることが、求められるんじゃなかろうかなというふうな思いを持っておりますので、長々なりましたけれども、この１問、２問目一括でお尋ねをいたしましたので、関係のご見解をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

冨丸議員からのご質問、「７月12日県北部豪雨災害について」の１点目、避難勧告対象地区住民への周知は十分であったかについてお答えをいたします。

ご承知のとおり、７月11日から14日にかけ九州北部を中心に発生した集中豪雨は、熊本県北部を初め、福岡県、大分県でも大きな被害をもたらしたところですが、本市におきましても、12日午前０時30分に大雨洪水警報が発表され、直ちに、市役所及び各総合支所において職員配備体制をとり、情報収集等に当たったところでございます。

その後も雨は衰えることなく、特に、鹿本地区の菊池川沿線集落であります川北地区では、内水による道路の冠水が始まり、また近年に見られない規模での河川の増水を起こすなど、事態が深刻化したことから市長を本部長とする災害対策本部を設置し、鹿本総合支所及び地元区長さんと協議の上、避難所を開設、午前６時45分、避難勧告を発令したところでございます。

その際におけます避難情報の伝達につきましては、防災行政無線で呼びかけるとともに、川北地区各世帯に避難支援の必要の有無について電話で確認をし、避難支援希望者については、地元消防団と総合支所職員等による誘導を行ったところでございます。

今回の豪雨におきましては、短時間の間に事態が急変したとはいえ、地区に設置された排水ポンプ場の稼働状況や冠水の状況など、現場状況に関して情報の把握が十分であったとはいえず、反省すべき点であったものと考えております。この教訓を生かし、被害防止のための迅速かつ正確な情報の収集と住民避難のタイミングなどについて、的確な判断に努めてまいりたいと考えます。

また避難勧告を発令する場合、被害発生場所や近隣避難施設の使用の可否などの状況に応じて避難施設を判断することになり、通常の場合、分田・小柳地区におきましては、最寄りの指定避難施設であります鹿本町ひだまりへ避難誘導を行うところでございます。しかしながら、冨丸議員ご指摘のとおり、菊池川の増水等によっては、橋梁を通行できないなど、避難経路が寸断される事態も起こり得ることは、想定しておくべきことであるものと認識しておるところでございます。

このような場合に、分田・小柳地区におきましては、代替の避難施設として鹿央地区の鹿央公民館や多目的研修センター、千田小学校などに避難していただくものと考えております。議員ご指摘のありましたように、今後とも情報伝達体制の充実

と強化を図ってまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

冨丸議員、ご質問の２点目、県北部豪雨災害における排水機場等の稼働についてお答えいたします。湛水防除排水機場は、流域開発や集中豪雨における洪水量の増加により自然排水樋門能力が低下するため、農地・農作物等の財産や住民の安全を浸水被害から守るための排水施設であります。

藤井・川北第一、第二排水機場並びに小柳排水機場の稼働については、雨水排水等の貯水槽水位及び排水先の河川水位による自動制御装置で稼働しており、加えて市と地元で維持管理委託契約を締結し、初期動作及び草刈り、清掃などの維持管理を協力していただいている状況であります。

また、藤井・川北の２排水機場からは、自動通報装置システムにより、地元役員２名と農村整備課の担当職員３名への通報が随時送信され、初期動作の遅れが生じないよう万全の体制をとっております。

小柳排水機場については、建設年度の関係で、自動通報装置が設置されておりませんが、気象庁などからの大雨や洪水警報が発令された時点で地元関係者が待機するような管理体制が整えられており、初期動作の遅れが生じないように努めているところです。

しかしながら、今回の激甚的な豪雨等のような緊急事態が発生することも踏まえて、速やかに対策を講じるために各集落が連携を取り合いながら管理体制を整える連絡調整を推進していく必要があると考えております。

次に、３点目の農産物、農業施設への被害状況及び被害額についてお答えいたします。

７月の豪雨災害によります農産物の被害につきましては、鹿本・鹿央地域の葉たばこやスイカなどを中心に約24ヘクタールの農地が冠水し、被害総額が約3400万円となっております。

農業施設の被害につきましては、総数49件の被災報告があり、主に、鹿本町の中分田、小柳、川南地区の菊やメロンなどのハウスに備えつけてあります暖房機が冠水し、農業ハウス２棟の基礎部分の破壊も含めて被害総額が約420万円となっております。

また、農地・農業用施設等の災害は、市内全域で総数415件の被災報告があり、田、畑、水路、ため池など、総額１億円強の被害となっております。

災害対応につきましては、ただいま、全力を挙げて事務処理等に努めているところであります。以上、答弁と申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

一般質問の４点目、分田橋の安全確認及び街灯設置について、お答えします。

分田橋は、県道田底鹿本線の菊池川に昭和12年に架設され、架橋後約75年が経過しております。熊本県が県道として管理を行っており、橋梁の長寿命化を図るため橋梁点検を実施し、点検結果を踏まえた安全対策として、平成10年度に橋台及び橋脚の洗堀防止工事、平成21年度に橋梁本体の耐震性能を高めるための落橋防止工事が完了しているところでございます。

鹿本地域振興局は、ことしの７月の九州北部豪雨後における分田橋の安全確認として「目視により確認したところ、特に異常は見られない。」とのことでした。また、橋台背面の洗堀箇所の復旧については、「本橋梁は、経過年数や河川流水上、支障があることからかけかえが望ましい橋梁であり、かけかえまでの対策としましては、コンクリート土のう等による復旧とし、菊池川が渇水期に入る秋以降に施工する予定である。」とのことでした。

なお、街灯設置につきましては、県へ要望しておりますけれども、「既存の橋には構造上設置できない。」ということで、「橋のかけかえとあわせて検討する。」ということです。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

冨丸議員の一般質問、分田橋のかけかえ早期実現を目指す市長の考えについて、お答えいたします。

山鹿市と熊本市を結ぶ主要な道路である県道田底鹿本線の菊池川にかかる分田橋は、沿線住民はもとより通勤・通学路としての利用も多く、日常生活に密着した基幹的な橋梁であるとともに、産業・経済の浮揚を支える重要路線にかかる道路橋であると考えております。

また、交通量が多いにもかかわらず、歩道が整備されていないことや、架橋後長い歳月が経過し、老朽化が進んでおり、早急にかけかえが必要な橋であることは十分認識をいたしております。

今回の九州北部豪雨により分田橋を含む菊池川流域は、甚大な被害を受けましたので、平成24年７月31日に国土交通省九州整備局へ、８月28日から29日には、国土交通省本省及び民主党本部へ、菊池川の改修とあわせて分田橋のかけかえを強く要望したところでございます。

県におかれましては、「分田橋は、架橋後約75年を経過していることや、歩道もなくかけかえが望ましい橋である。」と認識しておられますし、「今回の九州北部豪雨で橋台背面が被災するなど、河川流水上からも支障があることから、今後、菊池川の管理者である国土交通省と協議しながら県の財政状況も加味してかけかえを検討していきたい。」とのことでございました。

また、国土交通省九州地方整備局での菊池川河川改修の位置づけは高く、最優先として取り組まねばならないと考えておられますし、菊池川河川事務所でも山鹿地区の河川整備を進めるとともに、分田橋かけかえに伴う河川整備の重要性を認識しておられます。今後とも分田橋のかけかえを国・県へ強く要望していく所存でございます。

ただいま、申し上げましたように、国、県、そしてまた整備局、本省とすぐに対応いたしておるところでございます。次期ということではなくて、今、行動する。そのことが必要であると思っております。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

冨丸議員、ご質問の２問目、小水力発電装置を農業用水路に設置する考えはないかについてお答えいたします。

昨年の地震、津波等による原子力発電の事故以来、太陽光、水力、風力、地熱などの再生可能エネルギーを最大限に利用する脱原発が世論の中心となっており、売電価格の安定化などの施策により啓発、推進されております。

本市におきましても農業用施設を利用した小水力発電に着目し、昨年度より候補地調査を開始し、現在、鹿北町原、菊鹿町桑原、鹿本町分田の３カ所を選定し、熊本県と合同で小水力発電の概要調査を実施しております。

平成23年度に阿蘇市に設置されておりますモデル施設や平成24年度設置予定のモデル施設の検証結果を参考に、導入に向けての検討を行ってまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

冨丸議員。了解ですか。

○５番（冨丸　洋一郎君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

冨丸議員。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

今、答弁をいただきまして、ありがたく思っております。なお、分田橋のかけかえについては、早々に市長の方で行動に移されておるということを聞きまして、多少、安心をしておりますが、国・県相手の事業でございますので、しっかりと前の方に進めていただきたい、このように思っております。

それとまた、総務部長の方からお話がありました避難経路、そういったものにつきましても、やはり分田地区が、分田橋が通行できないという状況の中で、鹿央町の公民館あるいは、そういった施設をというふうなことでございますけれども、ただそこまで行くにはやはり私たちからすれば車で移動する以外にはないわけですから、その３号線すらこの前の状況では非常に渋滞を余儀なくされておる状況ですので、そこが緊急の場合の避難経路、避難場所になるというのは、非常に、私たちからすると心配なところでもございます。

ですから、いずれにしましても、これは分田橋がかけかわって日置の交差点が改良できれば、スムーズに来民方面に移動はできるんです。歩いてでも、車でもできます。ですからこそ、この分田橋の持つ意味合いは非常に大きいものというふうに考えておりますので、先ほど、申し上げましたように、市長におかれましては、いろいろと大きな事業がメジロ押しでございますけれども、先ほど、力強い答弁をいただきました。ぜひとも、１日も早く実現することを切に希望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横手　啓介君）

以上で、冨丸議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、藤本芳雄議員の発言を許します。藤本議員。

［３番　藤本　芳雄君　登壇］

○３番（藤本　芳雄君）

議席番号３番、みらい山鹿、藤本芳雄でございます。まず、質問に入ります前に、きょうは、新聞の熊日さんの切り抜きを持ってまいりました。

大変、いい記事がありまして、「尖閣３島国有化、20億5000万円、地権者と売買契約」という記事がありました。沖縄県のこの尖閣諸島は、３島を購入するということでございますけれども、もちろん、日本の国土でありますから政府が買うのは、

今まで個人だったということで、非常にうれしく思いますけれども、テレビをけさも見ておりますと、北京や上海など各地で半日デモが勃発しておると。

また、福島県の知事さんが、会談に赴いたところが直前になってキャンセルされたと。いろんな日中間の問題は、目をみはるものがあります。韓国もしかりです。中国、韓国という、あるいは国と国の問題ですけれども、ぜひ、両国には大人の対応をしていただきたいと、そう願うものであります。

また、その下に、石原東京都知事の記事もありますけれども、この島の購入や活用のためにと約14億7000万円の寄附があったということで、やはり日本人も捨てたもんじゃないなとつくづく感心をしたところであります。

今回２点について質問をいたします。まず１点目は、命のバトン事業について、２点目は、複式学級の対応についてでございます。

まず１点目の命のバトン事業の概要についてお尋ねをいたします。既に、本市における高齢化率は30.8％であり、私の住みます平小城校区の中にも35％を超える集落が幾つもございます。その中で、ひとり暮らしの高齢者の方々や高齢者のみの世帯が増加しており、緊急時の対応あるいは救急医療情報の提供等に大変役に立つものだと思われます。そこで、この命のバトン事業の概要及び普及状況についてお尋ねをいたします。１回目を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

藤本芳雄議員の１点目、命のバトン事業についてお答えいたします。まず、命のバトンの内容でございますが、ぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶなど、緊急時における安全と安心を確保するために、緊急連絡先や救急医療情報などを記入したシートを専用の筒状の容器に入れまして、冷蔵庫に保管しておくものでございます。

自宅でぐあいが悪くなり、本人が症状や連絡先を説明できない場合など、救急隊員が命のバトンに保管された情報を確認することで、素早く対応することができるというものでございます。

なお、既に導入済みの地域につきましては、消防署や警察署との情報の共有化も図っておる状況でございます。

現在は、地域づくり計画応援事業に取り組んでいる地域において積極的に導入されておりますが、市といたしましては、行政区単位で導入を希望される場合、命のバトンの購入方法ですとか、導入の方法の紹介などの支援を行っているところでございます。

次に、普及状況でございますが、まず山鹿地域では平小城・川辺・三岳校区、それから鹿北地域におきましては、広見・岩野校区において、24の行政区、820世帯で導入をされております。特に、平小城校区では、校区を挙げて取り組んでいただいておる状況でございます。

率で申し上げますと、全２万1300世帯の４％弱、全260行政区の９％程度の導入状況となっております。現在も八幡校区や大道校区を初め、各地域で導入の準備が進められておりまして、徐々にその広がりを見せているという状況でございます。

なお、全国的に高齢者中心の事業として展開されている中ではございますが、本市におきましては、年齢に関係なく若い世代での普及も進んでいるという状況でございます。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員、了解ですか。

○３番（藤本　芳雄君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員。

［３番　藤本　芳雄君　登壇］

○３番（藤本　芳雄君）

ただいま、事業の内容及び普及状況については答弁をいただきました。

今、ご紹介がありましたけれども、実は私の平小城校区においても４月の公民館運営委員会で説明があり、その後、区長会等でしっかりと検討をされたということで、各集落に持って帰ってこの説明がありました。

校区の全世帯487世帯の93％に当たります453世帯が参加をして配備をされております。私も記入をしておりますけど、まだ冷蔵庫には入れておりませんけど、そういう取り組みが非常に校区を挙げてなされていると。そしてまた各方面にも普及しているということは、非常に喜ばしいことだと思います。

しかしながら、本市全体で見ますと、ただいまありました260行政区の９％程度の導入ということであります。高齢者のひとり暮らしのみならず、市民の生活・健康・福祉の面からも大変意義ある事業だと思います。救急事故はあっては困るが、あれば助かるという、この命のバトン事業でありますので、今、少しは触れられましたけれども、今後の取り組み等についてお尋ねをいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

命のバトン事業について、２回目のご質問にお答えいたします。

今後の取り組みにつきましては、まずは現在導入の準備を進めておられる地域の支援に力をしっかり注いでまいりたいと考えております。

また、嘱託員研修等でその必要性を感じ、導入を検討されている地域も多数ありますので、希望される地域がございましたら、情報の提供や導入の方法などを十分に説明し、導入を促進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高齢者に限らず、市民の皆さま方の緊急時における不安の解消や安心・安全な暮らしづくりのためには、大変有効な取り組みであると考えております。庁内関係部署や消防署、警察署との連携を強化しながら、命のバトン事業の普及・支援に努めてまいりたいというふうに考えております。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員、了解ですか。

○３番（藤本　芳雄君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員。

［３番　藤本　芳雄君　登壇］

○３番（藤本　芳雄君）

今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、２点目の複式学級の対応についてお尋ねをいたします。この複式学級の解消については、さきの６月定例会において原議員より、「解消のためには統合を早く進めるべきではないか。」と、そういった質問等がなされました。翌日の新聞にも記事が載っておりましたので、議会終了後、この新聞を読まれたＰＴＡの皆さん、地域の方々、あるいは保育園の保護者の方々からも「平小城小学校はいつなくなるのだろうか」と、「いつ統合されるのだろうか」と、そんなたくさんの質問が寄せられました。

実際、学校近くに住みながら別の小学校に通っている児童もいます。地元に住む者としては、１年でも長く小学校の存続を願うものです。私は、複式学級の解消のために統合を急ぐのではなく、複式学級を持つ小学校、とりわけ担任の先生方の軽減のためにも、その方策を考えていただきたいと思います。

そこで、配備されておりますアシスタントティーチャーの役割について、２点目に、今後の平小城小学校の統合に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野　富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野　富士夫君）

藤本芳雄議員の一つ目のご質問、アシスタントティーチャーの役割についてお答えいたします。

現在、川辺小学校、平小城小学校、岳間小学校、山内小学校に複式学級がございますが、山鹿市教育委員会としましては、複式学級の指導補助としてアシスタントティーチャーを４校に１名ずつ配置しております。

アシスタントティーチャーの役割としましては、複式学級の担任の授業指導の補助として教室に入ることになります。例えば、４年生、５年生の複式指導の場合、担任が４年生の直接指導をしているときに、もう一方の５年生の指導に当たります。教科は、国語、算数等が中心になっているようです。

また、学校によりましては、アシスタントティーチャーが理科や社会科、あるいは家庭科等の授業を行い、そのときに担任は単式でもう一学年の教科指導を行うなどの工夫をしている学校もございます。

いずれにしましても、複式指導では子どもたちの自主的な学びが大事になってきます。そのため、グループ学習の際に、進行役を務める学習リーダー等の育成に力を入れながら、子どもたち自身で学習が進められるように取り組んでいる学校がほとんどでございます。

次に、二つ目のご質問、今後の平小城小学校の統合についての取り組みについてお答えいたします。現在、取り組んでおります小学校の再編は、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき進めております。

議員お尋ねの平小城小学校と三岳小学校の統合につきましては、これまでＰＴＡとの意見交換を行いましたが、今後、統合校の位置や統合までのスケジュールなど、具体的な計画をもとに、地域やＰＴＡの皆様との意見交換を重ね、できるだけ早期に事業着手できるように取り組んでいきたいと考えております。

なお、現在取り組んでいる計画は、複式学級の解消を最優先課題として、計画の着実な推進を目指しておりますが、統合を進めるには地域やＰＴＡの皆様のご理解が必要なことから、今後もわかりやすく丁寧な説明に努め、子どもたちにとって最適な教育環境を提供できるように計画を確実に進めていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員、了解ですか。

○３番（藤本　芳雄君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

藤本議員。

［３番　藤本　芳雄君　登壇］

○３番（藤本　芳雄君）

２回目は、ないところと思っておりましたけれども、アシスタントティーチャーの最後の答弁で、どうも私もひっかかりましたので、お尋ねをいたしますが、答弁の中で、「いずれにしましても複式指導では子どもたちの自主的な学びが大事になってきます。」と。「そのために、グループ学習の際に、進行役を務める学習リーダー等の育成に力を入れながら、子どもたち自身で学習が進められるよう取り組んでいる学校がほとんどである。」とありました。

これは、まさに教育者としては立派な答弁であって、果たして低学年がそぎゃんとがでくるかということです。まさに、模範解答だと思います。

実は、この今９月定例会の開会日の翌日、９月５日でしたけど、午前中に、私の家のすぐ目の前が平小城小学校です。小学校にお邪魔いたし、校長先生としばらくお話をする時間をいただきました。いろいろ現状等についても、あるいはご苦労も大変あるということで、肌身を持って感じたところであります。

その後、校長先生の案内で、各教室の授業の様子を見せていただきました。複式が２学年あります。４年生、５年生は、算数の時間で、５年生５人は黒板のある前の方を向いている。そして、担任の先生が算数の授業をされております。また、横の方の４年生８人は、今度は後ろの方を向いてアシスタントティーチャーによる授業が、４、５年生ですので、整然と行われておりました。

１階におりまして、２年生、３年生の授業では、担任の一人の先生が、この左側に２年生が４名です。今度は、右側には３年生が７人、机を並べて授業をされておりました。２、３年生は国語の時間でしたので、３年生に担任の先生が対応されていると、今、答弁のように、２年生は自習といいますか、自習をしておると。机の横、すぐ裏側まで行って眺めましたけれども、こういう状況を見ますと、低学年に限らずですけども、特に、低学年当たりはかわいそうだなと一抹の寂しさを感じました。

ただいまのように、自主的なこととか、あるいは進行役を務める学習リーダーの育成とか、わからんじゃありませんけれども、とても２年生当たりが、そういうできる状態ではないとつくづく感じたところであります。

毎月15日、皆さん、ご承知ですけれども、「学校へ行こう会」というのが行われ

ております。今月は、９月18日ということで、既に、議員各位、学校へ訪問といいますか、行かれていると思いますけれども、２学期も始まりました。ぜひ、児童・生徒の様子をごらんいただければと思います。何か、教育委員会の宣伝のようになりますけれども、特に、複式学級のあるところは、ぜひ、ごらんいただいて、肌身で感じていただきたいと思います。

最後に、重ねて申し上げますけれども、複式学級の解消のために統合を急ぐのではなく、複式学級の充実、アシスタントティーチャーの増員も含めて、ぜひ、ご尽力をいただきますように、「わかった」と言っていただければ教育委員会の株もますます上がると思います。ぜひ、ご検討ご尽力をいただきますようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野　富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野　富士夫君）

失礼いたします。藤本芳雄議員から、今、お話がありましたけれども、実際に平小城小学校を訪問されて、低学年の２、３年生の授業を参観されたということで、４、５年生はそうでもなかったんですが、子どもたちが、それぞれが自主的な学びが果たしてできるって言えるのだろうかというお話だったかと思います。

実際、低学年、まだまだ１年生から２年生と、２年生から３年生へと変わった中で、子どもたちだけで学ぶというのは、なかなかそんな力はついていない学校もやっぱりあるとは思います。

そんな中で、山鹿市としましては、複式学級の指導のためにアシスタントティーチャーを配置しておりますけれども、市町村によっては、複式学級があるところでアシスタントティーチャーが配置できていない学校もあるのではないかと思います。

当然、２年生、３年生が複式の指導をするときに、担任の先生は１人でございます。で、１人の先生が２年生と直接指導している間に、じゃ、３年生は国語の時間にどんなことをするかというと、やっぱりある文を読み取って、読み取ったことの、こんなことを書きましょうとか、いわゆるワークシートとかいいますけど、プリントですね、プリントに読み取っていく時間は間接的に子どもたちだけで学習を進める。で、その間、他の学年に先生は指導をすると。そして、指導をした後に、今度は、その学年がまたワークシートから自分の考えをまとめる。その間に３年生の方の指導につくとか、「わたり」というふうに、交互に担任が渡って指導をしているのが通常でございます。

で、そんな中で、やはり、先ほど議員からもありましたけど、低学年はなかなか、

そのあたり自主的な力、それから学習リーダーというのも、なかなか育ちにくい発達段階ではあると思いますが、少しずつできる部分は任せながら、担任の方が直接かかわらない時間帯で子どもたちがどんな活動をするかということを工夫して、授業しているというところをご理解いただけたらというふうに思っているところです。

それから、議員からもう一度お話がありましたけれども、複式学級そのまま存続できるのではないかと、そのためのアシスタントティーチャーとか、そういうふうな支援をしてほしいということがありましたけれども、現在、平成21年１月に策定されました山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画においては、適正化の方針としまして、複式学級の解消及び学校施設の老朽化対策を最優先するというふうにございます。

ですから、これにのっとって学校再編を行っていくと。したがって、適正化ということですが、子どもたちの最適な学習環境をつくるということですので、その計画に、のっとっていくというところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、再編に関しましては、保護者や地域の方々のご意見を伺いながら統合を進めなければなりませんので、繰り返しになりますが、わかりやすく保護者や地域の方々に丁寧な説明を行い、子どもたちにとって最適な教育環境は何かということを考えながら、今後進めていきたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、藤本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、森川昭彦議員の発言を許します。森川議員。

［18番　森川　昭彦君　登壇］

○18番（森川　昭彦君）

議席番号18番、森川でございます。３点について一般質問をさせていただきます。

まずは１点目、中長期、特にこの５年間、10年間を見据えた市政、そして財政運営についてお尋ねをいたします。先般、政府が中期財政フレームの骨子というものをまとめました。内容を見てみますと、今から地方には、より厳しくなるような気がいたしておりおります。

提案理由の説明で、総務部長より平成23年度の財政健全化比率等がお示しになられました。県内他市と比べましても山鹿市は健全な財政運営がなされているというふうに思います。執行部の皆さん方に敬意を表します。

しかしながら、本年からが正念場でございます。さくら湯そして新庁舎、学校規模適正化事業、そしてまた新庁舎に匹敵するようなごみ焼却場の建設、大型事業が山積をいたしております。一方で、長引く景気の低迷で税収の伸びが、当面は望めない、そのような気もいたします。中長期、５年、10年後を見据えた財政戦略が必要であろうと思います。このことについて、３点、お尋ねをいたします。

１点目、合併特例期間が延長となりましたが、普通交付税の交付額というのも従前どおり、あと延長期間だけいただけるのか。また、特例公債法案が成立をいたしておりませんが、本市の収支に何か影響があるのか。３点目、特に、人口の減少、そして高齢化、歯どめがかからない状況でありますが、そのことを視野に入れた市政財政運営は、いかにあるべきかお聞かせをいただきたいと思います。

それから２点目、八千代座カルチャースポーツセンターの効果についてお尋ねをいたします。八千代座につきましては、平成13年、復興再建以来、山鹿の文化歴史を発信する山鹿の拠点、財産として大きな役割を果たしております。文化財としてのみならず、観光山鹿そしてまた山鹿の経済にも大きな成果が上がっているものと思います。

私の知り合いにお菓子のあんこをつくる業者さんがおられます。通常は、山鹿市内のお菓子屋さんに納めるあんこが30キロ程度であるそうですが、玉三郎公演のときは、その納める量が200キロを超えるということでございまして、通常の７倍程度の消費があるということでございます。このことは、ほんの１例でありまして、宿泊、そして市内での買い物と大きな経済効果をもたらしているものと思われます。

八千代座に関しまして、山鹿の入り込みのお客さんの数、そしてまた宿泊等のデータをお持ちならお知らせをいただきたいと思います。

カルチャースポーツセンターにつきましても、国体、インターハイの大会以来、県内外から多くの全国大会規模の大会が誘致をされております。山鹿には、大き過ぎる施設じゃないだろうかというお話があったそうでありますが、このカルチャーセンターをおつくりになられました先達に敬意を表するところでございます。

スポーツの振興はもちろんでございますが、多くの集客、そうして経済効果を上げているものと思います。その概要をお知らせをいただきたいと思います。

３点目、地域振興局の再編につきましてお尋ねをいたします。先日、新聞記事で県内10カ所の地域振興局を４つのエリアに分け、その一部を集約所管する広域本部を来年４月に創設する旨の報道がございました。山鹿においても大きな影響がある

ものと思いますが、市長はどのようなお考えでおられますか。お聞かせをいただきたいと思います。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

森川議員の一般質問、中長期を見据えた財政運営につきましてお答えをいたします。まず、合併特例債の発行期限の延長につきましては、さきの通常国会において、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が、６月20日に成立をしております。これにより発行期間が５年間延長されております。

次に、交付税の算定特例につきましては、合併特例債とは性質が異なるため、当初10年間の特例措置に変更はございません。

次に、本年度の特例公債法案、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案は、ご承知のとおり廃案となっております。このことを受け、去る７日、９月以降の予算に係る執行抑制方針が示され、閣議決定をされております。このうち普通交付税の９月交付につきまして、財政力の弱い団体が多い市町村分については、行政サービスの停滞を招かぬよう地方交付税法に基づき、交付予定額の全額が交付されております。このほか、地方公共団体向けの国庫補助金が抑制措置の対象となっておりますが、現在のところ本市への影響はございません。

続きまして、中期的な財政運営についてでありますが、当面は、交付税の算定特例終了後の平成27年度以降の財政基盤の確立でございます。総人件費の抑制を初め、物件費や補助費等の見直し、一方では民間移譲など、行政手法の見直しなど、さまざまな手法を用いて削減目標を達成しなければなりません。

次に、長期的には、本市の場合、合併前の平成12年の国調人口が５万9491人、合併後の平成17年は５万7726人、さらに、平成22年は５万5391人と、11年間で4100人の減少です。今後の人口推計を見ますと、10年後には５万人を割り込み、特に生産年齢人口は5000人以上減少し、税収も減少すると見込まれております。

このようなことから、将来、国や県そして市町村の形がどのようになるのか、現時点では見通すことが困難ではありますが、加速する少子化、超高齢化社会、低い経済成長の時代においては、大きな枠組みでの行政施策の展開が必要となるものと考えます。特に、最も財源を必要といたします社会保障、防災・環境政策などは、広域的な施策として取り組まなければならないものと考えております。

それとともに、これからの行財政運営においては、環境の変化、とりわけ社会経

済情勢の変化や制度改正に柔軟に対応し得るだけの行政の運営能力、戦略的な施策、そして課題解決力などの底上げが必要になってくるものと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎　泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎　泰和君）

森川議員、ご質問の２点目、八千代座とカルチャースポーツセンターの経済的効果について、お答えいたします。

まず、カルチャースポーツセンターの経済効果ですが、平成23年度中に開催されました大きな大会などを規模ごとにご紹介いたします。

アジア大会が１回、全国大会が８回、九州大会が11回、県大会が32回となりまして、以上の合計で52回になります。その他にも、さまざまな大会や練習会が開催されておりますし、関東・関西の大学野球部の合宿などでも利用がございました。

次に、昨年の年間の利用者数としましては、観客を含んだ数になりますが、総合体育館で11万4000人、市民球場で２万6000人、多目的グラウンド３万2000人となりまして、合計約17万2000人が利用されているという計算になります。

次に、このカルチャースポーツセンターが山鹿市に及ぼします経済効果についてですが、すべての利用につきまして、その経済効果を確かめることは困難ですので、把握が可能な大会の宿泊と飲食関係についてお答えをさせていただきます。

まず、昨年７月に開催されました「全国高校柔道フェスタ in YAMAGA大会」ですが、宿泊者数は、２泊で延べ660人、弁当購入も合わせまして、約460万円の費用が確認できております。８月に開催の福岡県の「ボーイズリーグ山鹿選手権野球大会」では、宿泊者数は３泊で延べ約4000人、さらに、弁当購入数7200個も合わせまして、約2600万円となりました。また、１月に開催の「高校生のニューイヤーサッカー大会」では、宿泊者数は２泊で延べ450人、弁当購入も合せまして約300万円の実質的な経済効果が確認できております。

それ以外にも、県大会以上の大会が年間49大会開催されておりますので、金額的には、なかなか把握できないのが残念ではございますが、本市にとって大きな経済的効果をもたらしているものと推測されます。

次に、八千代座の経済効果についてお答えをいたします。まず、平成23年度の八千代座の入場者数についてご説明します。入場者の種類を大きく分けますと、公演などの催し物の際の入場者と、それ以外で八千代座の施設そのものを見学に来られた方々に分類できます。

初めに、公演などの催し物の方ですが、昨年の主な公演をご紹介いたしますと、まず、坂東玉三郎関係では11月１日から20日まで連続しての特別公演を初め、６月にはチャリティー舞踊公演、７月にはチャリティーコンサートが、それぞれ２日間開催されました。合計29日間となりますので、市内外から約３万4000人の観客の方が訪れていらっしゃいます。

玉三郎関係以外の主な公演につきましては、４月の「八千代座選抜座長大会」800人、８月の「秋山仁講演会」と９月の「笑福亭仁鶴独演会」はともに500人、12月の「上方演芸会ＮＨＫ公開録音」600人などとなっております。

その他の公演など、すべて含めました八千代座の催し物の入場者総数は、年間４万2000人となっております。

次に、昨年度の公演以外で八千代座の施設そのものを見学に来られた方々の数は、３万5000人となっております。見学者の大部分の方は、市外の方と想定され、その方々の何割かは市内の旅館に宿泊され、食事をとられ、土産物や農産物・商工業製品を購入され、市街地の経済浮揚に大きく貢献されているものと思われます。

また、八千代座に来られた方々の多くが、市内の各地域の観光地や物産館にも足を伸ばされていると思いますので、これらの経済波及効果も少なくないものと考えております。

さらに、このように多くの方々に、歴史と伝統の漂う重要文化財八千代座におきまして、人間国宝の坂東玉三郎公演を初めとした、質の高い芸能や文化を観賞していただけること、そして、恵まれた施設と環境で各種スポーツに親しめるカルチャースポーツセンターで楽しんでいただけること等につきましては、山鹿のイメージアップなど、金銭ではははかり知れない大きな効果をもたらしているものと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

森川議員の３点目のご質問にお答えいたします。熊本県は、熊本市の政令指定都市移行を受けて、それ以外の地域の振興策と県自体の今後のあり方について検討されてきたと伺っております。

特に、蒲島県政２期目の戦略である「幸せ実感くまもと４カ年戦略」における基本方針を受け、10振興局体制の維持と広域的な取り組みを推進する体制の整備を検討されていた中に、７月に発生した熊本広域大水害で得られた教訓から、地域を支える体制として、有事の際の動員力、機動力、総合力のある組織体制が必要と判断

されたようでございます。

これらが、広域本部の創設の背景にあると伺っており、広域本部の統括のもと、地域密着性と広域機動性を兼ね備えた体制の構築と多くの経験・知識を要する専門的業務の集中処理により住民サービスを向上させるねらいが伺えます。

さて、以上のような熊本県の方針を受けまして、鹿本振興局と山鹿市の関係を見ますと、ご案内のとおり１局１自治体でございますので、新聞報道にもありましたとおり、鹿本振興局から本市へは積極的な権限移譲等が行われる予定です。これは、地方分権の流れからすれば、当然のことでございますし、取り組みやすさという面も十分にあると理解いたしております。

今後の動きが注目される中、本市といたしましては、市民サービスの向上と地域課題への対応力強化を目的に、本格的な地域主権の到来に対応できるすぐれた人材の育成に努める一方、権限移譲や事務委託、事務の共同処理化など、多様な形態を想定の上、熊本県には人的支援・財政的支援もしっかりと要望しながら、組織的な対応力でこの件に対処してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川　昭彦君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

森川議員。

［18番　森川　昭彦君　登壇］

○18番（森川　昭彦君）

１点目の中長期を見据えた財政運営ということで、人口の推移等もお知らせをいただきました。今、国は少子化を食いとめるためということで、いろいろな施策を打っておられますが、残念ながらこの少子化、人口減少というものは、歯どめがかからないものだと思います。やがて国が１億を割り、そうして山鹿が４万台になるというのが、もう目の前に来ているんじゃないかなと、そのように思われます。人口減少の推移をしっかりと見ながら、そしてまた高齢化の進行を見ながら、しっかりとした財政基盤の確立をお願いをいたしておきます。

２番目のカルチャー、八千代座の効果でございますが、実は、私は、市会議員になりまして、日がないときでありましたから、平成12年ぐらいだったろうと思います。旧山鹿市のときでございますが、ちょうど八千代座が復興されておりまして、大きな鉄骨の覆い屋がかかっておりました。それが完成すれば、その覆い屋は要らんということでありましたから、その覆い屋をカルチャースポーツセンターに持っ

ていって、そしてそこで雨天練習場をつくればどうかという提言をいたしました。雨天練習場があればプロ野球、それも二軍のキャンプ等が来るというお話もありましたので、そのような提言をいたしましたし、また、合宿の里をということで、多くの若者を集めたらどうかという提言をいたしましたが、残念ながらそのときは実現をいたしませんでした。

先般、８月１日、２日で、議運の研修で五島市に行ってまいりました。五島市は、その合宿誘致の、合宿の里づくり何でしょうが、いろいろと施策を打って詳しい内容の書いてあるものもいただいてまいりました。後で、担当部署にもおあげをいたしますので、またぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

さくら湯が11月開業をいたします。さくら湯そしてカルチャー、八千代座、当然公社が指定管理者として管理をお受けになるもんであると思いますが、ただ、管理するだけじゃなくて、客を呼んで何ぼの施設でありますから、観光課そして教育委員会、公社、少なくとも月に一遍くらいは、その３施設の動向等をしっかりとお調べになって、そして三者で協議をして、どのような種目が客を呼べるのか、どのような興行が客を呼べるのか、さくら湯についてはどのようなことをすれば客が呼べるか、そういうこともしっかりと検討をしていただきたいと思います。ぜひとも月に１回、少なくとも四半期に１回くらいは。ただ部長さんとか、課長さんが集まって会議をしたというだけの会議じゃなくて、担当者がしっかりとけんけんがくがくとやるような意見が出せるような会議をして、山鹿の活性化につなげていただきたいというふうに思います。

３点目につきましては、市長さんが地方分権、地方主権の流れから当然であるとおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。教育事務所や地域振興局、県も行政改革もやらにゃいかん、そしてまた地域主権に向けての体制づくりもせないかんということでございますので、財源はしっかりと確保せないけませんが、財源、権限をしっかりもらって、そして山鹿市で対応できるように、しっかりとした人材育成、職員育成に努めていただきたいと思います。以上、要望・提言をいたしまして終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、森川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［14番　吉本　政幸君　登壇］

○14番（吉本　政幸君）

14番、みらい山鹿、吉本です。通告に従いまして、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」についてお尋ねさせていただきます。

この人・農地プランにつきましては、６月の定例会で質問しました新規就農支援事業、青年就農給付金制度の答弁の中に出てまいりましたが、情報として農業新聞などで新規就農者に年150万円の文字が大きく記載され、その部分だけ目がいき、このプランの作成が前提にあるということがかすんでしまい、実際問題としてはっきり伝わっているのだろうかというふうに感じた次第です。

私の住む集落にも該当する若者がおりまして、どのようにすべきか理解できていないような状態で、他の農業者に説明会の開催を依頼したというような経緯がございます。そこで、ちょっと調べてみましたところ、このプランについての出発点としては、ＴＰＰ参加へ向けた2010年11月に閣議決定された包括的経済連携に関する基本方針にあるという方もいらっしゃるとのことであります。

ただ、農林水産省経営局は、ＴＰＰとは関係なく2011年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した基本方針行動計画の最後のところに、明確に記載されているとの説明がなされております。ただ、現在の農業、農地の将来を考えたとき、農家みずからはもちろん、いろいろな支援を願いながら課題に向かっていかなければいけない状況になってはきております。このいろいろな支援に結びつく前提条件として、このプランの作成が必要であれば、前向きに検討していくべきと考えます。

そこで、まず最初に、この「人・農地プラン」について内容説明を願います。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

吉本議員の１回目の質問「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の内容についてお答えします。

農業の現状につきましては、高齢化や後継者不足による担い手の減少、それに伴い農地の遊休地化が問題となっています。現在、全国で農業者数は186万人いますが、そのうち65歳以上が60％を占める状況から農業従事者の数がかなりのスピードで減少していることを踏まえ、持続的で力強い農業の実現のためには、少なくとも90万人の基幹的農業従事者が必要であり、そのために毎年２万人の青年就農者が必要であると試算されています。

しかし、実際青年就農者は年間１万人程度しか就農しておらず、それを今後倍増していくことが必要であり、それに伴い農地の利用集積の加速化が必要となってきます。

以上のようなことを踏まえ、本年度から国の施策として地域農業の発展のために、地域農業マスタープランとなる「人・農地プラン」の作成が始まったところです。

「人・農地プラン」は、力強い農業構造を実現するために、今後、地域農業が直面する人と農地の問題を解決する未来の設計図となるもので、集落、地域ごとに作成し、今後の中心となる経営体、担い手はどこか、中心となる経営体へどのように農地を集積するか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうしていくかを集落、地域の話し合いをすることにより、作成するものです。作成後は、市の検討会に諮り山鹿市で決定し、その後、プランに基づき施策を推進していくものです。

また、「人・農地プラン」を作成することによって、位置づけられた方に対する支援策として、45歳未満で独立・自営就農をする方に最長５年間150万円を給付する青年就農給付金、農業をやめ中心となる経営体へ農地を提供する方に支援する農地集積協力金、認定農業者がスーパーＬ資金を借りたとき、当初５年間実質無利子化となる金利負担軽減措置もあります。このプランについては、地域農業の今後を見据えた基礎となるものですので、農家の方一人一人が地域農業の未来をどのようにしていきたいのか、共通認識として問題を提起し、地元でその機運が高まることが一番重要なところですので、引き続きその意味を農家の方に理解していただくため、推進を図る必要があると考えております。以上、ご答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

吉本議員、了解ですか。

○14番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

吉本議員。

［14番　吉本　政幸君　登壇］

○14番（吉本　政幸君）

今後の地域農業が直面する人と農地の問題を解決する未来図となり、地域、集落内での話し合いをし、作成、その内容的部分の解決のために就農給付金、農地集積協力金などが支援されるとのことであります。自分も将来に対する不安ということで、幾度となく提案をさせていただいた経緯もあり、このプランの作成については支援にかかわらず、必要性を感じます。ただ、聞くところによると課題もあるように感じます。そこで、次に課題について３点ほどお尋ねいたします。

最初に、このプランの作成範囲でありますが、自治体によっては自治体全体でプランを出すというような動きもあると聞きます。確かに、行政主導でおんぶにだっこではありませんけれども、やってもらう方ができやすいようにも感じますが、どう考えておられるか。

２点目に、プランに位置づけられるとなっております新規就農者が、地域の中心となる経営体になれるのかという疑問も浮かびます。若い就農者にとって、先ほど冨丸議員、九州北部災害のことで農林業に対する被害等のことをおっしゃっておりましたけれども、やはり理想と現実の部分でいろいろな問題も発生し、経営体になってもらいたいというのは事実ですけれども、どのように動くかという点で不安も感じます。この点は、どうなのか。

それから、３点目です。５年先、10年先の未来図ということですが、実質的には現在頑張っておられる方が先々リタイアとなったとき、このプランに基づく支援などどうなるのかと考える部分もあります。今まで、農政は手を変え、品を変え進んできましたが、農村に身を置く自分といたしましても、気になるところであります。この点について、どうなるのかお尋ねします。

それから、このプランの作成へ向けて具体的な動きとして、富山県にある、ある自治体では農業再生協議会で町の方針を決定し、全地区で会議・座談会を開催、10地区のプランが策定されたということです。

また、兵庫県にある市ではモデル地区をつくり、波及をさせたいということで、たまたま今年度設立された農地組合法人や意欲的な新規就農者がいた地域に策定の働きかけを行い、４月中には策定の運びとなったと聞きます。

我が市においては、どのような進め方を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

吉本議員の２回目の質問、課題と今後の進め方についてお答えします。

まず、プランの作成範囲につきましては、基本的には集落・地域ごとに作成しますが、営農の実態に合わせて、複数集落や校区単位などもっと広いエリアでも作成可能です。ただ、現状では農家集落の歴史的背景がありますので、まずは集落・地域単位で話し合いを進めていただくことが必要です。その話の中から、相手先の意向も確認しながら、複数集落でやるのか、校区単位でやるのかは実態に合わせて作成していただければと思います。

次に、新規就農者が担い手になるのかについてですが、新規就農者への青年就農給付金については、この「人・農地プラン」に地域の担い手として位置づけてもらう必要があります。その位置づけがないと、青年就農給付金の要件が満たされず、給付ができないこととなります。地域の中で、担い手として位置づけられるかは集落内の話し合いの中で、その方の営農状況や地域へのかかわりを持って判断される

かと思います。そのことは、地域で新規就農者をみんなで支援していくことになりますし、本人も自覚を持って対応していくべき問題であると思います。市におきましても、継続的に営農ができるかは毎年確認をし、指導・支援していきたいと思います。

次に、「人・農地プラン」の今後の見通しですが、今後の農業の実情を考えますと、この人と農地の問題は地域農業を維持・発展させていくためには、必ずついてくる課題と考えていますので、形は変わっても今後とも継続して進めていかれるものと思っております。

また、地域によっては温度差があり、「なぜ、つくらなければならないのか」という気持ちや、地域営農の受け皿となる組織があるのに、プランの作成のために話し合いを行わなくてはならないという煩わしさ等が課題となっておりますが、この「人・農地プラン」は地域農業を考える大切な基礎となるものと位置づけていますので、一度は集落・地域の中で地域農業の行く末を見つめていただくならばと思っております。市といたしましても、集落座談会や区長・農家組合長説明会、またパンフレットなどいろいろな場面でこのプランの意義について、説明を行っていますが、なかなか理解ができていないところもあることは事実です。今後も粘り強くプランの重要性を訴え、地域のまとめ役である世話人の方に理解をしていただき、人と農地の問題について話し合いを進めていきたいと考えております。以上、ご答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

吉本議員、了解ですか。

○14番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

吉本議員。

［14番　吉本　政幸君　登壇］

○14番（吉本　政幸君）

このプランの見通しという点でありますが、過去に自民党政権末期では認定農業者の特定、それから経営規模による品目横断的政策のような対象者を絞り込むといいますか、選別する政策をとっておられたといいますか、とっていたような状況ですが、民主党政権となり、2010年の基本計画に兼業、小規模を含む意欲あるすべての農業者が経営発展に取り組む環境を整備すると唱えられ、先ほど申しました自民党の政策とは逆に非選別政策でという形で動いているような気もいたします。その時々の政策を有効に使いながら、対応していかなければいけない難しさも否めない点は多々あると思います。行政側としても、しっかりとした支援をいただきたいと考えます。

最後に、プラン策定をどのように生かすかということで、お聞きいたします。最初の答弁にあったように、農村、農地の問題は難しい時期に来ています。このような中、支援含め、大きな意義を持つとなると確信します。現状の分析、将来像などしっかりしたものを農業者とともに把握し、手遅れにならぬよう検討を願うものです。まさに、「人・農地プラン」はこれらの部分の中で重要な位置を占めます。農家側としては、このプランを通し、自治体農政に地域農業の立場に立ってもらい、使い勝手のいいといいますか、使いやすい条件、解釈を提起すべきとも聞きます。策定後の生かし方、どのように考えておられるのか、お尋ねし終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田　弘海君　登壇］

○農林部長（冨田　弘海君）

吉本議員の３回目の質問、プランを作成後の生かし方について、お答えいたします。「人・農地プラン」は、地域農業の未来の設計図となるものです。このプランは、５年後、10年後の地域農業の維持・発展を図るため、中心となる経営体を地域全体で支えていくことや、地域農業の発展方向を地域の皆さんで共通認識していただくことが必要で、農家の方々が自分たちの地域農業の行く末について話し合いを通し、みずからつくり、自分たちのプランだと自負することが大切です。このプランをもとに、地域の実情、問題点、今後行うべきことなど見えてくるかと思いますので、積極的に活用していただければと思います。また、担い手や農地集積など将来的な地域農業の展望を開いていただければと考えています。

このプランについては、最初からパーフェクトなものにする必要はありませんので、新規就農者が出てきたとき、集落営農組織など立ち上げるとき、農業をやめる方が出てきたときなど、必要な場合見直すことも可能ですので、弾力的に運用していただければと思います。

いずれにしましても、このプランは地域の中で今後問題となる担い手と農地について、改善・解消していくための具体的な取り組みがなされることを目的とするものですので、今後の農業を考えるためにも積極的に活用していただきたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後1時00分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、稲葉昇議員の発言を許します。稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

２番議員の稲葉昇です。鹿進会です。よろしくお願いします。今回は、一般質問山鹿・平山温泉直行バス「よへほ号」の運行状況と今後の取り組みについて、お尋ねいたしたいと思います。その前でございますけども、お礼を一つ言わせていただきます。

大変猛暑続きの夏も、少しずつ秋の気配を感じるようになりました。稲穂も日に日に穂垂れ、山にはクリの実が落ちる秋本番を向かえようといたしております。しかしながら、鳥獣被害もイノシシの被害も、あちらこちらの被害を話を聞くわけでもございます。鹿北・菊鹿地区においては、防護策を昨年から本格的に実施がなされ、すばらしい成績を、成果を上げております。我が地元といたしましても、区民一同で周囲を張り、今年度までに完成するところです。昨年、延べ延長30キロメートル、そして、さらに本年度についても助成を30キロメートルをいただき、本当にありがとうございました。農業者を代表いたしまして、一連お礼を申し上げます。山鹿中嶋市長も３選出馬という表明をされ、ぜひとも継続をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。山鹿直行バス「よへほ号」の運行状況と今後の取り組みについて、１回目、３点お聞きをしたいというふうに思います。

まず、最初に「よへほ号」の運行開始時期の運行の仕組みをどうなってるかということと、山鹿市はどのような支援をしているのか。今後、会員数、年齢層、運行状況について、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

稲葉議員ご質問の山鹿・平山温泉直行バス「よへほ号」の運行状況について、お答え申し上げます。「よへほ号」は、福岡と山鹿の交通アクセスを整備することにより、山鹿への観光客の増加を図るとともに、福岡市と山鹿市の相互交流を促進す

ることを目的として、昨年４月 16 日から会員制の直行バスとして運行しております。運行の仕組みは、事業主体である山鹿温泉観光協会が、旅行業の登録事業者である旅行企画会社と業務委託契約を結び、会員の募集と乗車予約を両者で行っております。バスの運行につきましては、山鹿市内のバス事業者と貸し切り運送契約を結び、福岡・山鹿間を１日２往復しております。

「よへほ号」の運行に当たって、山鹿市では昨年度から運行経費の一部として山鹿温泉観光協会に対し、年間 300 万円を補助しております。現在の会員登録数は、3707 人で会員の約５割が福岡県在住の方、残り５割が山鹿市を含めた熊本県内在住でございます。会員の年齢層は、昨年のデータで見ますと、20 歳から 30 歳代が 20％、40 歳から 50 歳代が 27％、60 歳以上が 48％となっております。

８月末までの今年度の運行状況につきましては、福岡から山鹿へ運行する第２便の平均乗車数は定員 45 名に対しまして 40 名で、平均乗車率は 90％、今年度は５カ月間で延べ 5874 人が「よへほ号」を利用して、山鹿にお越しいただいております。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

答弁ありがとうございました。昨年の４月16日から運行というふうなことで、お聞きをいたしました。そしてまた、山鹿温泉観光協会に対しての補助が300万円というふうなことでもございます。現在の登録数が、3707人というふうなことで５割ということは、山鹿市半分、福岡半分というふうなことでございます。そしてまた、20歳から30歳までが20％、40歳から50歳までが27％、60歳以上が48％というデータでもございます。そういった中、やはり若い人も約700名近く会員になられているかなというふうな思いです。やはり、温泉地帯ですので、やはり60歳以上が48％とやはり半分を占めてるというふうなことでもございます。５カ月間の延べ人数も、5874人というふうなことでありますが、１年間にとりますと、やはり１万3000人近くのバスツアーで来られているかなというふうに思って、大変山鹿市に来られているんだなというふうな思いでおります。

次に、２回目ですけども、３点質問させていただきます。ことしの11月23日にさ

くら湯の一般オープンが計画されております。そういった中、さくら湯とバスツアーの連携はどのようなふうに考えておられるか。

そしてまた、会員数が3700名ということであるが、市におきまして「肝いりどん事業」という事業がありますけども、その事業の中に「よへほ号」を活用してバスツアーの計画ができないかをお尋ねいたします。

さらに、３番目につきましては、新聞情報として高速バスが制度規制により、現行のまま継続ができないかと聞くが、今後の「よへほ号」の運行についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（横手　啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

２回目のご質問の１点目、「よへほ号」とさくら湯との連携につきましては、さくら湯は「湯の町山鹿」のシンボルであり、八千代座と並ぶ２大まちづくり拠点施設として、市内各所の温泉や物産施設と連携した取り組みを展開することにより、来訪者の増大による大きな経済効果を期待できるもので、「よへほ号」会員に対しましても、さくら湯に関する情報をきちんと発信し、「よへほ号」会員のさくら湯の利用を促進をしてまいります。

２点目の「よへほ号」を活用したバスツアーの企画について、お答えいたします。先ほど答弁をいたしましたが、「よへほ号」は会員制の直行バスの運行形態をとっております。会員になると、予約をしていつでも何回も利用することができます。議員ご提案のような「肝いりどん」のメンバーのような特定の方だけを乗車させるバスツアーを「よへほ号」で実施することは、非常に難しいと考えます。

３点目の来年度以降の「よへほ号」の運行について、お答えいたします。議員ご指摘のとおり、高速バスの運行に関し、平成 22 年度から国土交通省において、「バス事業のあり方検討会」で議論が重ねられ、本年４月 29 日に発生をいたしました、関越自動車道における高速バスツアー事故を踏まえ、「新高速乗合バス制度」に移行することとなりました。現在の高速バスの運行は、「よへほ号」のような旅行企画会社が貸切バス事業者と貸切運送契約を締結して、高速ツアーバスを運行する形態と、乗合バス事業者が道路運送法に基づき、自社のバスを使用した高速乗合バスを運行する形態がございますが、制度改正によりこれを一本化し、乗り合いバス事業者のみが高速乗合バスを運行することになりました。このため、「よへほ号」は現行の形態のままでは、制度上運行を継続することはできなくなります。「よへほ号」は平均乗車数を見ましても、福岡方面から観光客の増加を図るという

所期の目的を十分に達成しており、山鹿市の観光産業に大いに貢献していると高く評価しております。

来年度以降の運行につきましては、制度上の問題・課題がございますので、事業主体である山鹿温泉観光協会等と運行継続に向けた協議を進めながら、「よへほ号」の運行を支援してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。１点目のさくら湯との連携というふうなことでお聞きをしましたが、やはりさくら湯も年間 20 万人を計画しとるというふうなことでもございます。１日平均 700 人を換算しますと、大体それぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。やはり、そういった中で、１万 5000 人近くの福岡からの来客をこのさくら湯の方に引き込みながらのプラン等あたりも、最終的には考えていただくならばというふうな思いでおるところです。

それから、会員数 3700 名というところであるが、「肝いりどん事業」というふうなことを私も思うわけでもございます。こういった事業がある中に、やはり 3700 名の中で先ほど見ますと、20 歳代から 30 歳代の会員の中が約 700 名おるというふうなことで、やはりそういった中で独身者もかなりおられるんじゃないかというふうに思います。そういった方のデータも拾いながら、やはり春あるいは秋にかけての行楽シーズンに向けて、そういったバスをチャーターしながらでも「肝いりどん」の計画に結びつけるならばというふうに思うわけでもございます。やはり、春には日輪寺のツツジの公園がすばらしい公園でもあります。そういった中で、やはりカップルができるかなというふうな思いと、秋にはミカンの味覚、いわゆる不動岩近くに堀議員もおられます。そういった中でのミカン狩り等あたりを計画して、やはり福岡県との結びをするならばというふうな思いでおります。ぜひそういった連携した計画の中で、この事業を進めていただくならばというふうに思っております。

３点目につきましては、非常にこの先行きの暗いようなお話でもございますが、非常にこのすばらしいこの計画でもございます。今は３号線をですね、４時前に非

常にきらびやかなバスが福岡方面へ帰っていくというふうにお見受けをして、そしてまた、鹿北の道の駅等あたりにお買い物をして帰られるというふうなことで、非常に連携的に鹿北あたりの農産物あたりも買っていただくというふうなことも聞いております。今後さらにですね、そういった手腕の技といいますか、手腕で客を引きつけるというふうなことで、観光課についてはさらなる努力をしながら、山鹿市の観光発展に結びつけていただくならばというふうな思いでおるところです。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（横手　啓介君）

以上で、稲葉議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

議席番号７番、公明党の北原昭三でございます。質問に入ります前に、私も一言お礼を申し上げます。さきの定例会で、小中学校へのミストシャワーの設置を要望しておりました。テストランといたしまして、８月、大道小学校に設置をしていただき、ありがとうございます。９月３日、設置状況等の確認に行ってまいりました。ちょうどそのとき、児童たちが外から校舎に入る際に、そのミストシャワーの下を通り「非常に涼しい」とですね、感想をですね、言っとりました。今後につきましても、ほかの学校への設置を要望していきたいというふうに考えております。

それでは、発言通告に従いまして、一括にて３件の一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず１件目は、空き家対策について、でございます。近年、全国的に空き家が増加をしており、防災性の低下、防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化など、空き家の発生が問題となります。総務省の住宅・土地統計調査によりますと、平成20年段階で全国の総住宅数5759万戸に対しまして、空き家の数は757万戸となり、全国の総住宅に占める空き家の割合は、13.1％と過去最高であり、平成15年調査から97万戸の増加となってるそうでございます。都道府県別の空き家率について見ますと、最も高い山梨県で20.3％、最も低い沖縄県でも10.3％とすべての都道府県で空き家率が１割以上を超えているという計算になります。

本市も、平成22年７月に空き家調査が実施されております。初めに、その調査の経緯また本市の空き家・廃屋等の状況並びに空き家件数について、お伺いをいたしたいと思います。２点目としまして、「空き家バンク」登録についての見解をお願いいたします。

２件目、コンビニにおける証明書等の交付について、でございます。全国の自治体でコンビニにおける証明書等の交付が始まっており、コンビニ交付は皆様ご存じのとおり、2010年の２月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは本年５月７日時点で、交付業務をセブン-イレブンに委託してる自治体は、46市区町村で本年度の新規委託も福岡など11市町にとどまっております。この普及が進まない原因の一つに、利用できるコンビニがセブン-イレブンに限られていることなどが挙げられております。来年の春から、このセブン-イレブンのほかに大手２社が参入し、３社が交付サービスを取り扱うことになりますと、利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開が期待をされているところでございます。コンビニ交付についてのイメージ、流れについての説明をお願いをいたしたいと思います。

３件目は、防災等の情報入手について、であります。防災行政無線の整備が進んでおり、防災に関すること、またほかの情報入手として防災行政無線整備が進み、ありがたく感じているところでございます。この内容につきましては、昨日森久雄議員よりも質問がありましたけども、私も防災行政無線が聞こえない等の相談を受けておりますので、あえて質問をいたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。難聴地域また、全く聞けない地域では、災害・避難情報等の情報が遅れ、被害をこうむる可能性がないかと心配をしているところでございます。

そこで、お聞きをいたします。山鹿市全域の防災行政無線の難聴地域への対応は、どのようにされておりますか。また、区長さんたちからの要望が出ていましたら、その内容を教えていただきたいと思います。

また、これは福祉課と思いますが、まとめて答弁をお願いをいたしたいと思います。ひとり住まいの障害者など、災害要支援者の方にとっての防災避難体制は、どのようになっておりますでしょうか。

続きまして、防災ラジオの導入について、であります。防災ラジオは、市の防災無線の放送を補充する目的で導入し、万一の災害等に欠かせない情報伝達の一手段として有効に機能することが期待され、防災行政無線の難聴地域にも効果があると思われます。防災行政無線が聞こえない地域、またひとり住まいの高齢者宅、障害者宅にこの防災ラジオを配布することについての見解をお伺いをいたします。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

北原議員の１点目、空き家対策につきまして、お答えいたします。将来、空き家を有効活用し、定住促進や地域活性化につなげるためには、その実態を把握する必要がございます。平成22年から平成23年にかけまして、嘱託員の皆様方のご協力をいただき、賃貸アパートや宅建事業者等に登録・管理されている物件、個人で適切に管理されている物件を除き、実態調査を実施いたしました。その結果、現在661戸の空き家を確認しております。

地域別に見ますと、山鹿地域350戸、鹿北地域62戸、菊鹿地域76戸、鹿本地域102戸、鹿央地域71戸であります。そのうち、62戸は廃屋というふうになっております。これは、空き家のうち所有者、管理者がわかっている物件で、そのまま住める状態や多少の修理で住めると思われる家屋を中心に194戸に対して、意向調査を実施しまして、45戸につきましては「貸したい」、「売りたい」との意向をお持ちであるというような結果を得ております。

現在、「空き家バンク」の立ち上げ準備を進めておりまして、立ち上げに向けての課題や問題点を整理するとともに、宅地建物取引業協会とも十分に協議を進めてまいります。また、登録物件の募集やさらに詳しい調査を実施した上で、できる限り早い時期にホームページを立ち上げる予定といたしております。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

北原議員の住民サービスの向上についての各種証明をコンビニで受ける場合の流れについて、のご質問にお答えをいたします。

コンビニでの証明書交付につきましては、関東近郊の市区町村から徐々に全国に広がり、現在では56の市区町村においてこのサービスが提供されております。

コンビニで証明書の交付を受ける際には、事前に市区町村から発行されます住基カードが必要となってまいります。利用者は、店舗内に設置されておりますマルチコピー機に、この住基カードを挿入し、暗証番号を入力した後、画面の指示に従い、タッチパネルを操作し、手数料を料金口に入金することによりまして、コンビニの店員を介さずに必要な証明書を受け取ることができます。また、コンビニと市区町村とは証明書交付センターを介して専用回線で接続されており、市区町村は申請の情報を受けた後に、証明書の情報を送信することとなります。

証明書交付センターでは、偽造防止の情報が追加され、コンビニのマルチコピー

機はこの情報を受け取るという流れになります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

北原議員からの一般質問、防災ラジオの導入等についてお答えをいたします。

防災行政無線につきましては、合併以前に山鹿地区及び鹿本地区において整備されておりますが、山鹿地区におきましては各地域への屋外放送設備の設置を基本とし、各地区の区長さんなど一部世帯のみ、戸別受信機を配備しているところでございます。

なお、昨日の森久雄議員の一般質問で答弁しましたとおり、屋外放送設備から流れる音声は、風向き一つで影響を受けるなど情報伝達能力に限界があることから、市民の方から「聞き取れなかった」という情報も寄せられております。市といたしましては、嘱託員さんからの情報提供により、恒常的に聞き取りにくいといった地域につきましては、専門業者に調査を依頼し、スピーカーの方向や音量調整など可能な範囲での対応を行っている状況でございます。

また、高齢者など災害時要援護者などへの情報伝達につきましては、福祉課で取り組んでおります災害時要援護者支援計画に基づき、あらかじめ情報の伝達体制を定めておくこととしており、電話等の公共通信設備が使用できない場合を想定した人的手段による伝達方法についても、整備を進めております。

なお、防災ラジオの導入につきましては、現在整備中の鹿北・菊鹿・鹿央地区は、国の電波行政の方針に従い、デジタル方式で整備をしております。アナログ方式を採用しております山鹿・鹿本地区につきましても、老朽化に伴い将来的にはデジタル方式に移行するものと思います。このようなことから、これまで流通しております防災ラジオは、アナログ対応であるため、全国的にデジタル化への移行が進む中において、アナログ機器の導入については、難しいものがあるというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

北原議員。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁、ありがとうございました。防災ラジオにつきましては、アナログ式でございますけども、山鹿・鹿本地域につきましては、まだ防災行政無線はアナログ方式を採用されておるわけでございます。将来的には、デジタル化への移行になると思いますが、それまでのつなぎとして防災ラジオは利用価値のある機器と私は思っております。余談でございますけども、昨日防災ラジオの製造メーカーに確認をいたしましたら、ちょっと単価は高くなりますけども、200 台ぐらいから受注、生産ができるそうでございます。いずれにしましても、防災行政無線の聞こえが悪い、この難聴地域への対応を今まで以上によろしくお願いをいたしておきたいというふうに思います。

空き家対策につきましては、本市におきましては先ほど答弁の中で総数は 661 戸ということで、中でも 45 件につきましては、「貸したい」「売りたい」との意向があるとのことで何らかのいい方向にですね、結果的につながればいいかと思います。

空き家情報、定住促進事業を促進する「空き家バンク」につきましては、強力な推進をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、２回目の質問をいたします。今後、本格的な少子高齢化、人口減少に入る我が国におきましては、一層空き家率が高くなることが予想をされます。そのような中、空き家対策を実施する自治体もふえてきております。現在、地方公共団体や民間事業者などが、空き家を宿泊施設や地域にコミュニティーにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な家屋を撤去する場合などに国や地方公共団体が費用を補助する「空き家再生等推進事業」が活用をされております。同事業は、皆様ご存じのとおり、地域住宅交付金の基幹事業に位置づけられております。国交省の補助は、人口が減少している市町村や旧産炭地、過疎化が条件で来年度までとなっております。

九州では、長崎市や大牟田市などでも活用をされており、八代市の事例につまきましては、先般の新聞で紹介がされておりました。本市でも、この補助事業であります「空き家再生等推進事業」を活用して、老朽家屋対策に取り組んではどうかと考えますが、ご見解をお伺いをいたします。この件に関しましては、所管でございますので、今後は委員会の中で質問をしてまいりたいと思っております。

また、熊本市も管理条例を検討されてるようでございます。本市も、この空き家適正管理条例等の政策が必要になってくるのかと思っているところでございます。

続きまして、コンビニにおける証明等の交付について、先ほど詳しい説明がございましたけども、このコンビニ交付を受けるには住民基本台帳カード、住基カード

が必要でございます。この本市の住基カードの普及率はどのようになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。

コンビニ交付している自治体といたしましては、これは福岡県では福岡市、大牟田市がございます。また、熊本県では益城町が平成 23 年から住民票の写し、印鑑証明など、また平成 24 年３月からは、税証明、戸籍証明書の提供が開始をされております。

自治体にとりましては、住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる施策と思っております。コンビニにおける証明書等の交付についての本市の見解をお伺いをいたします。以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

北原議員の空き家対策についての２回目、「空き家再生等推進事業」に取り組む考えはないか、についてお答えします。現在、老朽化した廃屋などにつきましては、建物所有者に対して、修繕あるいは取り壊しなどの措置をお願いする文書及び状況写真等を添付して送付しております。また、所有者に面接する機会がある場合は、自宅訪問などを行うなど、継続的にお願いしているところですが、経済的な問題や相続等にかかわる権利関係の不調などを理由により、危険な建築物の解体が速やかに進まないのが現状でございます。

しかし、本市でも他の自治体と同様、将来的に人口の減少や建物を維持管理される方々の高齢化などによりまして、空き家も増加し、廃屋もふえてくると思われますので、議員からご案内のありました「空き家再生等推進事業」を含めたほかの補助制度や、八代市を初めとする他市の事例などについて調査し、関係各課と検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問にお答えいたします。１点目の山鹿市における住基カードの発行枚数でございますが、現在 1086 件でございます。普及率としては、２％程度でございます。

２点目、コンビニ交付への取り組みに対する考えについて、でございますが、市

民の皆様のメリットといたしましては、市役所の閉庁時間や曜日などを気にせずに自分の生活スタイルに合わせて、コンビニで必要な証明書の交付を受けることができます。また今後、コンビニ交付に参加します事業者もふえていくと思いますので、さらに利便性は高まっていくものと考えられます。

一方、山鹿市にとりましても、コンビニ交付が可能な住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明、税証明などの年間交付件数が約６万件ございますので、職員を介さずに証明書の交付が可能となれば、窓口での混雑の緩和、業務の効率化が図られ、証明書発行以外の窓口サービスの拡充につながるといったメリットもございます。

コンビニ交付を実施するためには、既存の住基システムの改修、証明書発行サーバーの構築、ＩＣカード標準システムの構築、専用回線接続のための設定などが必要となりますので、そのための準備期間や導入・運用のための経費が必要となってまいります。また、事前に住基カードの普及を図るとともに、コンビニ利用を促進するための市民啓発も重要になります。

現在、熊本県内の 14 の市の方では、コンビニ交付を導入しているところはございませんが、コンビニ交付サービスを提供している自治体の運用状況、利用状況、問題点等について、窓口サービスのあり方も含めまして、調査・検討していきたいというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

北原議員。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

３回目は、質問ではございませんが、要望をさせていただきたいと思います。先ほどの答弁で住基カードの普及率は２％程度とのことでございました。普及率を上げるため、住基カードによるコンビニ交付サービスと組み合わせる形でユニークな取り組みを進めている自治体もあります。紹介をさせていただきます。

子育て支援に力を入れる千葉県松戸市は、2010 年 10 月から 12 歳以下の子どもを持つ両親に、住基カードにデザインを施した「子育てみらいカード」を発行しているそうです。手数料として、500 円は必要でございますけども、しかも、子どもが新たに誕生した両親には、記念品として無料で交付し、既にこの住基カードを持っている人には、無料で交換されているそうです。この子育てみらいカードを市内

の協賛店で提示すると、料金の割引や粗品の進呈など、店独自のサービスが受けられるそうでございます。

今後、ほかの自治体も住基カードの普及に取り組んでくることだと思っております。本市も、住基カードの普及率を上げるための施策をご検討いただきますよう、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横手　啓介君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野功議員の発言を許します。川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

19番、温もりの会の川野です。先日通告しておりました、一つの質疑と二つの質問をいたします。まず、質疑をして、次に一般質問を二つ、それぞれ一問一答方式でいたします。よろしくお願いいたします。

まず、質疑です。議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算の20ページ、（目）の観光費の中の、「やまが満喫湯らっとウォーク」について、質疑をいたします。

私は、以前からウォーキング大会を開催したらどうかと提案してきました。たしか３回ほど一般質問したと思います。本市には、マラソン大会は幾つかありますが、ウォーキング大会はありませんでした。経済効果を考えたとき、ウォーキング大会の方がその効果ははるかに大きいと思っております。

まず、参加者の意識が違います。マラソン大会は、走ることにほとんど集中しているので、終わった後、走ったことに満足をして、それ以外のことに興味が余りないという参加者が比較的多いのですが、ウォーキング大会は歩くことだけではなく、風景や自然や歴史まで興味が広がります。競技に対する体力的及び精神的な集中割合も違います。するとどうなるかと言いますと、参加後の動きに違いが出てきます。一般的には、マラソン大会は大会が終わったらすぐに帰る人が多いのですが、ウォーキング大会に参加した人たちは、その途中でも、そして終わってからも買い物をしたり、観光施設を回ったりする割合が多いと言われております。すなわち、経済効果が高いということです。それに、ツーデーとかスリーデーとすると、１泊とか２泊とかというふうに宿泊してもらえるので、落ちるお金が全然違ってきます。

また、大会運営に関しても、マラソンだと道路使用の関係で警察からかなりの規制が入ったり、健康面やとっさの事故に対しての救急対応もあり、大会運営が大変ですが、ウォーキング大会は物すごく大きな大会は別として、交通規制もそれほど大がかりでなくて、運営できます。

そういう理由で、本市経済の活性化のためにツーデーかスリーデーのウォーキング大会の開催を提案しておりました。それも健康を意識した社会体育としてではなく、観光、経済関係が主体となった大会としてどうかと提案していたところでございます。今回、「やまが満喫湯らっとウォーク」ということで、ウォーキング大会が開催されます。

昨日の福本議員の質問では、実行委員会の構成メンバーの質問がありましたが、今回は開催に向けてのこれまでの経緯と概要、現時点での計画はどのようになっているのか、質疑いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

質疑、議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算、（目）観光費の「やまが満喫湯らっとウォーク」について、ご答弁申し上げます。

今回の補正予算につきましては、「やまが満喫湯らっとウォーク実行委員会」への補助金でございまして、かねてより熊本県が実施している「地域づくり“チャレンジ”推進事業」に対し、補助要望を行っておりました同事業の補助金交付内示に伴うものでございまして、200 万円の補正予算をお願いしております。本年３月議会において、議決いただいております市の補助金200万円と合わせて、さらなる事業の充実を図るための支援でございます。

まず、これまでの経緯といたしまして、昨年７月に「山鹿ツーデーマーチ事業検討委員会」が立ち上げられ、他市町村で開催されております「ツーデーマーチ」への参加及び研修を行い、それを参考に実施に向けた協議がなされ、昨年度末に素案が完成しております。

そして、ことし６月に「山鹿レクリエーション協会」、「やまが総合スポーツクラブ」、「岳間渓谷と里山あるき実行委員会」、各地域の「観光協会とキャンプ場」、「商工会議所」及び「商工会」等、それに行政機関として県の鹿本振興局及び市の関係各課からなる「やまが満喫湯らっとウォーク実行委員会」が組織をされました。

次に、事業の概要につきましては、本事業の趣旨としまして、温泉や歴史など風情ある山鹿をめぐり、自然や史跡などを散策しながら、山鹿の魅力に触れていただくことにより、観光の振興に寄与することと定められております。

なお、今年度の開催につきましては、さくら湯開業に合わせた記念事業として実施されます。開催日は、さくら湯の開業日でございます 11 月 23 日の翌週 12 月 1

日と２日、土、日の２日間の計画でございます。今年度のコースは、初日がさくら湯を起点として、八千代座、大宮神社、博物館等を回るコース。２日目があんずの丘を起点に鞠智城、相良寺、番所地区を回るコースとなっております。

なお、このコース設定につきましては、基本的に市内全域において各地域の魅力を参加者に感じていただくこととしておりますので、１年ないし２年ではコースの見直し、変更がなされるものと思います。

今回の特色としましては、初日の夜にさくら湯周辺を中心に「ミニ百華百彩」の開催や２日目の昼食においては、番所地区において地元の方々による棚田米のおにぎりやだんご汁も計画されております。

事業の概要につきましては以上でございますが、今回の「やまが満喫湯らっとウォーク」は、当市の歴史、文化、自然など、各種地域資源を活用され、また多くの団体、地域住民の連携・協同により、開催される大会でございますので、市といたしましても多くの参加者においでいただき、山鹿を満喫いただけるよう、しっかりと支援をしてまいりたいと考えます。以上、答弁といたします。

○議長（横手　啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

大会実行委員会の皆様には大変お世話になりますが、この大会を通じて山鹿の魅力が十分に発信できて、観光面においてさらなる発展ができるように期待しております。

次に、一般質問に入ります。まず１問目。災害対策について質問いたします。

今回、災害対策や防災については、芹川議員、冨丸議員、北原議員とほかの多数の議員からも質問があっており、重要な課題になっていることのあらわれだと思っております。最近は、ゲリラ豪雨など以前では考えられないくらいの規模で災害が発生しております。

７月12日に起きた県北部豪雨災害は、気象庁が「これまでに経験したことのないような大雨」と表現しています。しかも、それが今後どこで起こるかも予測できない、どこで起きてもおかしくない状況になっております。

現在本市では、ハザードマップをつくっていて、それを全世帯に配布しておりま

すが、今までの防災計画で考えられた以上の災害が起こることを、真剣に想定しなければなりません。今のハザードマップで対応できるかどうか心配しております。

特に、広見地区などは土砂災害警戒地区に指定されております。身の安全を最優先に考えて、命を守るためには、例えば、どこにいるのが最も安全なのか、今からでも避難すべきか、家の２階などいた方がいいのかなどという、どういう行動をとるべきかの情報も的確に発信し、確実に伝えなければなりません。避難場所についても、洪水が出た場合、例えば、今年の７月の川北地区のように、道が冠水したり、橋が渡れなかったりして、指定されている場所に行けないということもあると思います。当時のままでなく、この異常なまでの気候の変化に対応した防災マップを作成し直した方がよいと思いますが、本市の現状と今後の対応を質問いたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

川野議員の一般質問、ハザードマップの現状と今後の対応について、お答えをいたします。山鹿市では、平成 18 年度に市内の危険箇所や避難場所を記した「山鹿市防災マップ」を作成し、全世帯に配布いたしております。作成から５年を経過し、川野議員のご指摘のとおり、災害の規模や新たな危険箇所の発生など、作成当時から状況も変化しており、マップの更新を検討する時期が到来しているものと認識しています。しかしながら、現在、熊本県において実施されております、土砂災害警戒区域指定に係る現地調査により、随時警戒区域の指定が進められており、調査結果次第では、避難所の見直しも生じることなどから、現時点でのマップ更新は適当ではないと判断をいたしております。

ただし、調査完了地区については、指定箇所ごとに危険区域を表示したマップを対象集落に配布しており、地域住民に対し周知を図っているところでございます。また、自主防災組織として、自主的に地域の危険箇所や避難場所、避難経路等を記したハザードマップを作成している地区もあり、災害対策に係るハード整備が追いつかない現状からも、そのようなソフト的な取り組みについて、自主防災組織の活動の一環として推進してまいりたいと考えます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

県による現地調査の結果待ちということでした。そういう調査のノウハウや予算は県の方が持っているということならば仕方はありませんが、本市の方からも早く調査が終わって、マップをつくり直せるように県に働きをかけていただくよう、要望いたします。これは、答弁は要りません。

次に、防災について２回目の質問をいたします。避難所について質問いたします。本市の避難所の整備状況はどうなっているのか、質問いたします。避難所と言っても、各地区の公民館から総合支所のような核になる施設がありますが、今回は主に核となる施設について、大きな災害が起きたときの対応が十分にできるのかどうか、それだけの設備は整っているのか、お尋ねいたします。

もし、設備の不十分な点があれば、防災関係の事業の一つに県の「緊急防災・減災事業」があります。これは、３．11災害の後にできた事業だと思いますが、財政措置も地方債充当率が100％、交付税算入率70％という有利な事業です。避難所などの施設充実に十分に使える事業だと思います。

今の施設に不備な点などがあれば、こういう事業が使えると思いますが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

川野議員の２回目のご質問、避難施設の整備状況と「緊急防災・減災事業」の活用についてお答えをいたします。

避難施設につきましては、災害の規模により段階的な開設をしていくこととしており、比較的被害規模が小さい場合は、広域避難施設として市が指定した市内 30 カ所の公共施設のうち、旧市町ごとに１、２カ所を避難施設として開設することとしております。また、避難者数が多いと見込まれる場合には、適宜避難施設を開設していくこととしています。なお、指定避難所には職員を配置し、災害対策本部と緊密な連携をとりながら避難者への対応を行っていきますが、電話等の公共通信機器が不通となった場合には、市内全域に設置する防災行政無線に備えております、双方向での通信機能を活用し、最寄りの防災行政無線により情報交換を行うことが可能でございます。

また、「緊急防災・減災事業」につきましては、平成23年12月に、国の第３次補正予算にあわせて平成 24 年度までの２カ年をめどに創設された事業でございますが、事業メニューである避難施設の防災機能強化整備においても、防災計画の見直し及び土砂災害警戒区域指定に係る現地調査に伴う指定避難施設の見直しを考慮し、事業の活用はしていないところでございます。しかしながら、防災体制の強化につきましては、市民の安全・安心の確保のため、引き続き取り組んでいく必要があることからも、市の財政負担が軽減される有利な事業の活用を図ってまいりたいと考えます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手　啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

３．11の災害で、避難された方々が避難所で「何が不便でしたか」という問いに、「とにかくどうなっているのかの情報が欲しかった」という意見が多かったと、この前のＮＨＫの番組でも言っておりました。その情報の伝達をするためには、電気が必要です。避難所が停電していては、その機能が十分に果たせません。

今回、３．11の震災で、発電のためのソーラーパネルだけでは役に立たないということが、はっきりいたしました。発電しても、それをためておく蓄電システムがなければ、役に立たないということです。

本市でも、数年前にソーラーパネルを小中学校や公共施設に設置しておりますが、それらを災害時に役に立つように、蓄電システム等を追加することも検討したらと思います。もう、これに関しては、答弁は要りません。

次に、２問目の子ども議会について、質問いたします。本市では、夏休みの時期に小中学校生を対象に、子ども議会として、本会議場で議会形式の意見や要望を言う場を設けております。本年も８月20日に開かれました。今回、ぜひ見たかったのですが、当日は研修で大阪の方に行っておりましたので、残念ながら傍聴できませんでした。子ども議会に関しては、旧鹿本町のときにも開催しておりまして、最初の１回目のときは、私たち議員は、子どもと同席しておりました。つまり、発表する子どもの横に座って子どもたちの質疑を聞いていた記憶があります。その年の次の年からは、それがなくなったのですけども、とてもユニークな意見があったり、

要望などは執行部も真摯に聞いてくれて、私たちが言うよりも聞いてくれるのではないかと思ったぐらいの記憶があります。

合併して５回ほど開かれたということですが、現在の子ども議会の状況と効果等はどうあらわれているのか、把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

川野議員の一般質問、現在の子ども議会の状況について、お答えいたします。子ども議会は、平成 20 年から本年まで５回、小学校または中学校を対象に山鹿市及び山鹿市教育委員会の主催で実施しております。

開催の趣旨は、行政や議会の仕組みについて理解を深めること、議会形式で自分の意見や要望を発表する機会を提供することにより、将来の山鹿市を担う子どもたちに、市政についての関心を持ってもらうことであります。

今年は、中学校を対象に実施し、各学校２名からなる 12 名の子ども議員からの質問に対し、市長、教育長のほか、担当職員がお答えしております。例年、子どもたちの取り組む姿勢もすばらしく、開催の趣旨に沿った成果が上がっていると思われます。

しかしながら、もっと多くの子どもたちが参画できて、さらに効果が上がる方法があるのではないかということで、他市の先進事例の調査・研究、学校側の意見をお聞きしながら、今後のあり方を検討することといたしております。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

確かに、旧町のときと比べると、学校数も多く直接かかわる子どもが少な過ぎるという問題もあると思います。さらに効果的なありようを検討するということですので、それはお任せしたいと思います。

次に質問したいのは、高校生議会を検討してはどうかということです。ご存じの

ように、本市には四つの高校があります。それも、公立の普通高校、商業工業高校、農業高校と私立の高校と実にバランスがよくできております。同じような規模の市で、これだけ高校がそろっているところはあまりないんじゃないでしょうか。

各高校生のそれぞれの立場で、どんな質問や要望が出るのか興味深いし、聞いてみたいとは思いませんか。しかも、小中学生と違ってすぐに社会人になる生徒もいますし、選挙も２、３年後にはできるようになるので、行政についての興味を持ってもらうチャンスになります。

教育長も就任された当時から、幼、保、小、中、高の連携とよく言われておりました。本市としても、幼、保、小、中、高一体となった政策をして、子どもたちにふるさとに愛着を持ってもらえるような、この市に住みたくなるようにするために教育の一環として、高校生議会の開催を提案するものです。

○議長（横手　啓介君）

答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

川野議員の高校生議会を検討してはどうかについて、お答えいたします。高校生議会は、熊本県が平成 23 年度より県議会本会議場において、県の施策や県議会の役割について理解と関心を深めるとともに、高校生たちが描いている「くまもとの夢」について議論を交わす場の創出ということで、実施されております。本市からも、鹿本高校、城北高校が参加しております。

本市には、四つの高校がありますが、高校生の意見を聞き、高校との連携を深めるという観点から、各高校の特色ある意欲的な取り組みを積極的に支援をいたしております。

具体的には、鹿本高校における生徒が市の職員になったと仮定し、市政への提案を行う「バーチャル市役所」、それから鹿本農業高校と城北高校における地産地消を視野に置いた「加工品の開発」、また、鹿本商工高校における「温泉プラザ山鹿」での常設実習店舗「かざぐるま」の運営のほか、郷土芸能の伝承、福祉教育におけるボランティア活動など、さまざまな分野で情報の提供、指導・助言、助成などの支援を行っております。

このような状況の中で、ご提案いただきました高校生議会の本市での実施につきましては、市内４高校の意向を確認の上、検討してまいりますが、現段階では、ただいま紹介いたしました、現在行っている取り組みをさらに充実・発展させることに重点を置きたいというふうに考えております。

今後とも、小・中・高校生を含む若い世代が、ふるさと山鹿に対する関心や理解

を深め、ふるさと山鹿に愛着を持って住み活躍いただけるような、さらには市外の若い世代が移り住んで暮らしたくなるような、若年世代の定住促進対策もしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。以上、お答えいたします。

○議長（横手　啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

残念ながら、積極的には実施はしないという答弁でした。高校は、小中学校と違って市ではなく県の管轄なので、市の方から勝手に決めて高校に参加してもらうというわけにはいかないということだと思います。

ただ、開催に関しましては、４校の意向を確認してからということですが、地元の行政に対して直接質問や要望を議会形式で言えるのは貴重な経験になります。各高校への呼びかけは、教育委員会と一緒になって積極的にやってもらいたいと思います。

本市の活性化を考えたときに、強い産業のない本市の魅力を出すためには、教育というキーワードは非常に重要だと思います。先ほども言いましたが、高校が４校もあるということは、よそに比べて大きな強みがあります。魅力があるということです。この点を生かして、市の発展のために教育行政をもっと活性化していただきたいと思います。来年から、県の教育事務所が本市からなくなります。このピンチをチャンスに変えてもらいたいと、以前から言っておりますが、その方針が見えておりません。

日本維新の会が、最近政界の話題になっております。その維新八策の中に、教育委員会制度廃止という項目があります。理由を聞くと、「なるほど」という部分もあります。ただ、今の制度でもトップがしっかりしているとちゃんと機能すると思っております。以前も言いましたが、トップのマネジメントが大事だということです。教育にとってだれが顧客なのか、どうすれば満足が得られるのか、的確に把握することが大事です。

教育長が昨日の答弁で、「私の先生は市長です。」と言われました。本気なのか、冗談なのかわかりませんが、市と教育委員会は独立したものですし、「私の先生は市長です。」というのは、議場での発言としては適切な意見ではないと思います。

教育がよその市より、より魅力的なものになり、本市に住みたいと思う人がふえるようにと思い、今回も提案いたしました。しっかり検討していただきたいと思います。

それと、教育長の発言に関しては質問を出しておりませんので、答弁に関しては強制いたしませんが、教育長の判断にお任せいたします。以上で、質問を終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、川野議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第71号及び議案第72号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び第72号の２案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（横手　啓介君）

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（横手　啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時15分　散会

～～～

９月２１日（金曜日）

平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成24年９月21日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第２号)）

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算(第１号)）

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)）

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第３号)）

議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例

議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)

議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)

議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)

議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算(第１号)

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市さくら湯)

議案第70号　字の区域の変更について

議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第14号　ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））
議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））
議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号））
議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例
議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例
議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）
議案第70号　字の区域の変更について
議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第14号　ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

日程追加
第２　議案第73号　工事請負契約の締結について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　永　田　　健　君
２番　稲　葉　　昇　君
３番　藤　本　芳　雄　君
４番　福　本　義　文　君
５番　冨　丸　洋一郎　君
６番　藤　本　峰　秀　君

7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	立山秀木君
11番	立山　隆君
12番	原　徹君
13番	平井邦廣君
14番	吉本政幸君
15番	池田誠一君
16番	堀　茂幸君
17番	永田紘二君
18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	冨田弘海君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君

環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
監理検査室長	村上　武君
健康増進課長	田中修政君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君
農業委員会事務局長	西田博之君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　議案第59号～議案第72号
認定第１号～認定第13号
陳情第14号

○議長（横手　啓介君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、認定、陳情及び議案第71号、議案第72号の全案件を議題といたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））
議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））
議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号））
議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例
議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例
議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第66号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第67号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第68号　平成24年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）
議案第70号　字の区域の変更について
議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第14号　ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める陳情書

――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

各常任委員長の報告を求めます。藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原　弘君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（藤原　弘君）

福祉厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案４件、認定５件であります。

去る９月 13 日、午前 10 時から３階会議室におきまして、委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、付託案件につきまして慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第 65 号　平成 24 年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 66 号　平成 24 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 67 号　平成 24 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 68 号　平成 24 年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成 23 年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について(中所管)。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成 23 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成23年度山鹿市病院事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手　啓介君）

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山　秀木君　登壇］

○経済観光常任委員長（立山　秀木君）

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案３件、認定５件であります。

去る９月14日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第２号)中所管)。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市さくら湯)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について(中所管)。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成23年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成23年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成23年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原

案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成23年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案審査後に、さくら湯の現地調査を行い、担当職員から現在の工事の進捗状況などの説明を受けました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手　啓介君）

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井　邦廣君　登壇］

○建設環境常任委員長（平井　邦廣君）

建設環境常任委員会並びに行政視察についての報告をいたします。

まず、行政視察についての報告です。建設環境常任委員会は、７月23日に宮城県石巻市で「東日本大震災における被害状況と現状について」と、７月24日に宮城県仙台市で「持続的エネルギー供給を可能にする省エネ・新エネプロジェクトについて」を研修いたしました。

石巻市では、平成23年３月11日に発生した、東日本大震災での津波被害状況を、当時の動画や資料により説明を受けた後、沿岸部を一望できる日和山公園や住宅が壊滅した門脇地区などの現地を視察し、被害状況の確認と今後の復興計画について話を聞くことができました。

瓦れきは市内23カ所に点在する仮置き場に集められ、市内は片づいていましたが、今後の処理問題が残っていることや、復興策事業が国と県そして市との連携が難しく、なかなか思うように進まない実態を知ることができました。

仙台市では、同じく東日本大震災をきっかけにこれまでのエネルギー需給体制を見直し、賢く使う、開発する、生み出すの三つの柱で、復興策の新市街地形成にあわせての電力供給の管理体制や、産・官・学が協力して新発電システムの開発、そして津波の被害を受けた浄水センターを活用して、石油を生成する藻、オーランチオキトリウムの培養計画について説明を受けました。

大震災は不幸な出来事であったが、石油を生み出す藻で、仙台市からひいては日本を産油国にしてみたいという、夢のような取り組みで元気を取り戻したいとの意見に、東北の希望を見出した思いがしました。

次に、本定例会で、当委員会に付託されました案件は、議案４件、認定５件であります。その審査結果について報告します。

去る９月18日火曜日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ち現地調査を行いました。調査箇所は議案第59号及び65号に係る九州北部豪雨による災害箇所と、以前から懸案事項でありました、長生水源配水区域への才野水源からの給水区域拡張計画について、才野水源地で説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第２号)中所管)。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算(第１号))。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算(第１号))。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について(中所管)。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成23年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成23年度山鹿市水道事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成23年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手　啓介君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

まず、行政視察について報告をいたします。去る８月６日から８日までの日程で、「地域おこし協力隊」について山形県尾花沢市を、そして東日本大震災における被害状況と復興計画について、宮城県東松島市を視察いたしました。

まず、視察地であります尾花沢市は、人口約１万8300人で山々に囲まれた盆地を

形成する、面積約372平方キロメートルの豊かな自然を有する市であります。

尾花沢市は、人口減少・高齢化等の進行が著しいため、地域外の人材を誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持・強化を目的に「地域おこし協力隊事業」に取り組んでおられます。

この事業は、総務省の補助事業で平成21年にスタートしており、尾花沢市では、平成22年度からこの事業に参加し、隊員を派遣してもらい、農業の手伝い、除草作業、集落のイベントへの参加など地域協力活動が行われております。

隊員は住民票を尾花沢市に移動し、市民になることが条件であり、最高３年間活動することができるとのことであります。

地方への定住促進を担う事業が開始され、他の地域では永住を決めた隊員もいるということでありますが、尾花沢市では、まだ定住に至るかは隊員の気持ち次第という状況でありました。

次の視察地であります東松島市は、人口約４万400人で、広域石巻圏の西端に位置する面積約102平方キロメートルの、ノリ、カキの養殖、漁業と農業を産業とする市であります。

東松島市では、平成23年３月11日、14時16分の三陸沖を震源として発生しました地震で、東松島市は震度６強を記録。地震によって大規模な津波が発生し、野蒜地区では、10.35メートルの高さの津波が観測をされております。

浸水地域は、市街地の65％、全国の被災市町村の中では最大となり、東松島市全体面積の37平方キロメートル、36％が浸水をしたということでありました。

また、大量の瓦れきについては、分別処理が宮城県の中でも進んでおり、可燃物、不燃物、土砂類に分類され、港湾施設仮置き場で整理保存されております。

今後の復興まちづくり計画(基本構想)については基本理念として、「あの日を忘れず　ともに未来へ『東松島一心(一新)』」とし、４項目のまちづくりを掲げ、実際に海岸線の第１次防潮の海岸堤防、第２次防潮のかさ上げ道路、さらに第３次防潮のかさ上げ道路を築く計画で、安全・安心な市街地構築に向けて事業が進んでいるということの説明を受けました。

説明後、被災地の現地視察を行い、ＪＲ仙石線の線路を境に津波に遭っていない地域と被害に遭った地域が二分され、家並みの風景から今は何もない風景へ一変する光景を目の当たりにし、まだまだ復興が進んでいない状況も確認することができました。

続きまして、本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案６件、認定１件、陳情１件であります。

去る９月19日、午前10時から本庁３階会議室において、委員全員出席、執行部に

関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ち現地調査を行いました。

まず、山鹿小学校建設現場、鹿北小学校建設現場において、担当課から建設状況についての説明を受けた後、鹿北地区防災無線について鹿北市民センターで事業説明を受けました。

道の駅鹿北小栗郷で昼食後帰庁し、午後１時15分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。その審査の結果について、ご報告いたします。

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第２号))。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第３号))。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第63号　山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　山鹿市防災会議条例及び山鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　字の区域の変更について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成23年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第14号　ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める陳情書。なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で各常任委員長の報告を終わります。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○28番（丸山　寛治君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

丸山議員。

［28番　丸山　寛治君　登壇］

○28番（丸山　寛治君）

○議長（横手　啓介君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時27分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時47分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○28番（丸山　寛治君）

議長。

○議長（横手　啓介君）

丸山議員。

［28番　丸山　寛治君　登壇］

○28番（丸山　寛治君）

先ほどの委員長報告に対する質疑については、一般質問で行った方がいいとのことですので、今回の委員長報告に対する質疑は、発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（横手　啓介君）

ただいま、丸山議員から会議規則第65条の規定により、委員長報告に対する質疑を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。丸山議員からの発言取り消しの申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（横手　啓介君）

起立多数であります。よって、丸山議員の発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第59号から議案第62号までの４案件を一括採決いたします。議案第59号から議案第62号までの４案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号を採決いたします。この採決は起立により行います。

本議案の表決においては、地方自治法第４条第３項の規定により、出席議員の３分の２以上の同意を必要といたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（横手　啓介君）

ご着席ください。出席議員は30人であり、その３分の２は20人であります。

ただいまの起立者は30人であり、所定の数以上であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号から議案第68号までの４案件を一括採決いたします。議案第65号から議案第68号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第72号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第１号は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（横手　啓介君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号から認定第13号までの12案件を一括採決いたします。

認定第２号から認定第13号までの12案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、12案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第14号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第14号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま、議案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（横手　啓介君）

お諮りいたします。この際、議案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、議案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第２　議案第73号　工事請負契約の締結について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（横手　啓介君）

日程第２、直ちに議題といたします。

議案第73号について、提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第73号　工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、山鹿市庁舎建設工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものであります。

契約の目的は、山鹿市庁舎建設工事。契約の方法は、一般競争入札です。

なお、今回の一般競争入札に係る参加資格要件につきましては、当該事業が庁舎と市民交流施設を併設した大規模工事であること、また、免震構造などの高度な技術力を要するものであり、かつ施工箇所一帯が、個人住宅等が立ち並ぶ市街地であるため、安全管理にも万全を期する必要があります。

よって、高い施工能力と専門性が求められることから、建築工事一式の経営事項審査の総合評定が1700点以上、かつ、同種工事の施工実績を持つ者であることなどとしております。

山鹿市条件付一般競争入札資格審査委員会における、資格審査を経まして、去る９月10日に入札を行い、同月14日に落札者と仮契約を締結しております。

契約の金額は、44億4727万5000円です。なお、落札率は89.75％です。

契約の相手方は、福岡市博多区下川端町９番12号、株式会社大林組九州支店、常

務執行役員支店長　林雅仁です。

２ページをお願いします。

工事の場所は、山鹿市山鹿地内であります。工事の概要につきましては、構造が鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・地上５階地下１階建及び鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造・地上２階地下１階建であります。

建築面積は、4529.47平方メートル。床面積は、１万2634.44平方メートル。用途は、市庁舎等であります。

工期は、本契約成立日の翌日から平成27年９月30日までであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（横手　啓介君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前11時23分　開議

○議長（横手　啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。

発言の通告があっておりますので、これを許します。森久雄議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

巨額の工事契約でございますので、わずかな時間での、議員に与えられた権限等ではもう少し時間が必要かとは思いましたけれども、思いつくことについて、質疑を３点ほどさせていただいて、お答えを願えればと思っております。

まず、１点は、予定価格が幾らであったのかということです。

それから、２点目に応札業者は何社あったのかということでございます。

それから、先ほどの提案理由の説明では、私の聞き取りは工事のみのように聞こえましたけれども、現庁舎解体、新庁舎の設備等、それから外構工事等は、この契約金額に含まれているのかどうなのか。そして、この際ですね、工事契約を行うに当たっては、分離発注というものは考えられなかったのかどうかについて、以上、３点お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（横手　啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

森議員の質疑にお答えをいたします。

まず、予定価格は、税込みで49億5496万円でございます。

また、本庁舎の建設入札は、対象17業者で参加業者９社でありました。

それから、本工事には、建築、設備、電気、現庁舎の解体、外構工事、駐車場整備等を含む、一括の発注となっております。

提案理由でも申し上げましたとおり、高度な技術力と専門性が求められるために、分離、分割しては発注をいたしておりません。以上でございます。

○議長（横手　啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

終わります。

○議長（横手　啓介君）

以上で、森議員の質疑を終了いたします。

通告によります質疑は終了いたしました。ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第73号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手　啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（横手　啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成24年（第４回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前11時28分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　横　手　　啓　介

山鹿市議会議員　森　　芳　顕

山鹿市議会議員　古　荘　　克　郎